NIPPONKOA
L I F E

日本興亜生命の現状2011

日本興亜生命保険株式会社

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成しているディスクロージャー資料です。また、当社のホームページ上にも全項を掲載しています。
http://www.nipponkoa.co.jp/life/

日本興亜生命
NIPPONKOA LIFE

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社は、すべての活動の原点をお客さまにおき、お客さまの信頼にお応えできる企業を目指し、
様々な取組みを進めてまいりました。
このような当社の方針と取組み、事業の概況、財務状況等をご理解いただくため、
このたび、本誌「日本興亜生命の現状2011」を発行いたしました。
当社をご理解いただくうえで、本誌がその一助となるよう、
当社の現状についてわかりやすくご説明しておりますので、
ご高覧いただければ幸いに存じます。
今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

CONTENTS

Ⅰ. はじめに
Ⅰ－1 トップメッセージ……2
Ⅰ－2 日本興亜生命の概要……4
Ⅰ－3 NKSJ グループの経営基本方針……6
Ⅰ－4 日本興亜保険グループ中期ビジョン……7
Ⅰ－5 損保ジャパンひまわり生命保険との合併について……8
Ⅰ－6 合併新会社の経営ビジョンと目指す企業像……9
Ⅰ－7 トピックス……10

Ⅱ. 平成22年度事業概況
Ⅱ－1 平成22年度における事業概況および平成23年度の取組みについて……14
Ⅱ－2 主な経営指標……16
Ⅱ－3 エンベディッド・バリュー……20

Ⅲ. 経営について
Ⅲ－1 お客様満足度向上に向けた取組み……24
Ⅲ－2 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介……29
Ⅲ－3 保険金等支払管理態勢（迅速かつ適時・適切な保険金等支払いの確保とお客様の利便性向上へ向けて）……30
Ⅲ－4 コーポレート・ガバナンス態勢……36
Ⅲ－5 利益相反管理方針の概要……41
Ⅲ－6 反社会的勢力排除に向けた取組み……42
Ⅲ－7 保険法施行に対する取組み……43
Ⅲ－8 検査・監査態勢……44
Ⅲ－9 リスク管理態勢……45
Ⅲ－10 コンプライアンス（法令等遵守）態勢……48
Ⅲ－11 第三分野保険における責任準備金の確認……50
Ⅲ－12 お客様情報の保護……51
Ⅲ－13 生命保険契約者保護機構……54

Ⅳ. CSRの取組み
Ⅳ－1 日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）……58
Ⅳ－2 環境問題への取組み……58
Ⅳ－3 社会貢献活動……59

Ⅴ. お客様へのサービスのご提供
Ⅴ－1 ご契約までの流れ（アプローチからご契約の成立まで）……62
Ⅴ－2 保険金・給付金のお支払いまでの流れ……63
Ⅴ－3 商品ラインナップ……64
Ⅴ－4 代理店教育・研修および支援制度……67
Ⅴ－5 ご契約者に対する情報提供の実態……69
Ⅴ－6 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法……71

資料編
Ⅰ 保険会社の概況及び組織……77
Ⅱ 保険会社の主要な業務の内容……82
Ⅲ 直近事業年度における事業の概況……83
Ⅳ 直近５事業年度における主要な業務の状況を示す指標……93
Ⅴ 財産の状況……94
Ⅵ 業務の状況を示す指標等……117
Ⅶ 保険会社の運営……145
Ⅷ 特別勘定に関する指標等……145
Ⅸ 保険会社及びその子会社等の状況……145

Ⅰ. はじめに

[目次]

Ⅰ－1 トップメッセージ …… 2
Ⅰ－2 日本興亜生命の概要 …… 4
（1）経営方針 …… 4
（2）主な業務の内容 …… 4
（3）日本興亜保険グループの一員として …… 5
（4）会社概要 …… 5
Ⅰ－3 NKSJグループの経営基本方針 …… 6
Ⅰ－4 日本興亜保険グループ中期ビジョン …… 7
Ⅰ－5 損保ジャパンひまわり生命保険との合併について …… 8
Ⅰ－6 合併新会社の経営ビジョンと目指す企業像 …… 9
Ⅰ－7 トピックス …… 10

Ⅰ. はじめに

Ⅰ－1　トップメッセージ

ごあいさつ

平素より、日本興亜生命に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。当社といたしましてもできる限りのご支援をしてまいる所存でありますとともに一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

2010年度の日本経済は、年初においては、輸出や生産の増加、個人消費の堅調な動きにより景気が改善傾向にありましたが、下期に向けて円高進行等により鈍化しました。その後緩やかに回復を続けていましたが、東日本大震災による影響もあり、停滞色の強い経済情勢となりました。

生命保険業界におきましては、1996年以来減少が続いていた個人保険の新契約件数および新契約高が増加に転じるなど、改善のきざしがあるものの、全社計での保有契約高は減少が続き、1988年以来の900兆円割れとなりました。

こうした中、当社は、2010年6月に主力商品である新収入保障保険の商品改定を行い、お客さまから高い評価をいただくとともに営業態勢を強化した結果、新契約高を大きく伸ばし、規模を順調に拡大することができました。2010年度末では個人保険保有契約高は4兆5,000億円を超え、保有契約件数も68万件を突破しました。これもひとえに皆さまのご支持、ご支援の賜物と深く感謝しております。

当社は1996年8月の設立以来、皆さまのあたたかいご支援により順調に発展してまいりましたが、2010年4月に発足したNKSJグループの「お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献する」という目標のもと、成長分野と位置づけられている生命保険事業を担う、当社と損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は、2011年10月1日に合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」となることを予定しております。これにより、経営基盤をさらに強固なものとし、両社の特色や強みを活かして成長をさらに加速させ、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社となることを目指してまいります。

＜2010年度の取組み＞

2010年4月1日に、当社の親会社である日本興亜損害保険株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと共同持株会社「NKSJホールディングス株式会社」を設立し、NKSJグループが誕生しました。

日本興亜保険グループは、ＮＫＳＪグループの一員として、新たなスタートを切りました。「社会への貢献」「質の向上」「収益の向上」「統合効果（シナジー）の追求」を四本柱として、2010年度から2014年度までを中期ビジョンの実行期間とし、取組みを開始しました。

また、お客さまの信頼にお応えできる企業を目指して、当社の行動指針である「すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます」を全役職員が改めて認識し、お客さまの信頼確立に努めてまいりました。

当社ではこれまでもお客さまの声を真摯に受け止め、業務改善につなげていく仕組みの構築に努めていましたが、「お客様の安心・利便の向上」を図るため、より一層の業務品質の向上に取り組んでまいりました。

募集プロセスにおいては、業務委託先である日本興亜損害保険株式会社との連携を一層強化しながら、お客さまに対する適切な説明責任の遂行を含めた「販売勧誘ルールの完全定着」等を従来にも増して徹底するとともに、コンプライアンスを中心とした代理店・募集人の資質向上に向けた取組み推進に努めてまいりました。

＜2011年度の取組み＞

NKSJグループは、「お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献する」ことを経営ビジョンの中心に据えています。

日本興亜保険グループはNKSJグループの一員として、2010年度に引き続き、「社会への貢献」「質の向上」「収益の向上」「統合効果（シナジー）の追求」の四本柱を基本方針に据え、取り組んでまいります。

当社は、NKSJグループにおいて成長分野と位置付けられている生保事業の担い手として、グループのプレゼンス向上に大きく貢献してまいります。

2011年10月1日に予定されている損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との合併により誕生する「NKSJひまわり生命保険株式会社」においては、「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社になることを目指してまいります。

2011年度も引き続き、お客さまのさらなる満足度向上を目指し、お客さまとのあらゆる接点業務における業務品質の向上が何より目指すべきものと考え、品質にこだわった業務運営を行ってまいります。

最後になりますが、当社は、お客さま起点に立った保障・サービスの提供ならびにコンプライアンスの徹底を前提として、公正で誠実な取組みを展開することで、お客さまから「優れた企業」と評価される生命保険会社、そして、お客さまや代理店の皆さまから信頼され、存在感のある会社を目指して取り組んでまいります。

今後も皆さまには変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

2011年7月

取締役社長

橋本和生

Ⅰ－2　日本興亜生命の概要

（1）経営方針

当社は、日本興亜保険グループの企業理念と行動指針に従い、会社経営を行っています。

企業理念

日本興亜保険グループは、
自主独立の精神と自由闊達な社風のもと
時代を動かす新しい発想とたゆまぬ努力で
豊かで健全な社会の発展に貢献します。

行動指針

1.すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼に応えます。
2.企業価値の向上と情報開示に努め、株主の皆様の期待に応えます。
3.高い企業倫理に基づき、誠実かつ公正で環境にやさしい企業活動を展開します。
4.自由に意見を表明し、それを具現化する活力溢れる企業風土を築きます。
5.代理店とともに、お客様に最高の安心と満足を提供します。

（2）主な業務の内容

①保険契約の引受

日本興亜損害保険株式会社の代理店約28,000店のうち、生命保険代理店として登録された約5,700店を中心とした販売チャネルにより、生損保総合販売を通じてお客様のニーズにあった、総合的にリスクをカバーする保険商品の提供に努めています。

また、これら代理店に対しては、お客さまの多様なニーズにお応えするコンサルティング力を高めるために、販売実践型の研修を継続的に実施しています。

アンダーライティング面では、健全性を確保するべく適正な危険選択を重視した業務運営を指向しています。一方で、お客さまへのサービス内容の充実に努め、お客さまから一層高い信頼が得られるよう社内体制の強化を図っています。

②資産運用

お客さまからお預かりした保険料を安定的かつ確実に運用するため、安全性を重視したうえで長期にわたり安定的な運用収益を確保するべく、公社債投資を中心とした運用を行っています。

また、運用にあたっては、流動性を確保しつつ、信用リスクを吟味したうえで各資産・銘柄の利回りを比較しながら、より有利な資産配分を行うことで、運用収益の拡大を図っています。

③他の保険会社の保険業に係る業務の代理または事務の代行

当該業務は行っておりません。

なお、当社は日本興亜損害保険株式会社に対して生命保険業務に係る業務の代理および事務の代行を委託しています。

（3）日本興亜保険グループの一員として

当社は、日本興亜保険グループの生命保険部門としてその一翼を担う日本興亜損害保険株式会社100%出資の生命保険会社です。 日本興亜保険グループは「安心を提供する事業」として損害保険業界では既に100年以上の歴史を持ち、その中で積み重ねた信用を受け継いでお客さまとの信頼関係を発展させています。

お客さまにとっては、将来の保障や安心を得るための手だてとして「生命保険」と「損害保険」は不可欠なものです。生保と損保を組み合わせることによって、個人の方々に対しても企業の皆さまに対してもトータルな視点でよりきめ細かい総合リスク管理が可能となります。当社は、お客さまにとって最良の総合保障は何かを考え、最も適切なリスク管理手法を提供いたします。

（4）会社概要

（平成23年3月31日現在）

○設　　立　平成8年8月8日
○資　本　金　200億円
○総　資　産　5,281億円
○保有契約高　5兆6,769億円（個人保険・個人年金保険・団体保険の合計）
○本店所在地　東京都中央区築地三丁目4番2号
　　なお、本社機能は以下に移転しています。
　　東京都新宿区西新宿六丁目13番1号　新宿セントラルパークビル
○取締役社長　橋本　和生
○社　員　数　629名
○営 業 拠 点　国内15ヶ所

Ⅰ－3　NKSJグループの経営基本方針

～「成長」「信頼」No.1のグループへ～

2010年４月１日、日本興亜損害保険株式会社と株式会社損害保険ジャパンは共同持株会社「NKSJホールディングス株式会社」を設立し、NKSJグループが誕生しました。

NKSJグループは、「お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献していく」ことを経営ビジョンの中心に据え、「『成長』『信頼』No.1」をグループ全体の共通標語として掲げて取り組んでいます。

NKSJホールディングス株式会社の概要

会社名：NKSJホールディングス株式会社
(英文表記：NKSJ Holdings, Inc.)
資本金：1,000億円
本店所在地：東京都新宿区西新宿1−26−1
代表取締役会長CEO(兼)会長執行役員：兵頭　誠
代表取締役社長CEO(兼)社長執行役員：佐藤　正敏

NKSJグループ経営基本方針

NKSJグループは、保険、金融事業の社会的責任と公共的使命を認識し、透明性の高いガバナンス態勢の構築とリスク管理、コンプライアンスの実効性確保を事業展開の大前提として、グループ一体の経営戦略を遂行し、持続的な成長を目指します。

1.グループ内のあらゆる分野で連携し、経営統合の効果を早期にかつ確実に実現することにより、経営効率を高めます。
2.経営統合により強固となる財務基盤や人的資源を活用し、成長分野へ戦略的に経営資源を投入することにより、グループベースでの収益を向上させ、企業価値の拡大を目指します。
3.全てのサービスプロセスにおいて業務品質の向上に取り組み、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供することにより信頼を高めます。
4.環境・健康・医療等、社会的課題に対して本業の強みを活かしつつ、ステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業としての社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。
5.グループ内での人材交流、ノウハウの有効活用や組織の活性化を積極的に図り、自由闊達・オープンで活力溢れるグループを実現し、社員とともに成長します。

■グループの事業領域と主なグループ会社

NKSJグループは、徹底したお客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献していくソリューション・サービスグループを目指していきます。

Ⅰ－4　日本興亜保険グループ中期ビジョン

日本興亜保険グループは、2010年度よりNKSJグループの一員として、スタートをしました。

「社会への貢献」「質の向上」「収益の向上」「統合効果（シナジー）の追求」を柱とした戦略を着実に実行しＮＫＳＪグループの2014年度のグループ経営目標を達成するとともに、企業価値の向上を図ることを基本的な考え方としています。

Ⅰ. 中期ビジョンの四本柱

Ⅱ. 期間

5年間（2010年度～2014年度）

Ⅲ. 中期ビジョンのねらい

◉「コスト効率（生産性）の向上」と「業務品質の向上」を両立するビジネスモデルの実現
◉日本興亜の特徴・強みを踏まえた戦略的な資源投下による成長の加速化
◉高い目標を掲げ、常にチャレンジしていく企業風土の醸成

Ⅳ. 国内生保事業の中期ビジョン

◇合併による成長の加速を図る

1. 営業・販売
   ○損保系チャネルをはじめとしたオールチャネルでの販売基盤強化
2. 商品・事務・システム
   ○マーケットニーズをとらえた商品の提供とバランスの良いポートフォリオの実現
   ○持続的成長を実現する事務システムの構築と活用

Ⅰ－5　損保ジャパンひまわり生命保険との合併について

■合併の目的

2010年４月に発足したNKSJグループにおいて成長分野と位置づけられている生命保険事業を担う、当社と損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は、「お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会に貢献していく」というグループの目標のもと、2011年10月1日に合併し、「NKSJひまわり生命保険株式会社」となることを予定しています。これにより、経営基盤をさらに強固なものとし、両社の特色や強みを活かして成長を加速させ、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社になることを目指してまいります。

■合併期日および合併に関する基本事項

当社および損保ジャパンひまわり生命保険株式会社は、2011年10月1日に合併することを予定しております。両社の保険契約者の合併後における権利は、合併の効力発生日（2011年10月1日）においてNKSJひまわり生命保険株式会社に引き継がれます。なお、両社の合併は、関係当局の認可等を前提としています。

両社の合併に関する基本事項は下表のとおりです。

項目		内容
1	新社名（商号）	NKSJひまわり生命保険株式会社 （英文表記）NKSJ Himawari Life Insurance,Inc.
2	合併期日	2011年10月1日（土）
3	存続会社	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
4	事業内容	生命保険事業
5	資本金	172.5億円
6	代表者	代表取締役社長　松﨑　敏夫
7	本店所在地	〒163―8626　東京都新宿区西新宿六丁目13番1号 新宿セントラルパークビル

■新会社名ロゴ

NKSJひまわり生命保険株式会社

英文表記

NKSJ Himawari Life Insurance, Inc.

■シンボルマーク

NKSJひまわり生命

＜社名・シンボルマークに込めた想い＞

最高品質の安心とサービスをご提供することで、お客さま一人ひとりの輝く笑顔を見守りつづけたい。その想いを、太陽を見つめつづける「ひまわり」に重ね、社名・シンボルマークとして表現しました。

また、大空へと高く、大きく成長するそのイメージは、NKSJグループの中核生命保険会社として、経営基盤をさらに強固なものとし、成長を加速していく新会社の姿を表しています。

■新会社ホームページアドレス

http://www.nksj-himawari.co.jp/

※上記ホームページアドレスは、合併日（2011年10月1日）以降ご利用できます。

Ⅰ－6　合併新会社の経営ビジョンと目指す企業像

「お客さま視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、ステークホルダーの皆さまからご支持が得られるよう、以下に掲げる生命保険会社の実現を目指してまいります。

1. 最高品質の安心とサービスを提供する生命保険会社

お客さま対応力・商品開発力・システム対応力を一層強化するとともに、販売基盤の拡充を図り、より多くのお客さまに最高品質の安心とサービスを提供します。

2. 存在感のある生命保険会社

収益力・成長力・信用力・健全性に裏付けられたブランドを確立するとともに、マーケットにおいて存在感のある生命保険会社を目指します。

3. 社会と環境にやさしい幅広いソリューションを提供する生命保険会社

健康・医療・環境等をキーワードに、人々の生活や企業活動に幅広いソリューションをご提供するとともに、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任（ＣＳＲ）を実現し、一企業市民として社会の発展に貢献する経営を目指します。

4. 企業価値の最大化を図る生命保険会社

最適な経営資源の配分、経営の効率化・収益力の向上を通じて、企業価値の最大化を図り、ＮＫＳＪグループの株主価値最大化に貢献します。

また、経営の一層の透明性の確保に努めます。

5. 自由闊達・オープンで活力溢れる企業文化を有する生命保険会社

活発なコミュニケーションの推進と、自ら専門性を高めその能力を最大限発揮できる企業文化の醸成により、ノウハウの有効活用や組織の活性化を図り、代理店・社員が働きがいを実感し、ともに成長できる生命保険会社を目指します。

Ⅰ－7　トピックス

（1）【東日本大震災】に関する当社の対応について

当社では、本社に本社災害対策本部を、被災地を担当する支店に現地災害対策本部を設置し、被災状況の把握を行うとともに、保険金・給付金の迅速かつ円滑なお支払いをはじめとして、各種の対応を行っております。

また、当社では、被災された皆さまに、下記の取扱い等を実施しております。詳細につきましては、当社総合カスタマーセンターまでお問い合わせください。

特別措置に関する対応

1．災害死亡保険金・給付金の全額支払い
2．保険金・給付金の簡易迅速な取扱い
3．契約者貸付金の特別取扱い
4．保険料払込猶予期間の延長

■上記につきましては、今後変更となる場合もあります。具体的対応についてのお問い合わせ、ご相談につきましては、当社総合カスタマーセンターまでご連絡ください。

（2）骨髄提供者（骨髄ドナー）に対する給付の追加について

現在、骨髄移植は、血液難病患者にとって有効な治療方法として認識されています。一般的には、組織適合抗原（以下、「ＨＬＡ」）が一致した骨髄ドナーから骨髄の提供を受けますが、兄弟姉妹でもＨＬＡが一致する確率は四分の一、他人の場合は数百から数万分の一程度といわれており、骨髄ドナーを見つけることは難しいのが現状です。また、骨髄ドナーには「家族への説明や手術への不安などの精神的な負担」、「入院にともなう休業補償がないなどの経済的な負担」などがあるといわれています。

当社ではこの「休業補償がないことなどの経済的な負担」に着目し、通常の医療保障ではカバーできない骨髄採取にともなう骨髄ドナーへの給付を行うことを目的に『ホッとメディカル（正式商品名：医療保険（０８））』をはじめとする医療保障商品の改定を行い、白血病などに対する有効な治療として注目されている骨髄移植において、当社保険契約の被保険者が骨髄ドナーとして骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術を受けた場合、手術給付金をお支払いします。

今後、医療保障商品に加入される場合はもちろんのこと、すでにご加入いただいている医療保障商品にも自動的に本給付が追加されます。

支払対象は2011年10月1日以後に受けた骨髄幹細胞採取手術（骨髄ドナーと受容者（移植を受ける方）が同一人となる自家移植を除きます）となります。ただし、責任開始期から1年以上経過していることを要します。また、骨髄幹細胞採取手術による手術給付は、各被保険者ごとに保険期間を通じて1回に限ります。

（3）「健康・生活応援サービス」の開始について

当社と損保ジャパンひまわり生命との合併※に伴い、日本興亜生命のご契約者さまにご利用いただいております「ふれあいテレフォンサービス」は2011年9月末日をもって終了いたします。同10月1日からは、さらにサービスを充実させた「健康・生活応援サービス」を提供させていただきます。

なお、「健康・生活応援サービス」の詳細につきましては、2011年10月1日以後、「NKSJひまわり生命保険株式会社」のホームページ（http://www.nksj-himawari.co.jp）に掲載の予定です。

※両社の合併は、関係当局の認可等を前提としております。

9月まで	ふれあいテレフォンサービス
	健康・医療相談
	介護関連相談
	生活関連相談
	家事代行紹介サービス
	PET検診紹介・予約サービス
	医療機関の情報提供サービス

→

10月から	健康・生活応援サービス
	健康・医療相談サービス
	介護関連相談サービス
	生活関連相談サービス
	家事代行紹介サービス
	PET検診紹介・予約サービス
	医療機関の情報提供サービス
新たに追加となるサービスです。※	人間ドック紹介サービス
	郵送検査紹介サービス
	ドクターアドバイスサービス

※新サービスのご案内

●人間ドック紹介サービス：全国の提携施設の中からご希望にあった人間ドックの施設のご案内・予約代行・受診券の郵送をいたします。また、人間ドックを優待料金にてご利用いただく特典もございます。

●郵送検査紹介サービス：糖尿病やがん等の検査がご自宅で簡単に行える各種検査キットを紹介するサービスです。

●ドクターアドバイスサービス：より専門的な相談を希望される方が、医師と電話で相談（予約制）できるサービスです。また、ご希望があれば、「セカンドオピニオン」を受けることができる医療機関をご案内することも可能です。

Ⅱ. 平成22年度事業概況

［目次］

Ⅱ－ 1 平成22年度における事業概況および平成23年度の取組みについて ……14

Ⅱ－ 2 主な経営指標 ……16

（1）主な経営指標の推移 ……16

（2）主な経営指標 ……17

Ⅱ－ 3 エンベディッド・バリュー ……20

（1）エンベディッド・バリューの概要 ……20

（2）平成22年度末EV ……20

（3）主要な前提条件 ……20

（4）前提条件を変更した場合の影響（感応度） ……21

（5）EVの増減要因 ……21

（6）その他 ……21

Ⅱ. 平成22年度事業概況

Ⅱ－1　平成22年度における事業概況および平成23年度の取組みについて

平成22年度のわが国経済は、春頃までは新興国・資源国経済の成長を背景とした輸出や生産の増加、政策効果に支えられた個人消費の比較的堅調な動きにより改善傾向を続けましたが、夏頃には海外経済の減速や円高進行等により総じて改善のペースが鈍化しました。その後、緩やかに回復を続けていましたが、3月11日の東日本大震災の影響により、生産設備の毀損、サプライチェーンにおける障害、電力供給の制限などから、一部の生産活動が大きく低下したため、生産面を中心に下押し圧力の強い状態となりました。

このような経済情勢のもと、日経平均株価は、4月に11,400円台の高値を付けた後反落し、9月初頭には一時8,800円を割り込みました。その後、2月中旬には10,800円台まで回復しましたが、震災後に再び下落し、3月末は9,755円となりました。

また、長期金利（10年国債金利）は、4月の1.4%台から低下傾向を続け、10月上旬に一時0.85%を割り込みましたが、3月末には1.26%まで上昇しました。

生命保険業界におきましては、個人保険の新契約件数および新契約高が増加し、改善のきざしがあるものの、解約失効は依然として高く、保有契約高の減少が続きました。

このような情勢のもとで、平成22年4月1日に、当社の親会社である日本興亜損害保険株式会社は、株式会社損害保険ジャパンと共同持株会社「NKSJホールディングス株式会社」を設立し、NKSJグループが誕生しました。当社は、経営基盤をさらに強固なものとし、成長を加速させ、お客さまからこれまで以上に選ばれる会社になることを目指し、NKSJグループにおいて成長分野と位置付けられている生命保険事業を共に担う損保ジャパンひまわり生命株式会社と平成23年4月20日に合併契約を締結し、株主総会の承認、関係当局の認可等を前提として、平成23年10月1日に合併することを予定しております。

平成22年度においては、当社は経営基本方針を「商品競争力を高めるとともに、生損保連携の強化・主要チャンネルの対応強化により規模を拡大し、業務品質の向上を図ることで収益性と企業価値の向上を実現する。」と掲げ、合併を見据え個社としても一層の事業基盤の拡大・強化に取り組んでまいりました。

商品面では、「お客さまの分かりやすさ」と「代理店の募集しやすさ」をより一層向上させるため、万一の際に残されたご家族の生活資金を確保するための「新収入保障保険」の商品改定を平成22年6月に行う等、充実した保障の提供に努めました。

販売体制面では、業務委託先である日本興亜損害保険株式会社の営業課支社の社員との連携を強化しながら、コンプライアンスをはじめとした代理店・募集人の資質向上に向けた取組みを推進しました。

このように事業活動を展開いたしました結果、当年度の新契約高は、個人保険8,118億円、個人年金保険122億円、団体保険126億円と大幅な伸びを示しました。また、解約・失効高は、個人保険4,143億円、個人年金保険88億円、団体保険74億円となりました。これらにより保有契約高は、前年度末の5兆3,069億円から3,700億円増加し、5兆6,769億円となりました。

収支の状況につきましては、保険料等収入105,646百万円、資産運用収益9,497百万円等から、保険金等支払金39,094百万円、責任準備金等繰入額55,184百万円、事業費19,577百万円等を控除した結果、経常利益は1,070百万円となりました。さらに、その他特別損失として合併関係費用を250百万円控除し、契約者配当準備金繰入額等を加減算した結果、当期純損失は278百万円となりました。

資産運用につきましては、生保の負債特性及び厳しい運用環境を踏まえ、ＡＬＭの観点から、金利リスク・信用リスクを極力抑えることを基本とし、国債や高格付社債など円建て公社債を中心とした資産運用を行いました。その結果、当年度末の総資産は5,281億円、運用資産は5,065億円となりました。

責任準備金残高につきましては、契約高の増加に伴い前年度末の4,071億円から547億円増加し４,619億円となりました。

以上のとおり当社の業容は順調に推移しております。

当社が対処すべき課題

今後のわが国経済は、当面、生産面を中心に不安定感が拭い切れない状態が続いたあと、供給面での制約が和らぎ、生産活動が回復していくにつれ、海外経済の改善を背景とする輸出の増加や、資本ストックの復元に向けた需要の顕現化などから、緩やかな回復経路に復していくとみられます。

当社は、保険金等の迅速かつ適切な支払態勢を維持するとともに、営業推進態勢・業務運営基盤の強化及び販売網の拡充・強化による保有契約高の拡大を重要課題として取組み、安定的な収益基盤の確立を目指してまいります。

全ての事業活動の原点をお客さまに置き、コンプライアンスをさらに徹底するとともにリスク管理を強化し、業務品質の向上に努めるなど、企業としての社会的な責任を遂行することによって、お客さまに選ばれ真に信頼される企業を目指して、総力を挙げて取組んでまいります。

Ⅱ－2　主な経営指標

（1）主な経営指標の推移

（単位：百万円）

項目	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益	98,417	101,554	116,048
経常利益	112	2,115	1,070
基礎利益	△1,302	2,080	664
当期純利益または当期純損失（△）	△619	551	△278
資本金（発行済株式の総数）	20,000（500千株）	20,000（500千株）	20,000（500千株）
総資産	429,022	468,988	528,146
うち特別勘定資産	—	—	—
責任準備金残高	364,665	407,193	461,954
貸付金残高	12,519	13,763	14,882
有価証券残高	321,164	378,612	423,688
ソルベンシー・マージン比率	2,947.5%	2,750.4%	2,596.3%
保有契約高	5,019,460	5,306,925	5,676,989
個人保険	3,809,387	4,004,461	4,348,942
個人年金保険	204,720	197,176	199,294
団体保険	1,005,352	1,105,286	1,128,752

（注）保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

（2）主な経営指標

生命保険会社のディスクロージャー資料の内容をより深くご理解いただけるよう、決算等でよく使用される主な経営指標についてご説明します。あわせて当社実績も掲載します。

経常利益

1,070百万円

平成22年度の経常利益は、1,070百万円（前年度2,115百万円）となりました。

経常利益とは、生命保険事業本来の営業活動により毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額を指します。
経常利益＝経常収益－経常費用

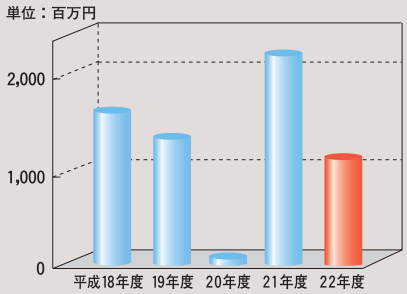

基礎利益

664百万円

平成22年度の基礎利益は664百万円（前年度2,080百万円）となりました。なお、当社には逆ざやはありません。

この指標は平成12年度から導入されたもので、「経常利益」から、いわゆる本業以外での利益である「キャピタル損益」や「臨時損益」を除いて算出した保険本業の一年間の期間収益を示す指標です。

当期純利益（純損失）

△278百万円

平成22年度の当期純利益（純損失）は△278百万円（前年度551百万円）となりました。

当期純利益（純損失）とは、経常利益から一時的に発生した特別損益・契約者配当準備金繰入額を加減した税引前当期純利益から、さらに法人税および住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた利益または損失を意味します。

資本金

200億円

当社は平成13年4月に旧興亜火災まごころ生命と旧日本火災パートナー生命（ともに資本金100億円）が合併して誕生した会社であり、資本金は合併時に200億円となりました。その後、平成14年3月に50億円の増減資を行い、現在の資本金は200億円となっています。

資本金とは、事業運営の基礎となる資金で、株主の現物および金銭による出資額をいいます。

Ⅱ. 平成22年度事業概況

総資産

5,281億円

平成22年度末の総資産は5,281億円（前年度末比112.6%）となり、着実に増加しています。

総資産とは、会社が経営活動に用いる財産の総額を表しています。

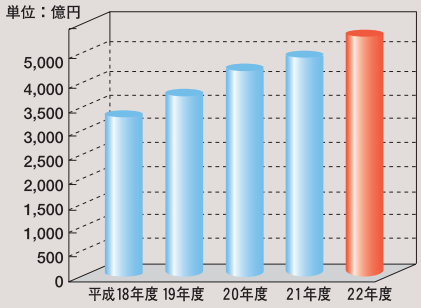

責任準備金残高

4,619億円

当社では、平成20年度から標準責任準備金による積立てを行っており、平成22年度末の責任準備金残高は4,619億円となりました。また、当社では積立水準の高い「平準純保険料式」により計算しています。

責任準備金とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で積立てが義務付けられている準備金です。責任準備金の代表的な積立方式には「平準純保険料式」と「チルメル式」とがあり、「平準純保険料式」はより積立水準が高い方式となっています。また、標準責任準備金とは、保険料計算用の基礎率によらず、保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から監督当局が定める積立方式と計算基礎率によって計算された責任準備金です。

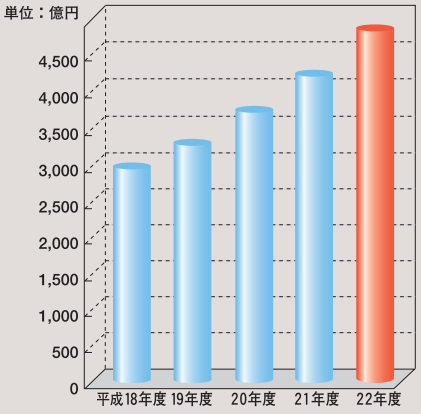

貸付金残高

148億円

当社の貸付金は「保険約款貸付」のみであり、企業への融資や住宅ローン等の「一般貸付」はありません。

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。
「保険約款貸付」には2種類あり、一つは契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」、もう一つは保険料の払込が一時的に困難になった場合に解約返戻金の範囲内で保険料の立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

有価証券残高

4,236億円

当社では負債の特性を踏まえ、長期的・安定的収益の確保を基本方針として、円建ての公社債を中心に運用を行っています。

生命保険会社の資産は、その大半が将来の保険金などの支払いを確実に行うための責任準備金に対応しているという特性から、安全性、収益性、流動性の原則に基づいて運用されます。有価証券は、国債、地方債、社債（これらを合わせて「公社債」といいます）、株式、外国証券等に分類されます。

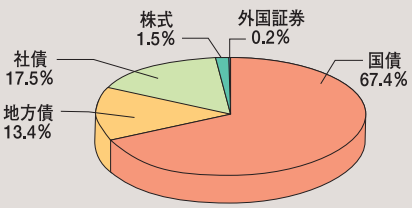

ソルベンシー・マージン比率

2,596.3%

当社のソルベンシー・マージン比率は、極めて高い水準を維持しています。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

$$\frac{61{,}719\text{百万円}}{\frac{1}{2}\times 4{,}754\text{百万円}}\times 100 = 2{,}596.3\%$$

「ソルベンシー・マージン」とは「支払余力」という意味です。「ソルベンシー・マージン比率」は、大災害や株の暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%以上であれば、健全性について一定の基準を満たしていることを示しています。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\frac{1}{2}\times\text{リスクの合計額}}\times 100$$

保有契約高

5兆6,769億円

平成22年度末の個人保険、個人年金保険、団体保険を合計した保有契約高は5兆6,769億円（前年度末比107.0%）と順調に増加しています。また、団体保険を除いた個人保険と個人年金保険合計の保有契約高も4兆5,482億円（前年度末比108.2%）と着実に増加しています。

保有契約高とは、個々のお客様に対して生命保険会社が保障する金額の総合計額です。例えば、個人保険では死亡時の支払金額等の総合計額を表しており、ご契約者から払い込まれた保険料の総合計額（保険料収入）とは異なります。

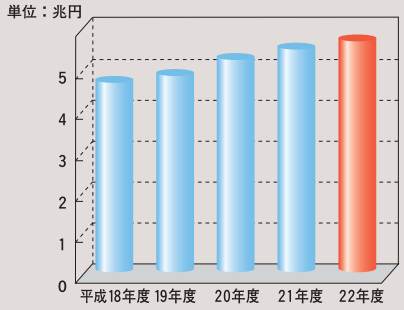

格付

AA

（保険金支払能力格付）

平成23年6月30日現在

保険金支払能力格付は、保険契約に基づいて保険金をお支払いする能力の程度を示すもので、当社は「AA」（“保険金支払能力は極めて高く、優れた要素がある”）という高い評価を得ています。なお、格付は将来的に変更されることもあります。

格付は、第三者が生命保険会社の健全性について評価した一つの指標です。当社ではお客様に当社の信用力を客観的にお知らせするため、情報開示の一環として、格付投資情報センター（R&I）に依頼して格付を取得しています。

Ⅱ. 平成22年度事業概況

Ⅱ－3　エンベディッド・バリュー

（1）エンベディッド・バリューの概要

エンベディッド・バリュー（Embedded Value：以下「EV」といいます。）とは、貸借対照表などから計算される「純資産価値」と保有契約から生じる将来利益の現在価値である「保有契約価値」を合計したもので、生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つです。

現行の生命保険会社の財務会計は、保険契約の価値が会計上の利益として反映されるまでには契約獲得から一定の時間を要しますが、EVは保有契約から生じる将来利益を現時点で認識するため、現行の財務会計を補完する指標の一つとして有用なものです。

（2）平成22年度末EV

平成22年度末EVは次のとおりです。

（単位：億円）

	平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末	
		増減額		増減額		増減額
年度末EV	859	＋24	961	＋101	1,014	＋54
純資産価値（注1）	264	△35	290	＋26	289	△ 1
保有契約価値（注2）	595	＋59	671	＋76	725	＋55
うち新契約価値（注3）	13	△16	13	△ 0	16	＋ 3

（注1）純資産価値＝貸借対照表の純資産の部＋価格変動準備金（税引後）＋危険準備金（税引後）＋配当準備金中の未割当額（税引後）
（注2）保有契約価値は、保有契約から生じる将来利益（税引後）をリスク割引率で割り引いた現在価値です。将来利益（税引後）からは、一定のソルベンシー・マージン比率を維持するために必要な資本等に係るコストを控除しています。
（注3）新契約価値は、EV総額のうちの当該年度の新契約に係わる金額です。

（3）主要な前提条件

EV算出の際の主要な前提条件は次のとおりです。

前提条件	設定方法	
保険事故発生率	保障種類別・保険年度別等の過去の実績および業界統計データに基づき設定。	
解約・失効率	保険種類・払込方法・保険年度別等の過去の実績等に基づき設定。	
経費	過去の実績等に基づき設定。	
資産運用利回り	【平成21年度末】 新規資金を10年国債（利回りは約1.39%）および30年国債（利回りは約2.29%）に投資する前提で設定。 主な年度の運用利回りは次のとおり。 2.06%　（平成23年度） 2.06%　（平成24年度） 2.07%　（平成25年度） 2.10%　（平成27年度） 2.15%　（平成32年度） 2.16%　（平成37年度） 2.16%　（平成42年度）	【平成22年度末】 新規資金を10年国債（利回りは約1.25%）および30年国債（利回りは約2.18%）に投資する前提で設定。 主な年度の運用利回りは次のとおり。 1.96%　（平成23年度） 1.95%　（平成24年度） 1.96%　（平成25年度） 1.99%　（平成27年度） 2.05%　（平成32年度） 2.05%　（平成37年度） 2.06%　（平成42年度）
実効税率	直近の実績値（36.20%）	直近の実績値（36.19%）
ソルベンシー・マージン比率	1000%を維持する。	
リスク割引率	8% リスクフリーレート（*）にリスク・プレミアム（6%）を上乗せした数値をもとに設定。 （*）20年国債の利回り（平成21年度末は約2.17%、平成22年度末は2.04%）	

（4）前提条件を変更した場合の影響（感応度）

前提条件を変更した場合の平成22年度末EVへの影響額は次のとおりです。

（単位：億円）

前提条件の変更	EVへの影響額	EV額
保険事故発生率を1.1倍にする	△ 52	961
解約・失効率を1.1倍にする	＋ 3	1,017
経費（契約維持に係わる経費）を1.1倍にする	△ 20	994
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き下げる	△ 21	993
資産運用利回り（新規投資のみ）を0.25%引き上げる	＋ 21	1,036
ソルベンシー・マージン比率を800%にする	＋ 0	1,015
ソルベンシー・マージン比率を1200%にする	△ 1	1,013
リスク割引率を1%引き下げる（7%とする）	＋ 55	1,070
リスク割引率を1%引き上げる（9%とする）	△ 48	966

（5）EVの増減要因

前年度末EVから当年度末EVへの増減要因は次のとおりです。

（単位：億円）

	平成21年度	平成22年度
前年度末EV	859	961
新契約価値	13	16
前年度末EVからの期待収益　（注1）	51	57
資産運用の影響　（注2）	32	△ 19
その他の想定と実績の差等　（注3）	5	△ 0
当年度末EV	961	1,014

（注1）計算時点が1年進むことによる、前年度末EVのリスク割引率および資産運用利回り等による増加額です。
（注2）資産運用利回りの前提条件を変更したことによる影響額および資産運用に係わる想定と実績の差による影響額です。
（注3）資産運用に係わる想定と実績の差による影響額は除き、資産運用利回り以外の前提条件の変更による影響額を含んでいます。

（6）その他

- EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだいくつかの前提条件を使用していますが、これらの前提条件は将来の実績と大きく異なる場合があります。また、EVは生命保険会社の企業価値を表わす指標の一つですが、将来の新契約から見込まれる価値が含まれないこともあり、実際の市場価値はEVから著しく乖離する可能性があります。
- 当社は、専門的知識を有する第三者機関（アクチュアリー・ファーム）にEV計算に適用した前提および評価方法、ならびに計算結果の妥当性について検証を依頼し意見を受けています。なお、詳細については当社ホームページをご覧ください。

Ⅲ. 経営について

［目次］

Ⅲ－ 1 お客様満足度向上に向けた取組み ……24
（1）「お客様の声」対応方針 ……24
（2）「お客様の声」対応態勢 ……25
（3）「お客様の声」の受付状況 ……26
（4）「お客様の声」をお聴きするための取組み ……27
（5）「お客様の声」を経営に活かす取組み ……27
（6）「お客様の声」を反映した商品・サービス等の改善・開発の取組み ……28
（7）「お客様の声」の受付窓口 ……29
Ⅲ－ 2 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介 ……29
Ⅲ－ 3 保険金等支払管理態勢（迅速かつ適時・適切な保険金等支払いの確保とお客様の利便性向上へ向けて）……30
（1）大震災に対するお客様保護の取組み ……30
（2）お客様の利便性の向上 ……30
（3）お客様の保護と説明責任について ……31
（4）保険金等支払管理態勢の強化・拡充 ……32
（5）お客様にわかりやすい商品開発 ……33
（6）社外の第三者（弁護士・有識者等）との協議組織の運営・設置 ……33
Ⅲ－ 4 コーポレート・ガバナンス態勢 ……36
（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方 ……36
（2）内部統制システム ……38
（3）コーポレート・ガバナンス体制図 ……40
Ⅲ－ 5 利益相反管理方針の概要 ……41
Ⅲ－ 6 反社会的勢力排除に向けた取組み ……42
（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 ……42
（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況 ……42
Ⅲ－ 7 保険法施行に対する取組み ……43
Ⅲ－ 8 検査・監査態勢 ……44
（1）内部監査 ……44
（2）外部機関による検査・監査 ……44
Ⅲ－ 9 リスク管理態勢 ……45
（1）リスク管理の基本方針 ……45
（2）リスク管理の態勢 ……45
（3）ストレステストについて ……47
（4）再保険に係る方針について ……47
Ⅲ－10 コンプライアンス（法令等遵守）態勢 ……48
（1）基本方針 ……48
（2）コンプライアンス推進体制 ……48
（3）コンプライアンス・プログラム ……49
（4）勧誘方針 ……50
Ⅲ－11 第三分野保険における責任準備金の確認 ……50
（1）第三分野保険における責任準備金の適切性確保 ……50
（2）ストレステスト等における危険発生率等の設定水準 ……50
（3）テストの結果 ……50
Ⅲ－12 お客様情報の保護 ……51
Ⅲ－13 生命保険契約者保護機構 ……54

Ⅲ. 経営について

Ⅲ－1　お客様満足度向上に向けた取組み

当社では、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えすることを経営上の最優先課題として掲げ、あらゆる事業活動を通じてその実現に努めています。この理念を実践するため、「お客様の声」を真摯に受けとめ、業務の改善に活かし、お客様の保護やお客様の利便性向上を図る態勢整備をすすめています。

具体的には、全社的な推進組織として「業務品質向上委員会」とその下部組織である「お客様の声小委員会」を設置し、「お客様の声」をはじめとしたさまざまな意見や提言を業務改善・業務品質向上につなげるため、「品質向上サイクル」の構築に努めています。

また、業務品質向上の取組みをさらに推し進めるため、「お客様の声」を起点として当社がお客様に提供する商品・サービス等の各業務プロセスにおいて目指すべき水準を「品質基準」として明確化し、その水準の達成に向けて取り組んでいます。

さらに、全役職員が一丸となって「品質基準」の達成を目指す「品質向上運動」を実施し、「お客様の声」を起点とした業務改善に継続的に取り組むことでお客様満足度向上に努め、お客様から選ばれ信頼される会社を目指しています。

当社における「お客様の声」対応態勢および対応状況については以下のとおりです。

（1）「お客様の声」対応方針

基本理念

お客様が当社のすべての活動の原点であり、お客様の声を真摯に受けとめ、いただいた声を企業品質の向上に活かすサイクル（品質向上サイクル）を構築し、真に信頼いただける会社を目指します。

行動指針

1. お客様の声に対しては、最優先で取り組み、早期解決に向け、組織を挙げて迅速に、かつ、誠意をもって対応します。
2. お客様の声を商品・サービスの改善に積極的に活かし、企業品質の向上に努めます。
3. お客様に対し、受付窓口をわかりやすく開示し、適時・適切な情報開示による透明性の確保を目指します。
4. 対応の中で取得したお客様の個人情報は、公表している当社の「個人情報に関する取扱いについて（個人情報保護宣言）」に従い、適切に取り扱います。
5. 上記の取組みを通じて、お客様に「安心と安全」をお届けし、お客様の満足度の向上に努めます。

（2）「お客様の声」対応態勢

「お客様の声」を組織全体で受けとめ対応し、「企業品質の向上」と「信頼の獲得」に活かす経営を目指します。

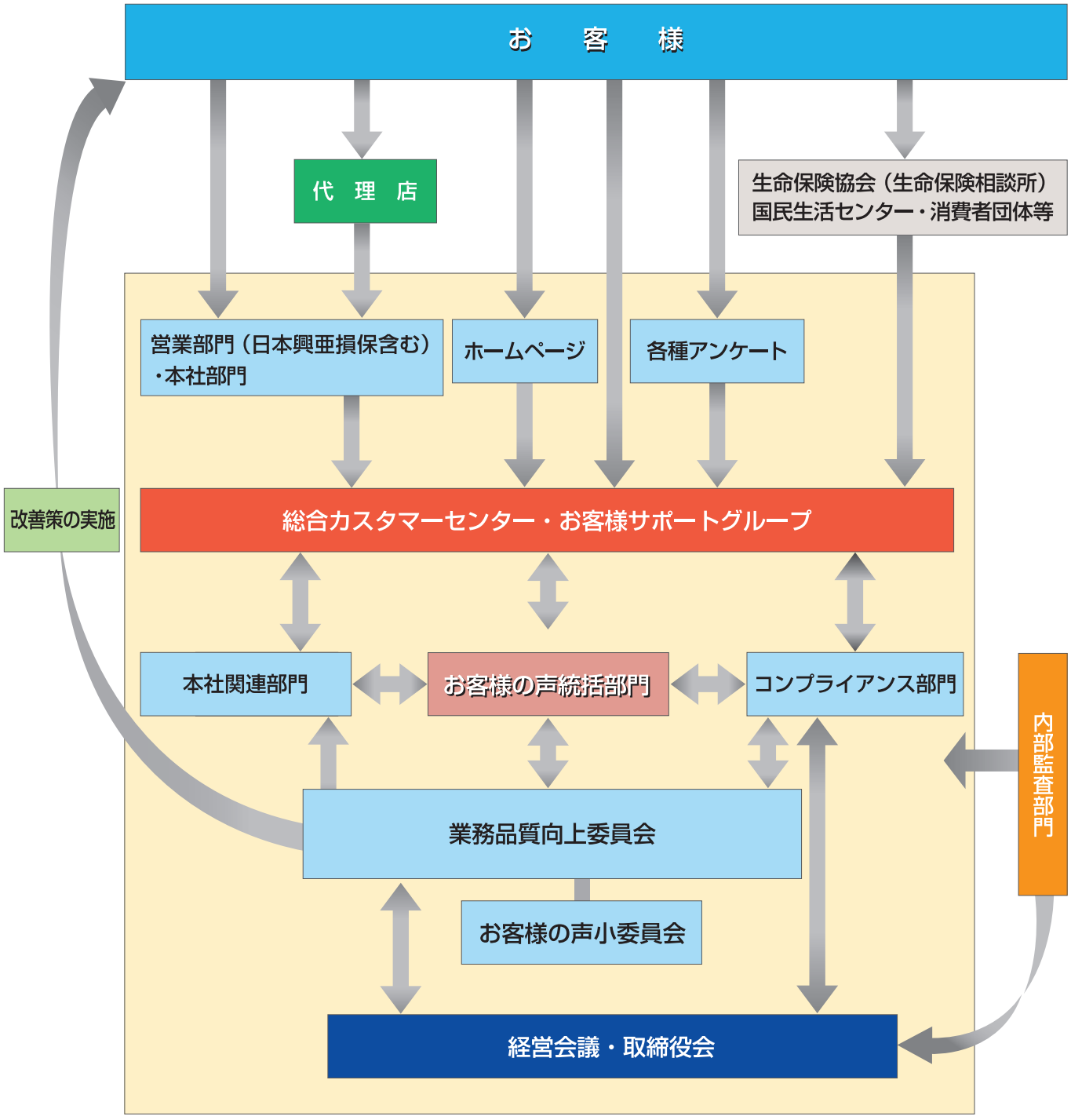

（3）「お客様の声」の受付状況

2010年度にお客様から寄せられた「お客様の声」の受付状況は下表のとおりです。

（単位：件）

項目	内容	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	2010年度累計
新契約関係	不適切な募集行為	4	5	3	2	14
	不適切な告知取得	0	0	3	0	3
	不適切な話法	0	0	0	0	0
	加入意思確認不十分	1	0	2	3	6
	説明不十分	2	6	6	2	16
	契約内容相違	6	4	4	2	16
	取扱不注意	18	45	36	34	133
	契約確認	4	1	9	1	15
	契約引受関係	8	12	9	19	48
	告知内容相違	0	0	0	0	0
	証券未着	10	10	3	5	28
	その他新契約関係	3	18	11	16	48
	計	56	101	86	84	327
収納関係	集金	1	3	0	1	5
	口座振替・郵便振込	10	17	7	11	45
	職域団体扱	0	0	0	0	0
	保険料払込状況	1	1	3	0	5
	保険料振替貸付	1	2	4	3	10
	失効・復活	6	2	7	6	21
	その他収納関係	6	4	2	1	13
	計	25	29	23	22	99
保全関係	配当内容	1	0	0	0	1
	契約者貸付	8	8	9	4	29
	更新	3	5	10	5	23
	契約内容変更	8	18	8	18	52
	名義変更	8	8	5	2	23
	特約中途付加	1	1	0	0	2
	解約手続	39	34	34	33	140
	解約返戻金	2	6	6	2	16
	生保カード・ＡＴＭ関係	0	0	0	0	0
	その他保全関係	9	7	5	3	24
	計	79	87	77	67	310
保険金・給付金関係	満期保険金・年金等	3	3	0	2	8
	死亡等保険金支払手続	0	3	0	0	3
	死亡等保険金不支払決定	0	0	1	0	1
	入院等給付金支払手続	7	3	2	10	22
	入院等給付金不支払決定	3	5	6	1	15
	その他保険金・給付金関係	7	6	6	4	23
	計	20	20	15	17	72
その他	職員の態度・マナー	6	4	3	7	20
	税金関係	3	3	265	7	278
	個人情報取扱関係	5	2	6	1	14
	アフターフォロー関係	16	11	38	14	79
	その他	3	6	17	4	30
	計	33	26	329	33	421
総計		213	263	530	223	1,229

（4）「お客様の声」をお聴きするための取組み

①お客様アンケート

当社では、直接「お客様の声」をお聴きするため、お客様に対するアンケート調査を実施しています。2010年度は、団体保険を除くすべてのお客様にご案内し、約1,500名の方からご回答をいただきました。アンケートでは、当社の商品・サービスや当社の代理店に対する評価、ご意見、ご要望等をお聴かせいただき、業務改善や商品開発などに役立てるほか、代理店のサービス品質の向上に活用しています。

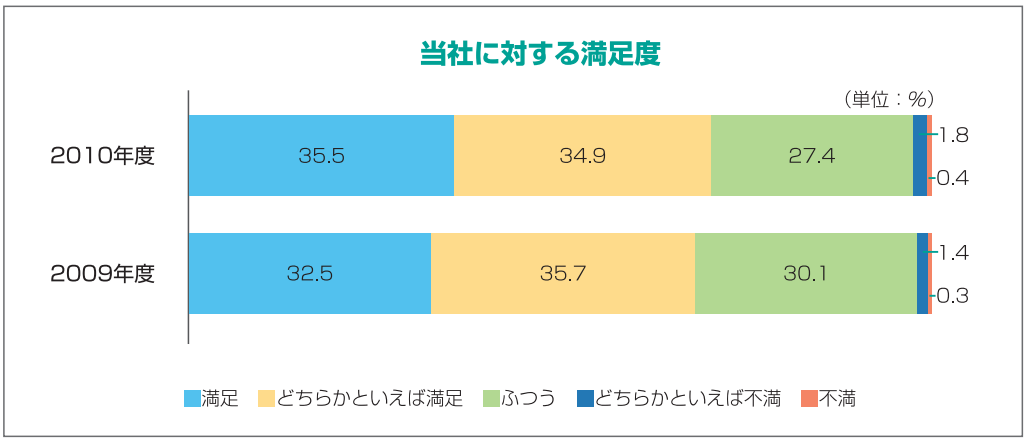

②社員・代理店の声を活かす仕組み

日常お客様と接している社員や代理店の声を活かすため、社内に「提案BOX」を設けて、日本興亜保険グループの社員、代理店からの提案を受付けています。こうして集められた提案や要望を業務改善や商品開発などさまざまな分野で活用し、お客様満足度の向上に役立てています。

2010年度の社員・代理店からの提案は、合計89件受付けました。

（5）「お客様の声」を経営に活かす取組み

当社では「お客様の声」を経営に活かす仕組みとして「業務品質向上委員会」およびその下部組織として「お客様の声小委員会」を設置しています。

「業務品質向上委員会」は役員・本社部長をメンバーとし、「お客様の声」等から得られた商品・サービス、保険募集、契約管理、保険金等支払いなどの各業務プロセスにおける課題を部門横断で協議し、お客様の保護やお客様の利便性向上を図ることを目的としています。併せて各業務プロセスをまたぐ課題についても委員会主導で解決することにより適正な業務運営の徹底を図っています。

「お客様の声小委員会」は、本社各部のグループリーダーをメンバーとし、集約された「お客様の声」を起点として、お客様サービスの観点から本社各部門が検討した業務品質向上・業務改善策、商品・サービスの向上に資する改善策、「お客様の声（苦情）」の再発防止策を協議しています。

（6）「お客様の声」を反映した商品・サービス等の改善・開発の取組み

当社では、前述のようにさまざまな形で「お客様の声」をお聴きする仕組みを構築しています。当社は、いただいた「お客様の声」を活かして、お客様ニーズにあった商品・サービスをご提供するとともに、お客様に生命保険を容易にご理解いただけるように各種帳票の改善も随時行うなど、さまざまな業務改善に取り組んできました。

2010年度に実施した改善取組みの主な事例は次のとおりです。

＜商品・サービス関連＞

【新収入保障保険の商品改定】

「すぐに加入したいのに、年金月額・保険期間等の条件により医師の診査が必要となるため契約手続きが煩わしい。」、「契約後に契約内容を確認する際、募集時にもらった資料では分かりにくい。」などお客様から寄せられた多くのご要望にお応えするため、「加入のしやすさ」・「わかりやすさ」をさらに向上させることを目的として、商品改定および募集資料の改訂を行いました。

＜加入のしやすさの向上＞

ご契約の際に医師の診査を必要としない「告知書扱」でご加入いただけるお客様の範囲を大幅に拡大しました。

＜わかりやすさの向上＞

保険金等のお支払についてなど、ご注意いただきたい重要な事項を記載している「注意喚起情報」を音声で聞くことができる「ご契約のしおり・約款（CD-ROM版）」をご用意し、新規でご加入いただくお客様全員にご提供することといたしました。

【実施時期：平成22年6月】

【総合カスタマーセンターの土曜日受付開始】

お客様の利便性向上を図ることを目的に「総合カスタマーセンターの土曜日受付」を開始いたしました。

[お問い合わせ先]
総合カスタマーセンター
ＴＥＬ ０１２０－５３８－１０７（通話料無料）
【受付時間】月～金　午前９時～午後６時
土　午前９時～午後５時
（日・祝日および12/31～1/3は除きます）

【実施時期：平成22年10月】

（7）「お客様の声」の受付窓口

①総合カスタマーセンター

当社では、お客様の相談窓口として、本社内に総合カスタマーセンターを設置しています。同センターでは、各種手続きに関するご照会・ご相談にお応えするとともに、当社の募集活動や保険金等支払いをはじめとした業務全般に関するご意見・ご要望もお寄せいただいています。こうした「お客様の声」については全件記録し、お客様の声を起点とした品質向上サイクルを通じて、業務の改善に活かしています。
2010年度に総合カスタマーセンターにお寄せいただいたお問い合わせ件数は下記のとおりです。

保険料収納・契約者貸付等	加入内容照会等	保険商品・資料請求等	保険金・給付金関係	解約・住所変更・控除証明等その他お問い合わせ	合計
4,634件	2,700件	1,999件	2,437件	15,492件	27,262件

当社のご契約に関する各種お手続き、お問い合わせ、その他ご意見・ご相談等の窓口

0120-538-107（通話料無料）携帯・PHS 可
【受付時間】月～金　午前9時～午後6時（日・祝日および12／31～1／3は除きます）
土　午前9時～午後5時

保険金・給付金のお支払い・ご相談等の窓口

0120-528-170（通話料無料）携帯・PHS 可
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日および12／31～1／3は除きます）
※保険金・給付金のご請求の受付につきましては、総合カスタマーセンターで月～金曜日は午後6時まで、土曜日は午前9時～午後5時まで承っております。

②ホームページ

ホームページ上にもお客様からの「お問い合わせ」の窓口を設けています。お問い合わせの内容に応じて所管の部署に連絡し、迅速・適切な対応につなげるとともに、業務の改善に活かしています。
2010年度は480件のお問い合わせをいただきました。

日本興亜生命のホームページ
［ホームページアドレス：http：//www.nipponkoa.co.jp/life/］

Ⅲ－2　公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

○生命保険業務に関する指定紛争解決機関（金融ADR機関）

生命保険協会は、平成21年金融商品取引法（保険業法を含む）の一部を改正する法律に基づく生命保険業務に関する指定紛争解決機関（金融ADR機関）となっています。

当社は生命保険協会との間で、生命保険相談所が行う紛争解決等業務に関する生命保険会社の義務等を定めた契約を締結しており、当社は業務規程および契約に基づく運営を行っています。

※ADR（裁判外紛争解決手続）とは、身の回りで起こるトラブルを裁判ではなく、中立・公正な第三者に関わってもらいながら柔軟に解決を図る手続きです。

○生命保険相談所

生命保険相談所では、お申し出のあった苦情について、お客様の疑問やお悩みを整理し、解決に向けたアドバイスを行います。相談所で解決できない場合は、生命保険会社に対し、解決の依頼や和解のあっせんなどを行い、早期解決に努めています。

生命保険相談所は全国に連絡所（53か所）を設置しており、ご利用は無料です。

○裁定審査会

生命保険相談所・連絡所が苦情を受け付け、生命保険会社と契約者等との間で十分に話し合いをしても問題の解決がつかない場合、中立・公正な立場から裁定（紛争解決支援）を行う「裁定審査会」を設置しています。

詳しくは生命保険協会のホームページ（http://www.seiho.or.jp）をご覧ください。

Ⅲ－３　保険金等支払管理態勢（迅速かつ適時・適切な保険金等支払いの確保とお客様の利便性向上へ向けて）

保険金・給付金（以下保険金等といいます）のお支払いは、生命保険事業の根幹となる最も基本的かつ重要な業務です。当社は、すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えするために、迅速かつ適時・適切なお支払いを確保すると同時に、お客様に対する説明責任を果たしていくことが極めて重要であると考えています。

お客様保護を目的とした保険法（2010年4月施行）に基づく諸制度・手続きを反映した態勢を施行前に整備するとともに、引き続き保険金等支払の適切性確保や、ご請求いただいた保険金等の他に追加してお支払いできる可能性があるお客様に対するご案内の充実に取り組み、支払管理態勢のさらなる拡充・強化に努めています。今後も「お客様の声」を起点とした業務改善・業務品質の向上を図るべく、改善策を強力に推進していきます。

また、このたび発生した東日本大震災（以下、大震災といいます）により被災されたお客様におかれましては、加入されている保障を速やかに確認いただけるよう各種お知らせやご照会制度の充実を図るとともに、一日も早くお役にたてるよう保険金等のご請求における特例対応を導入して、簡易迅速なお支払いを進めています。

具体的な取組みの内容

（1）大震災に対するお客様保護の取組み

◆ このたびの大震災により被災されたお客様への簡易迅速な保険金等のお支払いを目指しています

このたびの大震災により被災されたお客様の保護・利便性に最大限配慮したうえで、速やかに保険金等をお支払いさせていただくため、保険金等をご請求いただく際に必要とされる書類が揃わない場合でも、震災後のお客様の諸事情に鑑み、請求関係書類の簡素化と代替書類の明確化を図り、支払態勢を変更いたしました。また、医療機関の事情により、被災者の方が十分な入院管理による入院治療を受けられなかった場合でも、一定の条件のもと入院給付金をお支払いするなど、被災者の方への特別対応も実施しています。

すべてのお客様に対する状況確認を行い、お客様ニーズに応じた契約相談、契約保全等、あらゆる契約サービス全般について万全なお客様対応を行うべく全社一丸となった取組みを推進しています。

（2）お客様の利便性の向上

◆ 迅速なお支払いの実現のためのご請求受付態勢を強化いたしました

お客様からの、保険金等のご請求受付窓口を「総合カスタマーセンター」に一元化し、保険金請求受付に関する十分な教育を受けたオペレーターによるご請求受付・ご案内態勢を整備推進するとともに、電話受付時間を平日午前9時～午後6時および土曜日午前9時～午後5時まで延長・拡大し、オペレーターの増員を行っています。

お客様がご請求書類の入手をお急ぎになる場合は、迅速に提供させていただけるよう当社のホームページから請求書類のダウンロードを行うことができるよう充実を図るとともに、一定のお取扱い条件のもと死亡保険金のクイック支払い（保険金請求書類を受付後、翌営業日までにご指定口座に着金）制度を導入いたしました。

◆ 保険金等のご請求に関するお客様へのご案内を強化・拡充しています

小冊子「保険金･給付金のご請求について」にて、「保険金等ご請求の流れ」や「お支払いできる場合、できない場合の事例」等をご理解いただけるよう、わかりやすくご案内しています。当社では、お客様の保険金請求時の疑問にお答えし、安心してご請求いただけるよう、本冊子を保険金等のご請求受付時に加え、ご契約時にもご案内しています。また、ご契約期間中、すべてのお客様には「日本興亜生命からのお知らせ」に「保険金･給付金をお受け取りいただくためのガイドブック（保存版）」を同封してお送りし、保険金等のご請求方法や、漏れなくご請求いただくためのご案内を行っています。

なお、ご請求方法や請求漏れ防止のご案内については、当社ホームページにも掲載しており、その内容についても随時拡充、更新しています。

◆保険金・給付金および契約保全の各種ご案内を強化・拡充しています

保険金･給付金のご請求をいただき、さらにお支払いの可能性がある場合には、適切に追加請求のご案内を行い、進捗管理の強化･充実を継続的に行っています。なお、保険金･給付金以外のお客様への対応につきましては、「お客様サポートグループ」が、「お客様の声」への対応や各種ご案内とフォローアップの強化･充実に努めています。

◆ お客様がご請求いただきやすい環境を整備しています

保険金･給付金を漏れなくご請求いただけるよう、当社所定の診断書をお取り寄せのうえ、ご提出いただいたにもかかわらず、お支払いの対象となるものが何もないお客様につきましては、所定の条件に基づき、診断書の取得費用をお支払いする取扱いを実施しており、支払可否が不明な場合においても安心してご請求いただける環境を整備しています。

（3）お客様の保護と説明責任について

◆ 保険金等をお支払いできない場合の「お客様の声」を真摯にお聞きし、適切に対応しています

保険金等をお支払いできない場合に係る「お客様の声」は、支払実務を担当する保険金支払部門とは別の保険金支払管理部門が承る態勢としています。「保険金支払管理部門」では保険金等をお支払いできない場合におけるお客様からのお問い合わせについて親切かつ丁寧な応対に努めるとともに、当該事案の再審査を行っています。「お客様の声」につきましては、当社ホームページでも開示しており、受付件数、事例、その他改善状況等を広くお客様にご案内しています。

◆ お客様が直接社外の弁護士にご相談いただける専用窓口を設けています

保険金等のご請求に対して、当社の再審査等によっても保険金や給付金がお支払いできなかったお客様には、その理由等について丁寧かつ分かりやすい説明に努めていますが、それでも十分にご理解をいただけなかったお客様のご相談にお応えするため、当社ではお客様より直接社外弁護士へ相談いただける「お客様相談窓口」を設置しています。

◆ 保険金サービスに関する多面的な品質向上サイクルを確立し、品質向上に取り組んでいます

日常のお支払いや点検・検証などの場面で発生した課題や各種分析結果を起点として、業務品質向上や態勢強化を積極的に図る観点から、「業務品質向上委員会」の下部組織として「保険金サービス検討部会」を設置しています。2010年度は、同部会において協議・検討した内容を受け、新しく保険に加入いただくお客様に「正しい告知」をいただくためのサポート強化策として、教育用動画ツールを通して営業担当者ならびに代理店（募集人）向け研修を実施しました。引き続き、保険金支払管理部門だけでなく商品開発・コンプライアンス・契約管理等関連部門と連携して、多面的な品質向上サイクルを確立し、品質向上に積極的に取り組んでまいります。

（4）保険金等支払管理態勢の強化・拡充

◆ 保険金等支払に係る検証体制を強化しています

お支払事案については、保険金支払部門では通常の支払査定に加え、同部門の業務精通者を中心とする別スタッフが支払前に査定内容を再点検する仕組みを導入・実施する一方で、支払部門とは別の保険金支払管理部門では、支払後についても支払処理全般の適切性に関する事後検証をすべての事案に対して行っており、重層的なチェックにより点検・検証体制を強化しています。また、不支払および一部不支払事案については、保険金支払管理部門の業務精通者が事前に検証を行い牽制可能な態勢として品質の向上に努めています。

2010年度より、保険金支払管理部門では、保険金支払部門に対し、日常の個別事案に対する点検・検証とは異なる視点で、支払業務遂行状況の点検を行う「支払事務検証」を実施しています。この業務プロセス検証を通じて、支払業務の適切性確認と改善指導・提言を行うだけでなく、検証結果を経営陣へ報告し、さらなるお客様満足度向上のため新たな施策にも反映してまいります。

◆ 適切な支払査定を行うために書類や帳票の見直しを行っています

適切な支払査定を行うために診断書様式を改定し、併せて医師向けの記載要領文書を添付しご案内しています。さらに、お客様にとってもこれまで以上にご理解いただきやすいよう保険金等の請求書類や帳票類の見直しを行ってまいります。

保険金等の支払いに係る事務処理等の規程・基準については、生命保険協会の「保険金等の支払いを適切に行うためのガイドライン」や「保険金等の請求案内事務に関するガイドライン」を踏まえて随時改定・拡充を行い、適切なお支払いの確保に努めています。

◆ 支払査定担当者の育成、査定能力の更なる向上を図っています

保険金支払管理部門の業務精通者による査定実務研修を通じて、支払査定担当者の専門知識の向上を図るとともに、社医もしくは社外専門医による医務研修会を通じて最新かつ専門性の高い医学的知識および実務ノウハウの習得に努めています。また、支払査定担当者の経験年数に応じた指導項目や教育ツールを取り纏めた教育体系および教育プログラムを策定し、集合研修とＯＪＴを組み合わせながら教育・育成を図っています。なお、生命保険協会で実施している「生命保険支払専門士試験」制度も積極的に活用するなど、査定能力の更なる向上に向けた取組みを積極的に推進しています。

◆ お客様対応品質の向上に向けた新・保険金システムを本格稼働しました

保険金システム基盤の再構築のため、「請求案内のさらなる強化」「査定支援機能の充実」をコンセプトとした「新・保険金システム」を導入し、2011年1月より本格稼働しています。新システムは、お客様からのご請求申出受付時から、書類発送、書類受理、請求内容の精査、お支払いまでの全工程を管理するとともに、お客様あてご案内や請求書類等をよりわかりやすく、お客様の個々のご事情に応じた内容にて作成する仕様に改善、お支払い漏れ防止のための査定チェック機能強化を図っています。お客様保護とさらなる満足度向上を目指し、今後もシステムの見直し、改善を図ってまいります。

（5）お客様にわかりやすい商品開発

◆ お客様にとってわかりやすい商品をコンセプトに新商品の開発を行っています

商品開発を行うにあたっては、適切なお支払いの確保に資するため、商品概要を決定する段階から、「商品検討会議」や「商品検討プロジェクトチーム」を通じて、商品開発部門だけでなく、保険金支払管理部門、システム部門、契約管理部門などの関連部門が連携・協議するなど商品開発態勢を強化しています。

2010年6月には、「保険加入のしやすさ、わかりやすさ」をさらに向上させることを目的として、お客様や代理店からお寄せいただいた多くのご要望にお応えするため、「新収入保障保険」の商品改定を行い、告知書扱でお引受けする範囲の大幅な拡大を行うとともに、契約内容や保険金等のお支払いについてご注意いただきたい事項などを音声で聴くことができる「ご契約のしおり・約款（CD-ROM版）」をご用意し、ご提供を開始いたしました。

（6）社外の第三者（弁護士・有識者等）との協議組織の運営・設置

◆保険金等支払管理委員会の設置・運営を行っています

2008年10月、弁護士や医師、消費者問題の専門家である大学教授などが参加して支払査定に関する審議を行う「保険金等支払審査会」を発展的に改組し、「保険金等支払管理委員会」を設置、運営しています。同委員会にて、重要な査定に関する事項等を審議するほか、保険金等支払管理態勢の強化に関する進捗状況を定期的にトレースし、牽制機能の一層の充実を図りました。

◆「保険金等支払審査小委員会」による機動的な事案審議の仕組みを充実させています

社外弁護士・社医を加えた「保険金等支払審査小委員会」を設置し、お支払いできない事案や長期未解決苦情事案等について機動的に審議できる態勢を整備しています。また、同委員会で審議された事案は「保険金等支払管理委員会」に報告するとともに、審議で抽出された課題については、商品開発・契約引受・コンプライアンス等関連部門にも情報提供を行い、更なる業務改善につながるよう課題解決に向け積極的に取り組んでいます。

当社の保険金支払管理態勢とお支払状況

【保険金等支払管理態勢図】

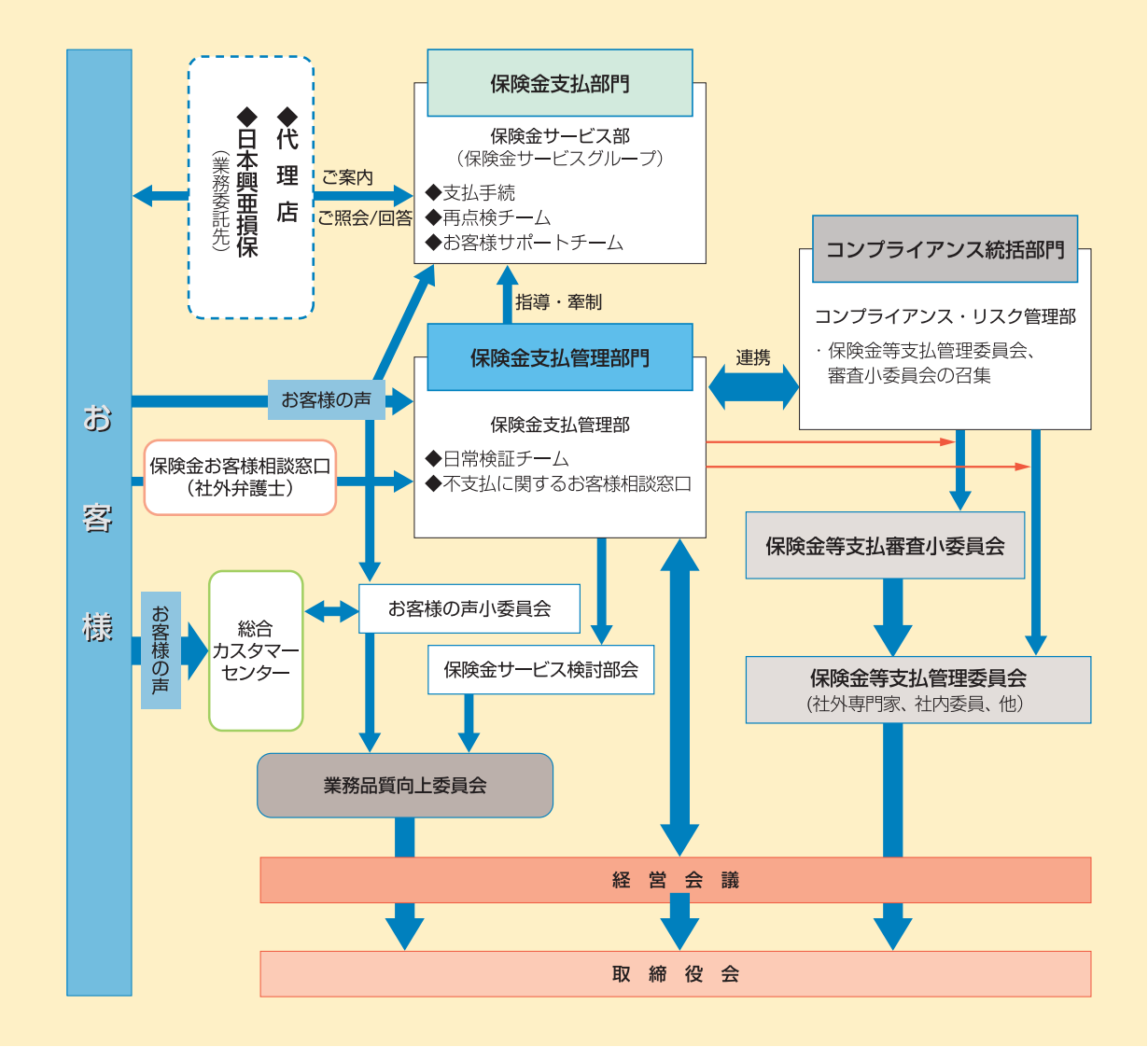

【保険金・給付金のお支払状況】

2010年度のお支払い件数は49,729件（うち保険金23,540件、給付金26,189件）となっております。一方、お支払いに該当しないと判断した事案は、1,356件（うち保険金42件、給付金1,314件）ありました。保険金・給付金等のお支払いにあたっては、今後も引き続き、当社保険約款に基づき医学的判断や法律的判断等を総合して、適切なお支払いを確保してまいります。

［保険金等のお支払い件数・金額（2010年度）］

（単位：件）

	保険金	給付金	合計
お支払い件数	23,540	26,189	49,729
お支払い金額	9,840百万円	4,069百万円	13,910百万円

［保険金等のお支払い非該当件数（2010年度）］

（単位：件）

非該当理由	保険金	給付金	合計
詐欺取消	0	0	0
不法取得目的無効	0	0	0
告知義務違反解除	2	104	106
重大事由解除	0	0	0
免責事由該当	24	6	30
支払事由非該当	16	1,189	1,205
その他	0	15	15
合計	42	1,314	1,356

■用語のご説明

詐欺取消	告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺としてご契約を取消とさせていただくことがあります（ご加入後2年を経過した後でも取消とすることがあります）。
不法取得目的無効	保険金・給付金を不法に取得する目的をもって、保険契約にご加入された場合には、ご契約を無効とさせていただくことがあります。
告知義務違反解除	保険契約へのご加入に際して、故意または重大な過失によって告知すべき重要な事実について告知していただけなかった場合、ご契約を解除させていただくことがあります。
重大事由解除	保険金・給付金を詐取する目的で故意に事故を起こしたり、ご請求に際して診断書を偽造するなどして保険制度の目的に反すると判断された場合に、ご契約を解除させていただくことがあります。
免責事由該当	保険約款では、保険金・給付金をお支払いしない「免責事由」を定めています。主なものとして、被保険者の自殺や、契約者・被保険者の故意や重大な過失による事故などがあります。
支払事由非該当	保険約款では、保険金・給付金ごとにお支払いする「支払事由」を定めています。この支払事由に該当しない場合には保険金・給付金をお支払いできません。主なものとして、保障対象外の手術や、保険責任開始期前に発病していた病気による入院などがあります。

Ⅲー4　コーポレート・ガバナンス態勢

（1）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業の社会的責任の観点から、透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し健全な経営に努めています。また、NKSJホールディングス株式会社の方針および日本興亜保険グループの掲げる方針に基づき、保険事業の高い公共的使命および社会的責任を常に意識し、自己責任原則に則った健全な業務運営を高めるため、コンプライアンスの推進を経営の最重要課題の一つに掲げて取り組んでいます。

①取締役および取締役会

当社では、2007年6月から執行役員制度を導入し、首席執行役員の指揮下で会社業務を遂行する執行役員と、これを監督、監視する取締役会の役割を分離することにより、意思決定の迅速化と経営権限・責任の明確化を図っています。

取締役会は、取締役を5名前後と活発な議論を行うのに適した人数とし、原則として月2回と開催頻度を高めて迅速な意思決定を実現しています。

業務の執行は、業務分掌規程によって組織の設置、組織の業務分掌および決裁権限を定め、組織には所属長を置いて、当該組織を担当する執行役員（以下業務担当役員）の指揮監督のもと、これを遂行しています。

この執行役員の職務の執行が法令および定款に適合していることについて、取締役会において監督・監視しています。

また、取締役の報酬については、取締役の報酬に関する内規に基づき、株主総会決議による報酬額の範囲内で、取締役会決議により決定しています。取締役の基本報酬については各取締役の役割に応じた支給額とし、業績報酬については各取締役の役割に加えて全社業績および部門業績等を反映して支給額を決定しています。

執行役員の報酬については、執行役員報酬規程に基づき、取締役会決議により決定しています。執行役員の基本報酬については各執行役員の役割に応じた支給額とし、業績報酬については、各執行役員の役割に加えて全社業績および部門業績等を反映して支給額を決定しています。

②執行役員および経営会議

業務の執行に関する重要事項を協議することを目的として、首席執行役員、業務担当役員、常勤の取締役、保険計理人および本社部長を構成員とする経営会議を設置し、原則として月3回開催し、会社の基本方針に合致した効率的な業務執行に資する運営を行っています。

さらに、組織横断的な協議機関として委員会等を設置し、関係する執行役員や所属長等が参加し、会社が直面している課題や問題点について、スピード感を持って解決策を検討しています。

＜コンプライアンス委員会＞

コンプライアンス（法令等遵守）重視の企業風土を醸成し、適正な業務運営を徹底するため、法令等遵守規程に当社のコンプライアンスに関する基本方針、行動基準、推進態勢等を定め、同規程に基づいた態勢を整えるため、全社的なコンプライアンス推進のための組織横断的協議機関であるコンプライアンス委員会を設置しています。

なお、コンプライアンス推進状況は、定期的に取締役会および経営会議に報告しています。

＜業務品質向上委員会＞

すべての活動の原点をお客様におき、お客様の信頼にお応えするという経営上の最優先課題に基づいて、お客様・代理店・社員の声等から得られた各業務プロセスにおける課題を部門横断で協議し、お客様の保護やお客様の利便性向上を図ることを目的に「業務品質向上委員会」を設置しています。なお、委員会における審議・協議および検討事項は取締役会に報告しています。

＜リスク管理委員会＞

リスク管理基本規程に基づき、業務を所管する部門において、各々のリスクに係わる把握・分析・評価および管理を行ったうえで、その各リスクの管理状況を組織横断的かつ総合的に管理を行います。

これにより経営判断に直結したリスク管理態勢の整備とリスク管理の強化を進めています。なお、管理の運営・推進状況は、取締役会および経営会議に報告しています。

＜保険金等支払管理委員会＞

迅速かつ適時・適切な保険金等支払管理態勢の確立を図るべく社外弁護士、消費者問題専門家および医師等をメンバーとする「保険金等支払管理委員会」を設置しています。なお、委員会における審議および検討事項は取締役会に報告しています。

③監査役および監査役会

監査役は、株主の負託を受けた独立した機関として取締役の職務執行を監視することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制に寄与する責務を負っています。その責務を果たすために、監査役は、会社法他の定めに基づく監査業務を実施すると共に、会社の業務運営の適法性・適切性に関する監査を適宜実施します。具体的な活動としては、取締役会その他重要な会議への出席、取締役および使用人等から受領した報告内容の検証、会社業務および財産の状況に関する調査等を行い、取締役または使用人に対する助言または勧告等の意見の表明、取締役の行為の差し止めなど、必要な措置を適時に講じています。

なお、 監査の実施にあたっては、会社法他の法令と共に、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準、監査方針および監査計画等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。また、監査役会において監査に関する重要な事項について、報告・協議・決議を行い、監査業務の実効性確保に努めています。

（2）内部統制システム

2006年５月施行の会社法に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を行います。

具体的には下記の点につき体制を整備しています。

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針

1. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス（法令等遵守）重視の企業風土を醸成するとともに、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令、定款等に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）取締役会及び経営会議における定期的なコンプライアンス進捗状況等の報告、取締役会における取締役の職務執行の状況報告等を通じて、取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令等に適合していることを確認します。

（2）法令等遵守規程にコンプライアンスに関する推進体制等を定めるとともに、役職員の行動基準として、コンプライアンス・マニュアルを整備し、これらの周知徹底を図り、これに基づく教育および研修を継続して実施します。

（3）コンプライアンスに関する統括部署を設置し、コンプライアンス課題への対応計画等を定めるコンプライアンス・プログラムの進捗を管理します。また、コンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進体制・方法等について協議し、コンプライアンス推進状況のモニタリングを行います。

（4）役職員に不祥事件等を発見した場合の報告義務を課し、不祥事件等の社内の報告、内部通報、内部監査等の制度を整備するとともに、処分・是正等の対応を的確に行います。

（5）顧客の保護を図るため、顧客情報取扱規程を定め、顧客情報の管理を適切に行うとともに、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれのある取引の管理を適切に行います。

（6）反社会的勢力との関係遮断、対応する組織体制、外部機関との連携等について定める反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を策定し、反社会的勢力に毅然として対応します。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を適切に実行するため、リスク管理基本規程を定め、これに基づき次のとおり、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行う体制を整備します。

（1）リスクを十分踏まえた経営を行うため、当社に内在する各種リスクを管理する部署を設置し、統合的に管理します。また、リスク管理委員会およびALM部会を設置し、リスク管理体制・方法等について協議するとともに、リスク管理状況のモニタリングを実施します。

（2）リスクに見合った十分な自己資本を確保するため、特に経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して、経営体力と比較して管理します。

（3）大規模自然災害等の危機発生時における業務の継続および早期復旧の実現を図る体制を整備し、有事における経営基盤の安定と健全性の確保を図ります。

3. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役、執行役員および使用人の職務執行が、効率的かつ的確に行われる体制を確保するため、次のとおり、職務執行に関する権限、決裁事項および報告事項の整備ならびに指揮命令系統の確立を行います。

（1）迅速な意思決定と効率的な業務執行のため、取締役会の監督と執行役員による業務執行を分離する執行役員制度を採用します。

（2）業務執行に関する重要な事項について経営会議で協議し、会社の経営方針に合致した効率的な業務執行に資するとともに、取締役会の審議の効率化および実効性の向上を図ります。

（3）取締役会の決議事項および報告事項を整備することで取締役会の関与すべき事項を明らかにするとともに、これに整合するよう執行役員等の決裁権限を定めます。

（4）社内規程を整備し、社内組織の目的および責任範囲を明らかにするとともに、組織単位ごとの業務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等を定めます。

4. 財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性および信頼性を確保するために、財務報告に関する内部統制の整備・運用および評価に関する枠組みを定め、必要な体制の整備を行います。

5. 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を適切に保存および管理するため、取締役会等の重要会議の議事録および関連資料その他取締役および執行役員の職務執行に係る情報を保存および管理する方法を規程に定め、これに必要な体制を整備します。

6. 当社ならびに親会社およびその他のグループ会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループにおける業務の適正を確保するために必要な体制を次のとおり整備します。

（1）当社は、親会社が定める経営管理に係る規程に基づき、グループの経営に影響を与える重要事項に関する事前協議および報告を行うことを通じて、親会社および他のグループ会社と連携し、適切な業務運営を行います。

（2）NKSJグループの統制の枠組みを定める各種基本方針を周知し、これに則った体制の実効性を確保します。また、事業実態に応じた基本方針・規程等を策定し、これに基づく体制を整備します。

（3）グループの経営判断に必要な情報収集・調査・検討等を行う体制を整備するとともに、親会社への的確な情報提供等を通じてグループの経営論議の活性化を図り、グループ全体の経営管理等に関する重要事項の経営判断の適正性を確保します。

（4）重要なグループ内の取引、業務提携、事業再編等を適切に把握し、グループ内における取引等の公正性および健全性を確保します。

7. 監査役の監査に関する体制

7－1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役の求めに応じ、必要な知識・経験を有する専属の使用人を監査役スタッフ（監査役の職務を補助すべき使用人）として配置します。また、次のとおり監査役スタッフの取締役および執行役員等からの独立性を確保します。

（1）監査役スタッフの選任、解任、処遇の決定等にあたっては常勤監査役の同意を得ることとし、監査役スタッフの人事上の評価は常勤監査役の同意を求めることにより、取締役および執行役員等からの独立性を確保します。

（2）監査役スタッフはその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役および執行役員等から指揮命令を受けないこととします。

7－2. 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）当社は、監査役の監査の実効性の向上を図るため、監査役会の同意を得て、取締役、執行役員および使用人が監査役に報告すべき事項（職務の執行に関して法令・定款に違反する重大な事実もしくは不正行為の事実または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を含む）および時期を定めることとし、取締役、執行役員および使用人は、この定めに基づく報告その他監査役の要請する報告を確実に行います。また、監査役が当該定めのない事項について報告を求めるときであっても、速やかに対応します。

（2）監査役が取締役または執行役員の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役または執行役員は、指摘事項への対応の進捗状況を監査役に報告します。

7－3. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が経営会議その他重要な会議へ出席し、意見を述べる機会を確保します。また、監査役が取締役、執行役員、内部監査部門および会計監査人ならびに親会社の監査役との十分な意見交換を適切に行う体制を整備します。

8. 内部監査の実効性を確保するための体制

当社は、内部監査の実効性を確保するため、内部監査部門の被監査部門からの独立性、内部監査の計画および実施、内部監査に関する遵守義務等に関する事項を内部監査規程に定め、これに必要な体制を整備します。

以上

（3）コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンスの体制図は以下のとおりです。

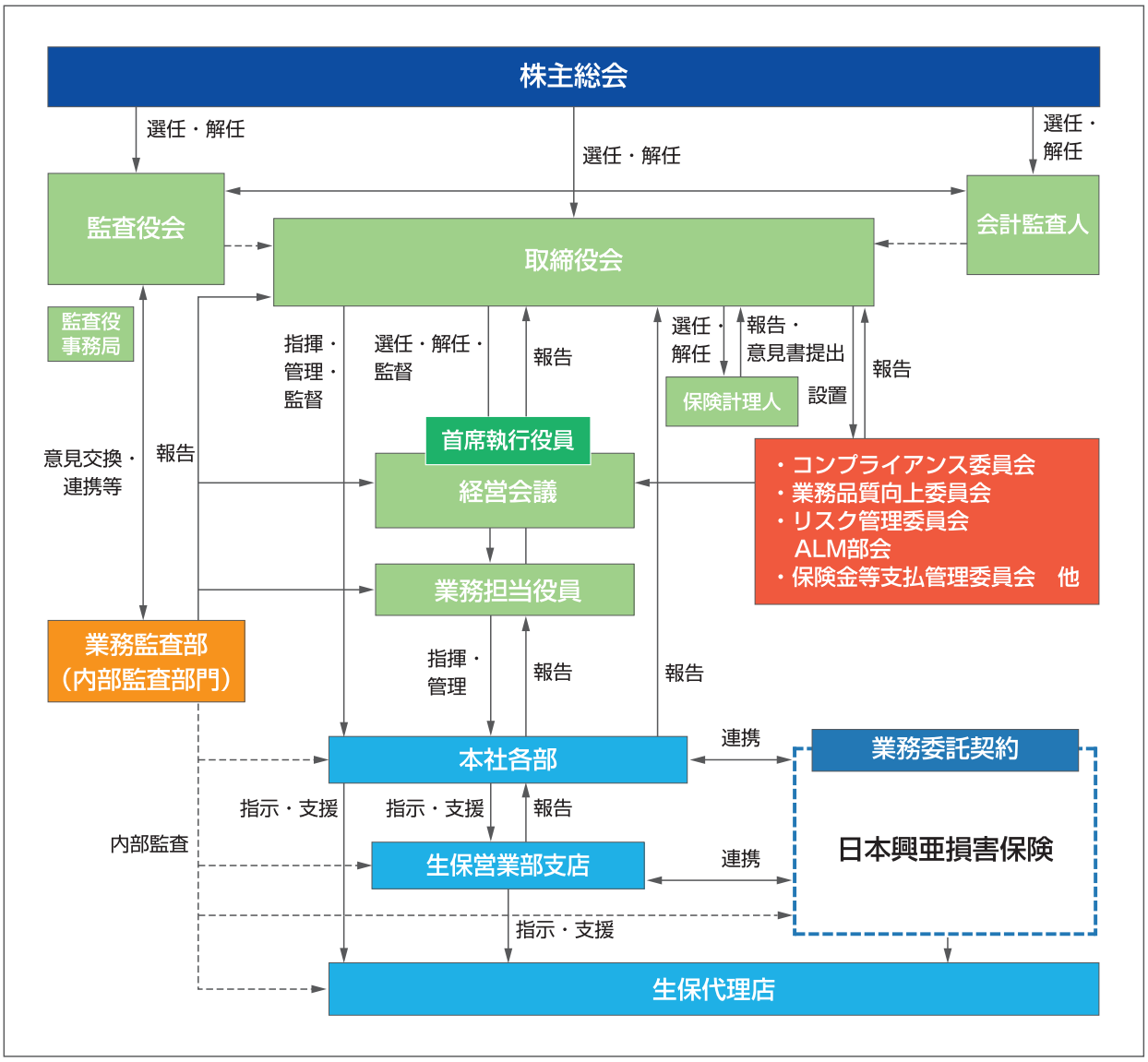

Ⅲ－5　利益相反管理方針の概要

当社は、当社またはグループ金融機関が行う利益相反のおそれがある取引について、当社のお客様の利益が不当に害されることがないよう、法令等およびこの方針に則り、適切に管理します。

1. 対象取引および特定方法

（1） 対象取引

この方針の対象とする「利益相反のおそれのある取引」は、当社またはグループ金融機関が行う取引のうち、「当社のお客様の利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、この方針における「お客様」とは、当社またはグループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客様をいいます。

また、「グループ金融機関」とは、NKSJホールディングス株式会社の子会社または関連会社のうち、別表に掲げる会社をいいます。

（2） 対象取引の類型および特定方法

対象取引には①に掲げるような類型がありますが、対象取引に該当するか否かの特定については、お客様からの情報に基づき、②に掲げる事情その他の事情を総合的に考慮のうえ個別に判断します。

①対象取引の類型

イ. 当社のお客様の利益と当社またはグループ金融機関の利益が相反する取引

ロ. 当社のお客様の利益と当社またはグループ金融機関の他のお客様の利益が相反する取引

ハ. お客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関が利益を得る取引

ニ. お客様との関係を通じて入手した非公開情報を利用して当社またはグループ金融機関の他のお客様が利益を得る取引

②判断する事情

イ. 当社のお客様が自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合

ロ. 当社のお客様の犠牲により、当社またはグループ金融機関が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合

ハ. 当社のお客様の利益よりも他のお客様の利益を優先する経済的その他の誘因がある場合

2. 利益相反管理方法

当社は、対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、当該お客様の保護を適切に行うよう管理します。

①対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法

②対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法

③対象取引または当該お客様との取引を回避する方法

④対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理体制

当社は、利益相反管理統括部門、および利益相反管理統括者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に係る教育・研修を行います。

別表

①日本興亜損害保険株式会社
②そんぽ２４損害保険株式会社
③日本興亜クレジットサービス株式会社
④株式会社損害保険ジャパン
⑤損保ジャパンひまわり生命保険株式会社
⑥損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社
⑦セゾン自動車火災保険株式会社
⑧日立キャピタル損害保険株式会社
⑨損保ジャパンＤＣ証券株式会社
⑩株式会社損保ジャパン・クレジット
⑪安田企業投資株式会社
⑫損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
⑬海外で保険事業を営むグループ会社

Ⅲ－6　反社会的勢力排除に向けた取組み

（1）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、下記の通り「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を決議し、反社会的勢力および団体に対しては断固とした姿勢で臨むこととしています。

1.反社会的勢力に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、経営トップをはじめ組織全体として対応する。
2.反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。また、不当要求は拒絶する。
3.反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の又は従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は絶対に行わない。また、資金提供は絶対に行わない。
4.反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
5.反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

（2）反社会的勢力排除に向けた整備状況

＜社内規則等の整備状況＞

反社会的勢力に対して組織全体として対応することを目的として、「非常災害リスク管理規程」「就業規則」等に反社会的勢力対応を明記しています。

＜社内体制の整備状況＞

1.反社会的勢力に関する情報の一元管理を目的として、統括部署であるコンプライアンス・リスク管理部に「反社会的勢力対応事務局」を設置しています。
また、各部支店に「不当要求防止責任者」を選任し、反社会的勢力による不当要求に対応できる体制の構築を図っています。
2.平素より、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部機関と顔の見える関係作りに努めています。
3.「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、具体的対応に備えるとともに、社内の報告フローに関しても規定しています。
4.定期的なニュース発行により、啓蒙・意識の向上を図るとともに、職場単位でのミーティング研修を実施することとしています。

Ⅲ－７　保険法施行に対する取組み

これまで「商法」に規定されていた保険契約に関する一般的なルールは、消費者保護等の観点から内容を改定し、新たな法律として「保険法」が制定されました。当社では、2010年4月1日に施行されました「保険法」に基づき、2010年3月2日以降以下の対応を実施しています。

当社では保険法に対応した約款の改定を行うとともに、表現方法などを工夫しお客様にとって分かりやすい条文の約款を作成しました。

「保険法」施行にともなう約款の主な改定点

①保険給付の履行時期

保険金・解約返戻金等のご請求をいただいてからお支払いするまでの期限を明確化しました。

保険金・給付金等のご請求の際に、事実確認等の調査や照会をさせていただくことがありますが、従来の約款では、これらの確認を要する場合の具体的な支払期限が明記されていませんでした。保険法にて保険金・給付金等の支払時期に関する規定が新設されたことを受けて、お支払に際して確認を要する場合とそのお支払期限を規定しました。

②保険金等の受取人による保険契約の存続（介入権）

保険契約の差し押さえや保険契約者の破産等によりその差押債権者や破産管財人（以下、債権者等）から解約請求があった場合でも、保険金等の受取人が解約返戻金相当額を債権者等に支払うなどの手続きを行うことで、保険契約を存続させることができる権利（介入権）について規定しました。

③重大事由による解除

保険会社と保険契約者、被保険者または保険金受取人との信頼関係が損なわれ、保険契約の存続を困難とする保険金請求詐欺や保険金取得目的の殺人未遂などの重大事由が生じた場合には、保険会社が保険契約を解除する規定を明確化しました。

④保険金等受取人の変更

保険金受取人を変更される場合の効力発生日を、「保険契約者様が受取人変更書類を発信された日」に変更しました。

また、遺言によっても保険金受取人の変更が可能であることを明確化しました。

Ⅲー8　検査・監査態勢

保険会社で行われる検査・監査には、大きく分けて外部機関が実施する検査・監査、内部監査部門である業務監査部が実施する監査および監査役による監査があります。

当社は、「ＮＫＳＪグループ内部監査基本方針」に基づき、社内におけるコンプライアンスの徹底とリスク管理の強化が、滞りなく、また、実効性があがるように行われているかを監査することを基本に据え、内部監査態勢の強化を図っています。

（1）内部監査

内部監査部門として、他の部門から独立した組織である業務監査部を設置し、内部監査を実施しています。

業務監査部が実施する内部監査は、営業部支店、本社各部および生保業務委託先である日本興亜損保社の営業部支店・課支社等を対象に、法令等遵守態勢、保険募集管理態勢、保険金等支払管理態勢、リスク管理態勢などの内部管理態勢が、お客様保護・お客様利便の観点から適切に整備され有効に機能しているかを検証・評価し、業務の健全かつ適正な運営を確保することを目的としています。このほか、保有資産の健全性を確保するための資産自己査定に係る監査等を実施しています。

監査の結果については、監査対象部門に通知し改善を求め、必要に応じてフォローアップ監査を実施するとともに、全社的な改善を要する事項について本社所管部への提言を行うなど、業務改善の促進に努めています。また、監査結果を定期的に取締役会および経営会議に報告することにより、改善サイクルの実効性の確保を図っています。

（2）外部機関による検査・監査

①外部検査

主な外部検査としては、保険業法の定めにより、保険会社を監督する金融庁の検査および財務省財務局の検査を受けることになっています。

②会計監査人監査

会社法の定めにより、各事業年度における計算書類（貸借対照表、損益計算書等）およびその附属明細書について、会計監査人である監査法人の監査を受けています。

Ⅲ－9　リスク管理態勢

当社はNKSJグループの一員として、自ら厳格にリスク管理を行い、健全な事業運営と安定的な収益の拡大を確保することでお客様から信頼を得ることを目的に、以下のとおり、リスク管理の強化・充実に取り組んでいます。

（1）リスク管理の基本方針

リスク管理については、次の基本方針に則って強化・充実を図っています。

◆保険事業を巡る環境の変化が事業運営上のリスクをもたらす可能性があることを十分認識し、その環境変化への迅速かつ的確な対応の一環として、リスク管理に取り組む。
◆各種リスクを的確に認識したうえで適切に分析・評価し、適切に自己資本管理を行う。
◆収益機会の確保・拡大の観点から能動的にリスクを取る場合においては、そのリスクを適切な水準の範囲内に抑えるよう努める。
◆効率的かつ効果的な事業運営の観点からリスクの軽減とリスクの顕在化による損失の発生及び拡大の防止に努める。
◆お客様に直接的な影響を及ぼすおそれのあるリスクについては、積極的にその軽減に努め、お客様の信頼の確保・維持を図る。

（2）リスク管理の態勢

当社は、リスク管理を適切に実行するため、リスクの把握、評価、適切なコントロールおよび発現の際の対応を的確に行うリスク管理態勢を次のとおり整備しています。

まず、リスクを十分踏まえた経営を行うため、当社に内在する各種リスク（保険引受リスク、資産運用リスク、資金繰りリスク、実質資産負債差額リスク、システムリスク、事務リスク、評判リスク、非常災害リスク）について、本社各部において管理しています。

次に、リスクに見合った十分な自己資本を確保するため、特に経営に影響を与える各種リスクを統一的な尺度で計り、これを統合して、経営体力と比較して管理しています。

また、リスク管理委員会およびALM部会を設置し、リスク管理体制・方法等について組織横断的に協議するとともに、各種リスクの管理状況のモニタリングを実施しています。

〈リスク管理体制図〉

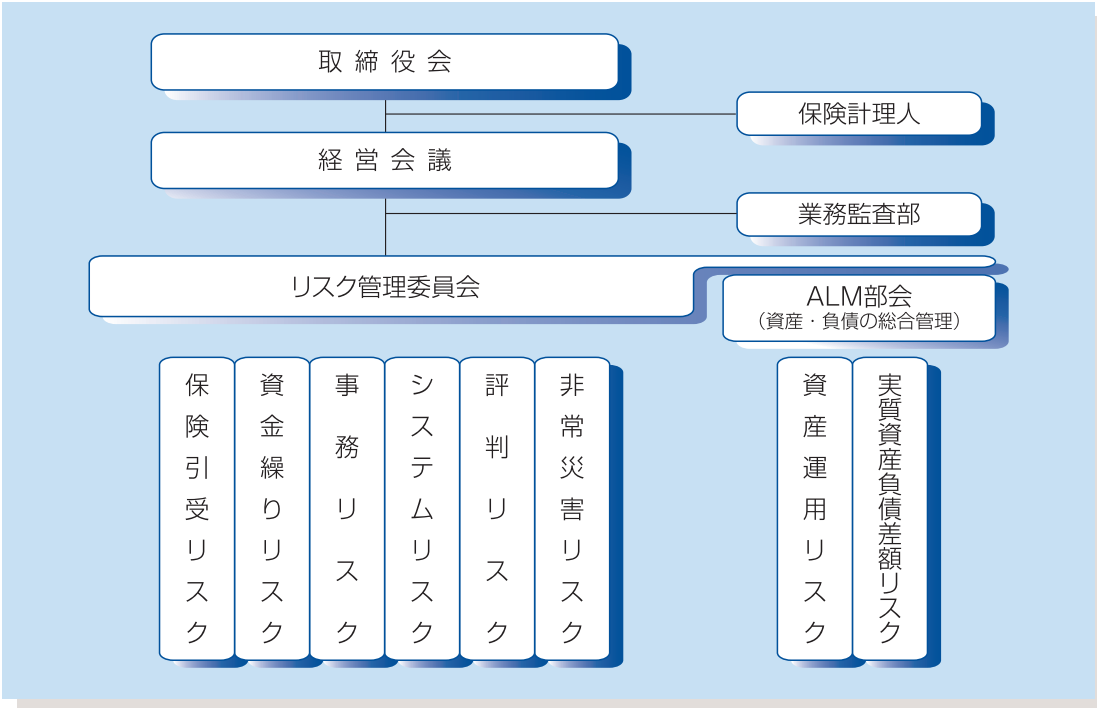

◆保険引受リスク

「保険引受リスク」とは、商品の開発または改定に際して想定した保険料率等の水準が、経済情勢や保険事故の発生率、運用実績の変動などにより、実際の保険金の支払額等に見合う水準と大きく乖離することによって当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、定期的にこれらの水準を検証し、必要に応じて商品の改廃、引受基準の改定を行うなど、適切な措置を講じることを基本方針としています。

◆資産運用リスク

「資産運用リスク」とは、資産運用に関連して生じるキャッシュフローの不確実性または時価の変動性をいい、「市場リスク」、「信用リスク」、「市場流動性リスク」の3つに区分しています。資産運用リスクについては、資産の健全性を維持し、安定的な収益が確保できるよう、リスクを能動的かつ適切にコントロールすることを基本方針としています。また、資産運用リスクについては、資産のみならず負債についても市場リスクや流動性リスクがあることから、当社は、資産・負債の総合管理（ＡＬＭ）を行っています。

◆資金繰りリスク

「資金繰りリスク」とは、巨大災害での資金流出や解約返戻金支出の増加等によって資金繰りが悪化し、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、常に維持すべき流動性資産の最低限度を設けて資金繰りリスク管理を行っています。

◆実質資産負債差額リスク

「実質資産負債差額リスク」とは、法令等に定める実質資産負債差額に関する規定に抵触するリスクをいいます。当社では、定期的に実質資産負債差額の状況を把握するとともに、当該規定に抵触しないようリスク管理を行っています。

◆システムリスク

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの障害、誤作動等またはその不正使用により、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、情報資産保護規程（セキュリティポリシー）や安全対策基準（セキュリティスタンダード）を定め、情報資産の安全対策に努めています。

◆事務リスク

「事務リスク」とは、役職員や当社の代理店が正確な事務を怠ること（事務ミス）や不正等を起こすことにより、当社が損失を被るリスクをいいます。当社では、個々の事務について詳細なマニュアル等を整備するとともに、事務の点検や研修・指導等を通じて、事務リスクの軽減を図っています。

◆その他のリスク

当社では「評判リスク（悪評・風評の流布により、当社が損失を被るリスク）」や「非常災害リスク（地震等の大規模災害によって当社が通常業務の継続に支障をきたすことにより、損失を被るリスク）」等のリスクを認識し、それぞれについてリスク管理に努めています。

資産・負債の総合管理（ＡＬＭ）について

生命保険会社は、責任準備金（将来の保険金等をお支払いするために保険料のなかから積み立てるもの）を負債として計算しています。責任準備金（負債簿価）は、将来の保険金等のキャッシュフローを一定の金利（割引率）を基に計算していますが、市場金利が低下すると実際の運用収益が当初見込んでいた額より少なくなります。このため、市場金利の低下時には、責任準備金の額（負債簿価）よりも多くの金額（負債時価）を評価しておくことが必要になります。このように、負債時価は、金利によって影響を受ける「金利リスク」を内包しています。

当社は、こうした負債のリスク特性を踏まえ、負債の金利リスクを定量的に計測するなどの分析を行い、負債に見合う資産を確保するため長期の円建債券を中心とした運用を行うなど(※)、資産・負債の総合管理（ＡＬＭ）を実施しています。

※長期の円建債券で運用した場合、金利低下時には、負債時価の増加に見合って債券価格（資産時価）が増加するため、金利リスクを軽減することができます。また、負債を構成する保険契約の大半は長期であるため、それに合わせて資産も長期債としています。

＜イメージ図（金利低下の場合）＞

●資産を短期の円建債券で運用した場合
（金利リスクが大きい）

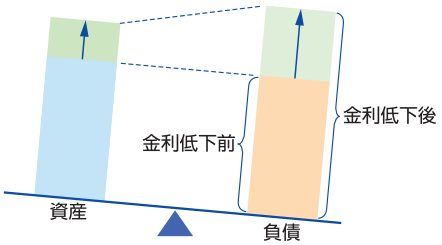

・資産時価の増加額は、負債時価の増加額を下回る。

●資産を長期の円建債券で運用した場合
（金利リスクが小さい）

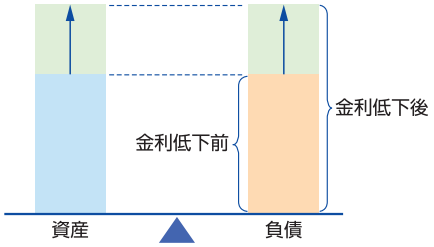

・負債時価は増加するが、負債の増加額に見合って資産時価が増加する。

（3）ストレステストについて

当社では、将来、例外的な環境下で起こりうるイベントが当社の財務内容に与える影響をチェックするため、ストレステストを行っています。当社が行っているストレステストは、過去に実際に起きた金利や株価の変動といった重大なイベントに基づいたものと、実際には起きていないが将来起こりうる金利シナリオに基づいたものの２種類であり、各々のストレステストについて複数のシナリオを設定しています。また、金利変動に加え大地震による支払の増加等、過去の実績に基づいた最悪の状態を想定したシナリオに基づくストレステストも行っています。

各シナリオの下でストレステストを実施した結果、当社の財務内容には問題ないことを確認しています。

（4）再保険に係る方針について

再保険（※）を付す際には、当社保有契約状況・危険準備金の積立状況および巨大自然災害の被害想定責任額を考慮し手配しています。また、再保険の手配にあたっては、再保険取引先審査基準に基づき、主要格付機関による格付をベースに信用度の高い再保険会社を選定するとともに、再保険会社別の取引限度額を定め適切に管理しています。なお、再保険の引受については積極的な取引は行っていません。

※再保険とは、保険会社が引受けた危険を分散するために、保険契約上の責任の一部または全部を他の保険会社に引受けてもらうことをいいます。

Ⅲ−10　コンプライアンス（法令等遵守）態勢

（1）基本方針

当社は、ＮＫＳＪグループの一員として、保険・金融サービス事業の高い公共的使命および社会的責任を常に認識し、法令等のルールや社会規範および企業倫理に則った適正な企業活動を通じて、お客さまに最高品質の安心とサービスを提供し、社会から信頼される企業グループを目指します。

NKSJグループのコンプライアンス基本方針（概要）

1. コンプライアンスを大前提とした経営姿勢のたゆまぬ表明
   NKSJグループの経営陣・マネジメント層は、事業遂行にあたり、常にコンプライアンスが大前提であることを表明し続けるとともに、具体的な行動で率先垂範します。
2. 法令等遵守と社会規範・企業倫理に基づく行動の実践
   NKSJグループの役職員は、法令等を厳格に遵守し、社会規範および企業倫理に準拠した適正な企業活動を遂行します。また、活動にあたっては、常に「NKSJグループ　コンプライアンス行動規範」を基準として、自ら考え、判断し、行動します。
3. 適正な業務を遂行する態勢の構築
   NKSJグループ各社は、お客さまに一層の安心・サービスを提供するために、適正な業務を継続して遂行できる態勢を構築します。
4. 問題の早期把握と組織的な解決
   NKSJグループ各社は、業務の中で発生するさまざまなコンプライアンス上の課題を、組織として早期に発見・共有し、解決します。
5. 積極的かつ公正な情報開示
   NKSJグループ各社は、経営方針や財務・業務に係る経営情報等の積極的かつ公正な開示に努めるとともに、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

（2）コンプライアンス推進体制

当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、会社全体のコンプライアンスを統括しています。コンプライアンス委員会では、コンプライアンス上の問題分析と解決策の立案を行い、全社的なコンプライアンス推進の徹底に取り組んでいます。

＜コンプライアンス体制図＞

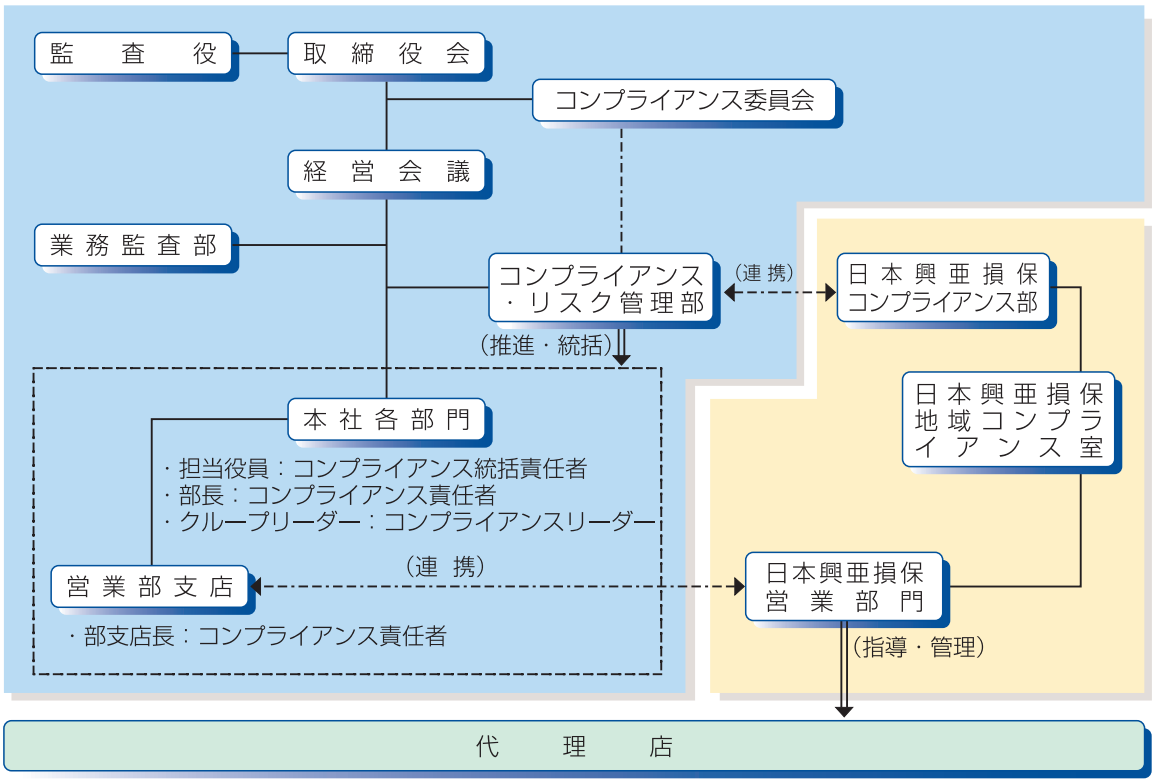

（3）コンプライアンス・プログラム

当社ではコンプライアンス（法令等遵守）の基本方針に基づき、具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定しています。

2011年度（平成23年度）コンプライアンス・プログラム

Ⅰ．保険募集に関する業務品質の向上

1．販売勧誘ルールの定着

○顧客保護・適合性原則にのっとった販売勧誘行動を実現するため、コンサルティングセールスにもとづく募集プロセスの適切性確保を推進する。

○顧客保護を適切に推進するため、お客様に正しい告知をいただくためのサポートの実践・定着を図る。

○契約確認等を通じて募集人の募集実態等をヒアリングし、販売勧誘ルール・正しい告知の対応ルールの実施状況を確認する。

2．教育・研修による募集人の業務品質向上

○「お客様重視・法令等遵守」の視点にもとづく募集およびアフターフォロー実践のため、継続教育制度標準カリキュラムに沿った研修を上期に実施し、教育効果の早期定着を図る。

3．不祥事件・不適正行為の再発防止・未然防止

○不適正行為・不祥事件の根絶に向け、発生原因の分析、課題の抽出、再発防止・未然防止策の策定、効果検証に係る管理態勢の強化を継続する。

4．リーガルチェック態勢等の強化

○消費者に対して正確で適切な募集情報を提供するため、適正なリーガルチェックの励行に努める。

5．お客様の声を起点とした品質向上

○「生保品質基準」の達成により、お客様満足を向上させる組織・態勢づくりを図る。また、組織単位で設定した品質向上目標の達成に向けて取り組み、社内全業務において品質向上に向けたＰＤＣＡサイクルの定着を図る。

○苦情・相談・問い合わせ等の分析を通して、再発防止・業務改善策を策定・実施し、業務品質・商品サービス等の継続的な改善を図る。

○全部門において、お客様の声(苦情)を的確に把握し、お客様の理解と納得をもって解決するよう迅速・適確な対応に努める。

○「業務品質向上委員会(お客様の声小委員会)」において、苦情の発生状況・原因の分析及び再発防止策の策定・実施状況について協議するとともに、お客様の声等から得られた各業務プロセスに跨る課題を部門横断で協議し、業務改善・業務品質向上を図る。

Ⅱ．コンプライアンスの推進

1．全役職員によるコンプライアンスの推進

○職場のコンプライアンスに係る諸問題を改善・解決するため、コンプライアンス・品質向上ミーティングを毎月2回開催し対策を協議する。

○社員コンプライアンス研修を継続するほか、新会社へのスムーズな移行のため合併対応研修を実施する。

○全社的コンプライアンス推進のため、コンプライアンス委員会において、不適正行為・不祥事件および苦情の分析、課題の明確化、対策の協議・立案および効果検証を実施する。

2．適正な取引・顧客保護態勢等の構築

○反社会的勢力への対応態勢強化のため、反社勢力情報報告要領等について徹底を図るとともに、代理店委託・業務委託の際の反社勢力点検により反社勢力との取引を排除する。

○疑わしい取引をより確実に把握するため、「疑わしい取引」にかかる報告ルールの徹底を図る。

○お客様の利益が不当に害されることのないよう適切に管理するため、利益相反管理態勢の定期的検証、対象取引の特定、措置記録および保存等の管理体制の整備を推進する。

3．各種点検の実施

○内部事務の適切性の確保を効果的・効率的に推進し、あわせて顧客保護・個人情報管理を適切に行うため、各部支店の業務特性に応じたＰＤＣＡサイクルにもとづく業務自主点検を実施する。

○登録事務・代理店業務等の適正な運営を確保するため、全代理店に対して「代理店総合点検」を実施する。

Ⅲ．適正な保険金等支払態勢の整備・確立

○迅速かつ適時・適切な保険金等の支払に向けたさらなる強化を図るため、支払管理部門と支払部門の点検を一本化した新たな査定態勢を構築する。

○支払管理部門による日常検証を継続実施し、支払部門に対する管理・牽制機能を発揮するとともに、支払部門・支払管理部門がこれまでに実施してきた強化策の効果を検証し、支払管理機能の強化を図る。

○「保険金等支払管理委員会」「保険金等支払審査小委員会」を開催し、請求事案に関する査定状況や各種制度の活用状況を確認するとともに、保険金等の適切な支払に関する重要事項を報告・審議する。

Ⅳ．顧客情報管理の徹底

○顧客情報の適正な取扱の徹底を図るため、社員・代理店への教育・研修を実施するとともに、顧客情報の取扱いにかかる業務自主点検を組織単位・月例で実施する。

（4）勧誘方針

2001年4月1日に施行された「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客様に対する保険商品の適切なご説明に努めるとともに、次のとおり「勧誘方針」を公表しています。

日本興亜保険グループは、保険その他の金融商品の販売にあたりましては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令等を遵守し、次の方針に基づき、お客様の立場に立った販売活動を行ってまいります。

日本興亜保険グループの勧誘方針

1.お客様の商品に関する知識、ご経験、ご購入目的、財産の状況などに留意し、商品内容やリスク内容などについて十分ご理解いただけるように、適切なご説明を心がけるとともに、お客様のご意向と実情に適った商品のご案内に努めてまいります。
2.商品のご案内にあたりましては、お客様にとってご迷惑とならない時間帯・場所・方法により、適切に行うよう努めてまいります。
3.お客様からの信頼を第一義とし、重要な事項を告げなかったり、不確実な事項について断定的な説明をするなど、お客様のご判断を誤らせるようなご案内は行いません。
4.お客様に対する勧誘の適正を確保するため、社内管理体制を整備するとともに、研修体制を充実させ関係法令や商品に関する知識の習得に努めてまいります。
5.保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うように努めてまいります。
6.万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払手続にあたり、迅速かつ的確に対応するように努めてまいります。
7.お客様からいただいたご意見・ご要望を商品の開発や販売に反映していくように努めてまいります。

Ⅲ−11　第三分野保険における責任準備金の確認

（1）第三分野保険における責任準備金の適切性確保

第三分野保険商品は、医療政策等の外的要因や当初の想定を超えた契約者の行動の影響を受けやすく、また、保障期間も長期間に亘るものが多くなっています。このため長期的な不確実性が内在しているものといえます。そこで、当社では平成10年大蔵省告示第231号等に基づきストレステストを行い、また、その結果によっては負債十分性テストを実施し、責任準備金の十分な積立水準の確保を図っています。

（2）ストレステスト等における危険発生率等の設定水準

給付内容の危険特性等の観点から分類した「基礎率を同じくする契約区分」ごとの経過年数別支払指数の当社実績値に基づき、ストレステストの場合は保険事故発生率が変動することによる給付金の増加を99%の信頼度でカバーする危険発生率を設定しています。

（3）テストの結果

2010年度決算に係るストレステストでは、各契約区分について危険発生率に基づき算出した将来の給付額が、予定発生率に基づき算出した将来の給付額を超えていないことから、第三分野保険の保険リスクに備える「危険準備金Ⅳ」のうち、ストレステストの対象とするリスクに対応する積立額は0となりました。また、ストレステストの結果、負債十分性テストを実施する必要性はありませんでした。

なお、ストレステストの結果については、計算実施部門から報告を受けた保険計理人およびリスク管理部門が内容の確認を行っています。

Ⅲ−12　お客様情報の保護

生命保険会社は、提供する商品・サービスの特性から、ご契約情報や保健医療等のセンシティブ情報などを、お客様から長期的かつ大量にお預かりしています。

当社では、お預かりしたお客様情報の保護を図るため、個人、法人を問わずお客様情報の適正な管理および業務への利用等を定めた顧客情報取扱規程を制定し、全社的なお客様情報の保護を推進しています。

また、２００５年４月１日より完全施行された個人情報保護法を踏まえ、個人のお客様情報の取扱いに関して「個人情報保護宣言」を公表するとともに、適正な取扱いに努めています。

個人情報に関する取扱いについて
（個人情報保護宣言）

基本的な考え方

当社は、ＮＫＳＪグループの一員として、グループ経営理念のもと、個人情報を適正に取り扱うことが社会的責務であり重要であると認識し、「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）」その他の関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針について」等を遵守して、お客さまの個人情報の保護に努めてまいります。

1．当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。また、法令に定める場合を除き、お客さまの個人情報の利用目的を通知または公表し、利用目的の範囲を超えて利用しません。
　なお、利用目的はお客さまにとって明確になるよう具体的に定め、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

2．当社は、法令に定める場合を除き、お客さまご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

3．当社は、お客さまの個人データについて、漏えい、滅失またはき損の防止に努め、適切な安全管理措置を講じます。また、お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4．当社は、従業者への教育・指導を徹底し、個人情報の適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。

5．当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に適切かつ迅速に対応します。また、お客さまからの個人情報保護法にもとづく保有個人データの開示、訂正等の請求に適切に対応します。

6．当社は、個人情報に関する取扱いおよび安全管理に係る適切な措置について、適宜見直し、改善いたします。

※個人情報、個人データ、保有個人データ等の用語の定義は、本基本方針に定めがある場合を除き、個人情報保護法および同施行令に準拠します。
※個人情報の利用目的などの詳細については、「個人情報の取扱い」をご覧ください。
※開示、訂正等の手続きの詳細については、当社ホームページをご覧ください。

＜お問い合わせ先＞
日本興亜生命保険株式会社　総合カスタマーセンター（お客様サービスセンター）
所在地　〒104−8407　東京都中央区築地３丁目４番２号
電　話　0120−538−107
（受付時間：午前9時～午後6時　土・日、祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレスhttp://www.nipponkoa.co.jp/life/

個人情報の取扱い

1．個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
当社では、例えば、以下のような方法で個人情報を取得することがあります。
（取得方法の例）
・保険契約の申込書、保険金請求書などお客さまにご記入・ご提出いただく書類やお客さまにWeb画面等へご入力いただくことなどにより取得する場合
・各店舗やコールセンターにいただくお問い合わせへ対応するためにお電話の内容を記録または録音する場合など

2．個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記4．から5．に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。
また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・保険金請求書等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

① 当社が取り扱う商品の案内、募集および販売（契約の維持・管理を含みます。）
　当社が取り扱う商品は次のとおりです。
　・生命保険
② 上記①に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
③ 生命保険契約の引受審査、引受け、履行および管理
④ 適正な保険金・給付金等の支払い
⑤ グループ各社、提携先企業等の商品およびサービスに関する情報の案内

⑥　各種イベント、キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
⑦　再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
⑧　当社が有する債権の回収
⑨　市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究
⑩　代理店等販売網の新設・維持管理
⑪　問い合わせ・依頼等への対応
⑫　その他、お客さまとのお取引きを適切かつ円滑に履行するため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3．個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

・法令に基づく場合
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記「4.グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください。）
・生命保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記「5.生命保険会社等との共同利用」をご覧ください。）

※当社が個人データを提供する第三者は、医療機関、再保険取引会社等です。

＜再保険契約について＞

当社は、引受リスクを適切に分散するために再保険契約を締結することがあります。この場合、当社は再保険取引会社における契約の引受審査、引受け、履行および管理、再保険金の支払いに必要な範囲内で、保険契約に関する個人データを再保険取引会社に提供することがあります。

4．グループ会社・提携先企業との共同利用

(1) NKSJホールディングス株式会社（以下、「持株会社」といいます。）によるグループ会社の経営管理のために、持株会社とNKSJグループ各社との間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

①　個人データの項目
・株主の皆さまの個人データ：氏名、住所、株式数等に関する情報
・NKSJグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故に関する情報など、お取引きに関する情報
②　共同利用するグループ会社の範囲
共同して利用するグループ会社の範囲は、http://www.nksj-hd.com/group/group_list/をご参照ください。
③　個人データ管理責任者
NKSJホールディングス株式会社

(2) NKSJグループとしての経営管理業務の遂行ならびに当社またはNKSJグループ各社が取り扱う商品・サービス等のお客さまへのご案内・ご提供およびその判断のために、当社とNKSJグループ各社間で、以下のとおり、個人データを共同して利用することがあります。

①　個人データの項目
・NKSJグループ各社が保有する個人データ：氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および保険事故等に関する内容など、お取引きに関する情報
②　共同利用するグループ会社の範囲
共同して利用するグループ会社の範囲は、http://www.nksj-hd.com/group/group_list/をご参照ください。
③　個人データ管理責任者
NKSJホールディングス株式会社

(3) 現時点で共同利用を行う提携先企業はありません。（2010年4月1日現在）

5．生命保険会社等との共同利用

(1) 当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、生命保険会社等との間で、当社の保険契約等に関する所定の情報を、次の制度に基づき共同利用しています。

・契約内容登録制度
・契約内容照会制度
・支払査定時照会制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページまたは当社のホームページをご覧ください。

(2) 当社は、生命保険代理店の適切な監督等のために、生命保険会社との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。

また、当社は、生命保険代理店への委託等のために、社団法人生命保険協会が実施する生命保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。

なお、当社は、生命保険会社等との間で、生命保険代理店等の従業者に係る個人データを次の制度に基づき共同利用しています。

・募集人登録情報照会制度
・合格情報照会制度
・退社者情報登録制度
・変額保険販売資格者登録制度

詳細につきましては、社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。

6．センシティブ情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則234条第1項第17号に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する個人情報（以下、「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

・保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・法令等に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

7．ご契約内容、保険金・給付金のお支払に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または「下記11．お問い合わせ窓口」にお問い合せください。また、保険金・給付金のお支払に関するご照会については「下記11．お問い合わせ窓口」にお問い合わせください。当社は、ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

8．個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記「11．お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人または代理人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

※開示、訂正等の手続きの詳細については、当社ホームページをご覧ください。

9．個人データの安全管理措置の概要

当社は、個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、利用目的の達成に必要とされる正確性・最新性を確保するために適切な措置を講じています。

安全管理措置に関するご質問は、下記「11．お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

10．個人データの取扱いの委託につい

当社は利用目的の達成に必要な範囲において、お客さまの個人データの取扱いを他の事業者に委託することがあります。お客さまの個人データの取扱いを委託する場合は、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いを委託しています。

（委託する業務の例）
・情報システムの開発・運用に関わる業務
・保険証券の作成・発送に関わる業務　　など

11．お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、個人データの安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

また、当社からの商品のセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等でのご案内を希望されない場合は、下記までご連絡ください。ただし、満期案内等への同封物や書類余白への印刷等は、中止することはできません。

＜お問い合わせ先＞
日本興亜生命保険株式会社　総合カスタマーセンター
（お客様サービスセンター）
所在地　〒104―8407　東京都中央区築地３丁目４番２号
電話　　0120―538―107
（受付時間：午前9時～午後6時　土・日、祝日および12/31～1/3を除く）
ホームページアドレス
http://www.nipponkoa.co.jp/life/

当社は、認定個人情報保護団体である社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

＜お問い合わせ先＞
（社）生命保険協会 生命保険相談室
電話 03―3286―2648
〒100―0005 東京都千代田区丸の内3－4－1
新国際ビル3階
受付時間：9:00～17:00（土・日曜、祝日などの生命保険協会休業日を除く）
ホームページアドレスhttp://www.seiho.or.jp

Ⅲ－13　生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。

●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2　破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

（注1）　基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）　一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

※4　個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

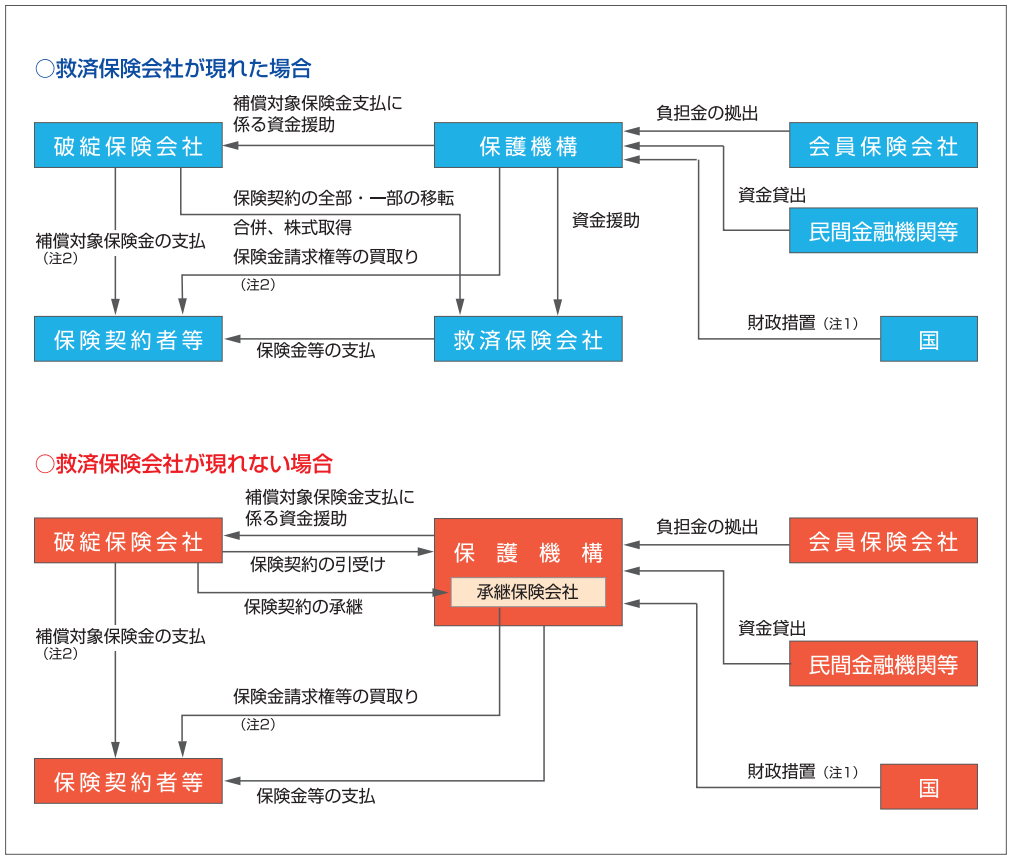

（注1） 上記の「財政措置」は、平成24年（2012年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注2） 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

● 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL　03−3286−2820
「月曜日〜金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時〜正午、午後1時〜午後5時」
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

Ⅳ. CSRの取組み

［目次］

Ⅳ－ 1 日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）……58
Ⅳ－ 2 環境問題への取組み……58
Ⅳ－ 3 社会貢献活動……59

Ⅳ. CSRの取組み

Ⅳ－1　日本興亜保険グループの社会的責任（CSR）

企業は、社会と共存共栄してはじめて成り立ちます。
当グループは、保険事業を通して、豊かで健全な社会に貢献することを、最も重要な社会的責任と考えています。

日本興亜保険グループが考えるCSR

日本興亜保険グループは、企業理念と行動指針に基づき、
保険事業を通して、様々なステークホルダー※1の繁栄を支えるとともに、
次世代への持続可能な社会※2の実現に貢献していきます。

◆ **「企業理念」「行動指針」に基づいています**

当グループの「企業理念」は、保険事業を通して「豊かで健全な社会の発展に貢献する」というCSRの根幹をうたっています。また、「行動指針」においても、お客様・株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーへの貢献を意識しています。

◆ **ステークホルダーの繁栄を支え、現代社会に貢献します**

企業は社会の繁栄があってはじめて成り立ちます。共存共栄を図っていくパートナーであるステークホルダーの繁栄を支えることが社会的責任と考えています。

◆ **保険事業を通して、社会的責任を果たします**

保険事業は「1人は万人のため、万人は1人のため」の精神に基づいています。保険事業そのものが社会貢献であり、その適切な遂行こそが社会的責任の中心です。したがって、当グループの業務を、ステークホルダーのために高度化し、より良い商品・サービスの提供を行うことが最も大切なことであると考えています。

◆ **持続可能な社会の実現のため、将来社会に貢献します**

現代のステークホルダーばかりでなく、環境問題への対応、少子高齢化社会への対応など、次世代への貢献も大切な社会的責任と考えています。

※1.　ステークホルダー：お客様、株主の皆様、代理店の皆様、従業員など会社と共存共栄を図っていくパートナー。
※2.　持続可能な社会：今生きている私たちの責任として長い目で見て築く、将来の人々が幸せに暮らせる社会。

Ⅳ－2　環境問題への取組み

地球環境の悪化が社会の安全・安心を脅かし始めた現代において、安心をお届けすることを使命とする保険会社が環境問題に取り組むことは、当然のことといえます。日本興亜保険グループでは、地球温暖化による自然災害リスクの増大を防ぐという観点だけでなく、すべての活動の原点であるお客様の信頼にお応えするために、私達は保険会社が果たすべき社会的責任の大きな柱と認識して環境問題に取り組んでいます。

日本興亜保険グループでは、企業理念である「豊かで健全な社会の発展」への貢献、行動指針に掲げる「環境にやさしい企業活動」の展開のため、国際規格「ISO14001」に基づく環境マネジメントシステム（EMS）を構築・運用しています。

2002年6月に日本興亜損害保険株式会社の本社サイトでISO14001の認証を取得し、その後、対象を日本興亜保険グループの全国の拠点および子会社・関連会社へ広げる取組みを行い、2005年6月には、当社およびそんぽ24損害保険を含む全国組織で認証取得しました。

日本興亜保険グループの「環境方針」

《環境理念》

日本興亜保険グループは、地球環境の保全・持続可能性の確保が人類共通の最重要課題であることを認識し、「豊かで健全な社会の発展に貢献します」との企業理念のもと、あらゆるステークホルダーとの積極的な対話を通じて、企業の社会的責任を実現し、地球温暖化問題への積極的な取り組みにより環境と経営の両立をめざします。

《基本方針》

真に豊かで安心できる暮らしを実現し、その基盤となる地球環境を未来に引き継ぐために、グループのすべての役職員を挙げて、全力で取り組みます。

1．カーボンニュートラル宣言企業（日本興亜損保）として、CO_2排出量を削減
自らの責任を考慮しあらゆる企業活動に伴うCO_2排出量を算定したうえで、省資源・省エネルギーの取組みやリサイクル活動を通して、環境負荷低減と地球温暖化防止に向けCO_2排出量を削減します。また、環境関連法規制等を遵守すると共に、環境汚染の予防に努めます。

2．保険商品・サービスを通して環境保全の重要性を広く社会に伝える
保険会社としての役割・責任を認識して、環境配慮型の保険商品・サービスを提供することで、お客様をはじめとしたステークホルダーの皆様と一緒になって、環境負荷低減と循環型社会の形成に積極的に取り組みます。

3．保険との関わりを通しCO_2排出量の削減を支援し低炭素社会の実現に取り組む
保険会社としての機能を生かし、「エコ安全ドライブ」の啓発・普及活動をはじめとした環境負荷低減活動に取り組み、低炭素社会の実現をめざします。

この環境方針の達成のため、環境目的・目標を定めて定期的な見直しをおこない、継続的な改善に努めます。
また、この環境方針は日本興亜保険グループのすべての役職員に周知すると共に、一般に公開します。

2009年5月7日
日本興亜損害保険株式会社
取締役社長　兵頭　誠

Ⅳ－3　社会貢献活動

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。

（1）日本興亜おもいやり倶楽部の活動
日本興亜保険グループの役職員有志を会員とした「日本興亜おもいやり倶楽部」（マッチングギフト制度）を通じ、社会福祉・環境保護・国際貢献等の活動を行っている団体への寄付を実施しています。

（2）エコキャップ運動
ペットボトルキャップを集めて再利用に供し、その売却益を“世界の子どもにワクチンを贈る”活動に賛同し、本社で取組みを行っています。

（3）本社ビルへのＡＥＤ（自動対外式助細動器）の設置
本社ビル1Ｆ入口にＡＥＤを設置するとともに、総合防災訓練時に救命講習を取り入れるなど社員の救命技術向上に努力しています。

（4）その他の活動
（社）生命保険協会および全国にある地方生命保険協会を通じて、震災被災者への見舞金の寄贈や要介護老人支援策、募金・献血運動など様々な社会貢献活動に取り組んでいます。

Ⅴ. お客様へのサービスのご提供

［目次］

Ⅴ－ 1 ご契約までの流れ
（アプローチからご契約の成立まで）……62

Ⅴ－ 2 保険金・給付金のお支払いまでの流れ……63

Ⅴ－ 3 商品ラインナップ……64

（1）個人向け商品（主なもの）……64

（2）企業・団体向け商品（主なもの）……66

Ⅴ－ 4 代理店教育・研修および支援制度……67

（1）お客様の良きアドバイザーを目指して……67

（2）教育・研修メニュー……67

（3）研修の目的……67

（4）代理店向け営業支援……68

Ⅴ－ 5 ご契約者に対する情報提供の実態……69

（1）会社経営に関する情報提供……69

（2）ご契約者の皆様への情報提供……69

Ⅴ－ 6 商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法……71

Ⅴ. お客様へのサービスのご提供

Ⅴ－１　ご契約までの流れ（アプローチからご契約の成立まで）

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。当社の代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。

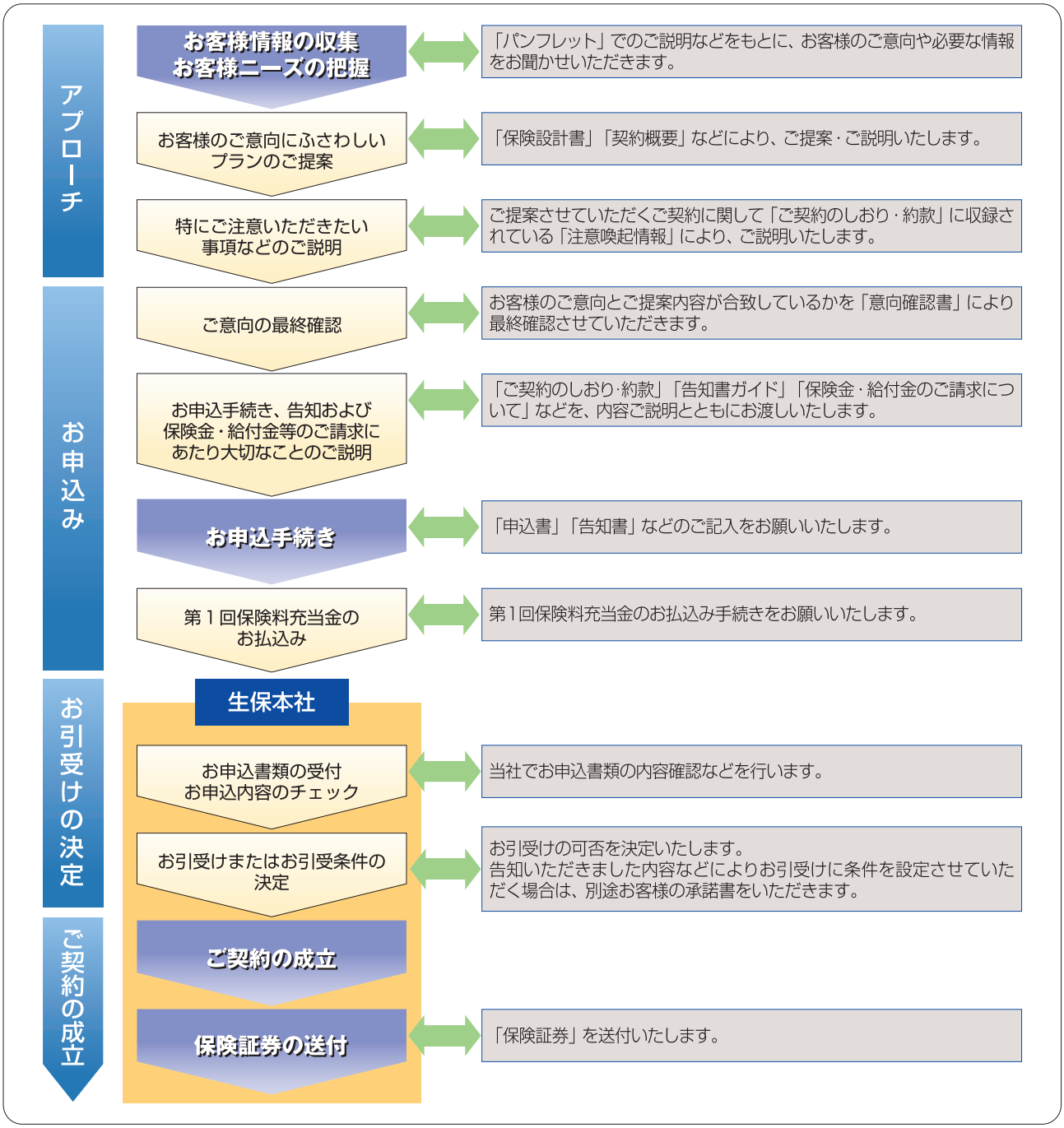

≪クーリング・オフについて≫

お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または保険料等領収証の交付日（保険料等領収証が発行されない契約の場合は「ご契約のしおり・約款」の受領日）のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ただし、次の場合はお取扱いできません。

・当社が指定する医師の診査が終了したとき
・債務履行の担保のための保険契約であるとき
・既契約の内容変更のとき
・法人をご契約者とする保険契約であるとき

Ⅴ－２　保険金・給付金のお支払いまでの流れ

ご請求からお支払いまでの流れは次のとおりです。
ご契約内容により、ご請求手続きが異なることがあります。

お問い合わせ窓口
保険金・給付金のご請求・ご相談窓口
0120-528-170（通話料無料）
［受付時間］午前9時～午後5時
（土・日・祝日および12/31～1/3は除きます）

※お客様とのお電話は、内容を正確に把握するため録音させていただいております。

お　客　様

1　お手元に「保険証券」をご用意いただき、当社保険金・給付金のご請求・ご相談窓口（0120-528-170）までご連絡ください。

※その他の各種お手続きに関するお問い合わせは当社総合カスタマーセンター（０１２０-５３８-１０７）までご連絡ください。

主に次の事項を確認させていただきますので、あらかじめご準備ください。
（注）ご請求・ご契約の内容によって、確認させていただく事項は異なります。これらの事項以外にも確認させていただくことがございますので、ご了承ください。

■お亡くなりになられた場合（死亡保険金のご請求）
- ○証券番号
- ○お電話いただいた方のお名前
- ○お亡くなりになった方のお名前
- ○原因となった病気や事故（事故発生日）
- ○お亡くなりになった日
- ○入院・手術の有無　等
- ○請求書類の送付先

■入院・手術などをされた場合（入院・手術給付金のご請求）
- ○証券番号
- ○お電話いただいた方のお名前
- ○入院・手術などをされた方のお名前
- ○原因となった病気や事故（事故発生日）
- ○入院期間（入院日・退院日）
- ○手術のある場合、正式な手術名と手術日　等
- ○請求書類の送付先

※お電話での受付の他、当社ホームページでの受付も行っています。
（http://www.nipponkoa.co.jp/life/）

日本興亜生命

2　ご請求手続きのご案内およびご請求に必要な書類をお届けいたします。

ご請求に必要な書類とともに小冊子「保険金・給付金のご請求について」をお届けいたします。
小冊子では、「お支払いする事例、お支払いできない事例」などを具体的に記載しております。

※当社ホームページにも掲載しておりますのでご参照ください。
（http://www.nipponkoa.co.jp/life/）

3　ご請求に必要な書類をご提出ください。

診断書など必要な書類をご準備いただき、所定の書類に必要事項をご記入いただいたうえで所定の返信用封筒にて当社保険金サービスグループへご返送ください。

（注）診断書や戸籍謄本など、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用は、お客様のご負担となります。

4　保険金・給付金をお支払いいたします。

ご提出いただいた書類が到着しましたら、内容を確認のうえ、ご契約の内容にもとづき、ご指定の口座に保険金・給付金をお支払いさせていただきます。また、「お支払のご案内」を郵送いたします。

（注）ご提出いただいた書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、障がいの状況、ご請求事由の原因などについて、詳細な事実を確認（医療機関などへの確認も含みます）させていただく場合があります。この場合、確認先のご都合やご請求事由の原因調査などによって日数を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5　お支払い内容をご確認ください。

「お支払のご案内」が到着いたしましたら、お受取り内容をご確認ください。

ご留意いただきたい事項

□被保険者ご本人さまが病名をご承知でない場合でも、保険金や給付金をお支払いすることによって、ご本人さまに病名が知られてしまうことがあります。病名の管理に注意が必要な場合は、ご請求の連絡をいただく際にお申し出ください。

□受取人となられる被保険者ご本人さまが請求できない特別な事情があり、指定代理請求人特約が付加されている場合、あらかじめ指定された代理人による請求が可能です（また、同特約が付加されていない場合も当社窓口までご相談ください）。

Ⅴ－３　商品ラインナップ

（１）個人向け商品（主なもの）

＜主契約＞

◆万一の場合に備えて

残された家族のための生活費の確保、葬儀代など一時的にかかる費用の確保など、万一の場合に備える商品をご案内します。

・一家の大黒柱の方に

新収入保障保険

万一の際、ご家族に生活保障資金を毎月お届けする保険です。

・一生涯の保障を希望される方へ

終身保険

万一のため、老後のため、一生涯の保障が得られる保険です。

なっ得終身

保険料払込期間中の解約返戻金を低く抑え割安な保険料で、一生涯の保障が得られる保険です。

・割安な保険料で大きな保障を希望される方へ

定期保険

死亡保障に的を絞った、保険の原点ともいえる保険です。目的を絞った保険ですから、小さなご負担で大きな保障が得られます。

低解約返戻金型定期保険

低解約返戻金期間中の解約返戻金を低く抑え割安な保険料で「定期保険」と同一の保障が得られます。

無解約返戻金型定期保険

解約返戻金がない分、割安な保険料で「定期保険」と同一の保障が得られます。

◆入院や手術に備えて

ホッとメディカル

病気やケガによる入院をされたとき、あるいは所定の手術をされたときに給付金が支払われる保険です。

終身がん保険

がんになったときに安心して治療に専念するために一生涯にわたってがんを保障する保険です。

◆豊かな老後生活に備えて

個人年金保険

ゆとりあるセカンドライフを送るために、一定の年齢から、年金をお支払いする保険です。

養老保険

財産づくりと、万一の備えを両立できる保険です。

積立型終身保険

無理のない積立により、安心できる老後の保障をお約束します。保険料払込期間中は死亡保障を抑えるかわり、割安な保険料で一生涯の保障を準備できます。

◆お子様の教育資金準備に

こども保険

お子さまの健やかな成長をお守りし、教育資金などのご準備ができます。

＜特約＞

◆定期系特約

死亡保障をより充実させるための特約です。

ご利用の目的	特約の名称
割安な保険料で、合理的な保障をご希望の方に	逓減定期保険特約
重点的に保障したい時期の保障額アップをご希望の方に	平準定期保険特約
保障額アップと３大疾病への保障をご希望の方に	特定疾病保障定期保険特約

◆災害・入院系特約

傷害・入院・手術などの不時の出費にも備えるための特約です。

ご利用の目的	特約の名称
災害による死亡・高度障害の保障アップをご希望の方に	新災害割増特約
災害による死亡・高度障害の保障アップ、身体障害への保障をご希望の方に	新傷害特約
ケガによる入院保障をご希望の方に	新災害入院特約
病気による入院と、手術保障をご希望の方に	新疾病入院特約
ケガによる入院後の退院一時金をご希望の方に	新災害退院後療養特約
病気による入院後の退院一時金をご希望の方に	新疾病退院後療養特約
成人病による入院の上乗せ保障をご希望の方に	新成人病保障特約
女性に多い病気による入院の上乗せ保障をご希望の方に	新女性医療特約
こどもの入院や手術に備える「こども保険」専用の特約です	こども医療特約

◆その他の特約

ご利用の目的	特約の名称
喫煙の有無、または健康状態が所定の基準を満たす場合、より割安な保険料でご契約いただけます	区分料率適用特約（優良体保険）
余命６ヶ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求をすることができます	リビング・ニーズ特約
所定の３大疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中）、所定の身体障害状態、所定の要介護状態に該当した場合、以後の保険料払込は不要です	保険料払込免除特約
被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」が生じた場合に、あらかじめ指定した指定代理請求人に保険金等を請求していただくことができます	指定代理請求人特約

（2）企業・団体向け商品（主なもの）

総合福祉団体定期保険

企業や団体等が定める弔慰金規程に基づく、役職員・ご遺族への支給財源の確保ができます。

団体定期保険

企業や団体等が制度を導入し、所属員（役員・従業員）の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を目的とする保険です。

団体信用生命保険

医療保障保険（団体型）

Ⅴ－４　代理店教育・研修および支援制度

お客様にご満足のいくサービスの提供のために代理店・募集人に対する教育・研修および営業支援に取り組んでいます。

（1）お客様の良きアドバイザーを目指して

お客様のライフプランや企業ニーズに合った最適な保険を提案するためには、商品知識・周辺知識はもちろんの事、高度なコンサルティングスキルが必要になります。

当社では、お客様から信頼され満足感を持って頂けるコンサルティングを提供できる募集人の育成を目指し、生命保険業界共通教育および当社独自カリキュラムの研修を実施しています。

（2）教育・研修メニュー

生命保険業界共通教育制度

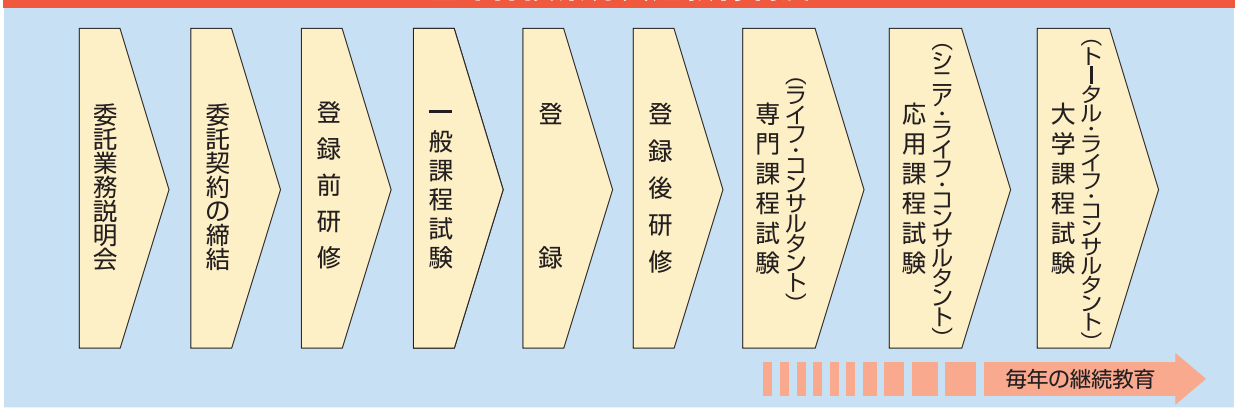

独自カリキュラムによる研修

名　称	内　容
プレミアムプログラム	お客様への総合的な情報提供とそのための代理店組織構築を習得する研修
ＳＫＹアカデミー	法人のニーズ喚起スキルを習得する研修
トップセミナー	最新の知識・情報を学び、コンサルティングスキルアップを目指す研修
コンサルティングスクール	基礎的な知識およびコンサルティングスキルの習得研修
e-ラーニング	商品・販売活動・ＦＰ・法人・事務の基本知識の自学研修

（3）研修の目的

代理店教育・研修は、お客様のニーズを正しく把握し、お客様の意向にあった商品提案・販売が適切に行えるコンサルティングスキルの習得を目的としています。

◆研修の目標

保険を取扱う代理店としての役割・使命を正しく理解し、コンプライアンス（法令遵守）を基礎として、お客様に最適な保険を提案・販売できる代理店・募集人の育成・業務品質の向上を目指しています。

◆代理店研修カリキュラムのコンセプト

下記のコンセプトに基づいて研修を実施しています。

心　構　え	生命保険を取扱う代理店の役割・使命とコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図ります。
知　　識	保険商品・税務・FP知識・新契約・保全等の生命保険販売に必要な業務知識の習得を目指します。
技　　術	コンサルティングスキルの向上を目指した実践研修を柱として、スキルレベルに応じた研修を展開します。
習　　慣	お客様に高い品質のサービスを提供するための行動を習慣化させます。

（イメージ図）

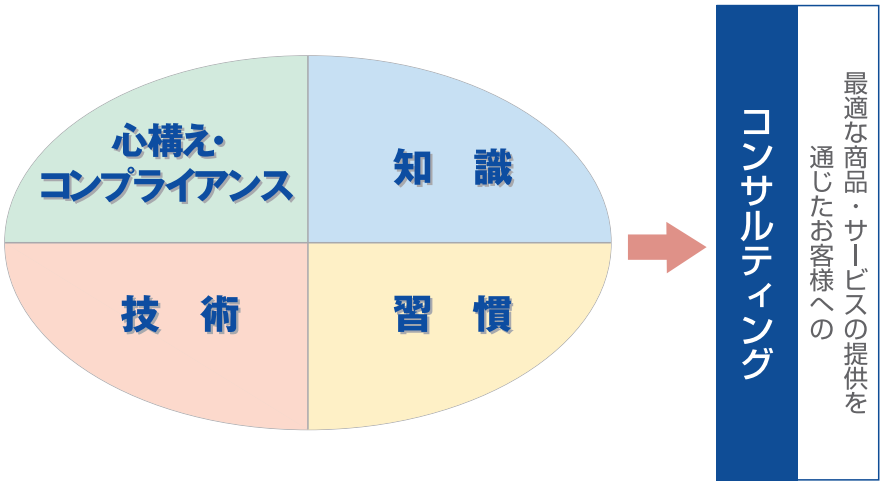

（4）代理店向け営業支援

ＬＰＳ<ライフ　プランニング　サポーター>制度

◆代理店向け生保販売支援のためのＬＰＳ<ライフ　プランニング　サポーター>制度

ＬＰＳ社員は、生命保険販売に関する高いスキルを持ち、さらに金融、経済、法律、税務などの幅広い知識を持つ生保販売のエキスパート社員です。ＬＰＳ社員は、生命保険業務（募集や保全知識）をさらに強化したい代理店に対して営業支援・販売指導を行うとともに、代理店との共同募集等を通じ、お客様にご満足いただける生命保険のご提案や各種高品質サービスのご提供を行います。

※今年度は東京地区、名古屋地区、大阪地区で展開中

Ⅴ－５　ご契約者に対する情報提供の実態

（1）会社経営に関する情報提供

会社経営に関する情報は次の方法・媒体により適時・適切に行っています。

○日本興亜生命の現状

保険業法第111条に基づき作成された資料で、当社の業績や財務状況等を記載しています。本誌は、全国の営業店、当社の事務委託をしている日本興亜損保の営業店ならびに主要代理店に備え付けています。また、ホームページでもご覧いただけます。

○インターネットホームページ

当社の会社概要、業績、保険商品のご案内、ニュースなどを掲載しています。
ホームページアドレス
http://www.nipponkoa.co.jp/life/

（2）ご契約者の皆様への情報提供

ご契約者の皆様には、「ご契約成立まで」、「ご契約成立後」にそれぞれ次のような情報を提供しています。

①ご契約成立までの情報提供

○パンフレット

○保険種類のご案内

当社の商品を一括して記載しています。

○保険設計書

○ご契約のしおり・約款

ご契約にあたって「十分にご理解いただきたい事項（ご契約のしおり）」や「特にご注意いただきたい重要な事項（注意喚起情報）」を記載しています。
また、約款はご契約についてのとりきめをくわしく記載しています。

○契約概要

○告知書ガイド

○保険金・給付金のご請求について

○保険証券

※ご加入手続きに入る前に、お客様の最終的なご意向を「意向確認書」により確認させていただいています。

②ご契約成立後の情報提供

○保険料のお払込みに関連するもの
- ・保険料口座振替についてのご案内
- ・生命保険料再請求のお知らせ

○自動振替貸付・失効に関連するもの
- ・保険料お立替えのご案内
- ・お立替金残高ならびに利息繰入に関するご案内
- ・ご契約失効のお知らせ兼復活のおすすめ
- ・保険契約失効のご案内（失効通知）
- ・ご契約失効後３ヶ月経過に関するご案内
- ・ご契約失効後６ヶ月経過に関するご案内
- ・ご契約失効後１年経過に関するご案内
- ・保険契約失効に伴う返還金のお支払いについての最終のご案内（失効後２年半経過時）
- ・失効返戻金の送金のご案内（失効後３年経過時）

○満期・年金等に関連するもの
- ・満期保険金・祝金・健康祝金・生存給付金・無事故給付金のご案内
- ・年金のご案内
- ・自動更新のお知らせ
- ・保険期間満了のお知らせ
- ・お支払のご案内

○保険金・給付金のお支払いに関連するもの
- ・保険金・給付金をお受け取りいただくためのガイドブック（保存版）
- ・保険金・給付金請求書類のご案内
- ・保険金・給付金のご請求について
- ・お支払のご案内

○契約者貸付に関連するもの
- ・お支払のご案内
- ・利息繰入のご案内
- ・契約者貸付金残高のお知らせ

○その他
- ・ご契約内容のお知らせ
- ・生命保険料控除証明書

Ⅴ－6　商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法

ご契約手続きの際には、商品の仕組みや内容を、デメリットとなる情報も含めてお客様に十分ご理解いただくため、当社では以下のような書面に商品に対する情報とデメリット情報を記載しお渡ししています。

◆契約概要

お客様に保険商品の内容をご理解いただくための重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項（仕組み、保障内容、付加できる主な特約とその概要等）を掲載し、ご契約の手続き前に当該保険商品がお客様ニーズに適合していることをご確認いただいています。

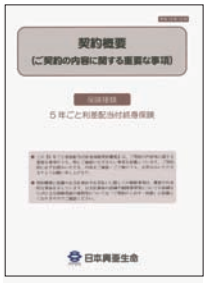

◆ご契約のしおり・約款

ご契約のお申込みに際して、ご契約に関する重要な事項を記載した「ご契約のしおり・約款」をお渡ししています。

「注意喚起情報」部分では、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項（クーリング・オフ制度、告知義務について、保険金・給付金等が支払われない場合等）を記載しています。

「ご契約のしおり」部分では、ご契約に際してぜひ知っていただきたい事項（保険金・給付金等のお支払いなどに関する説明、免責事由、告知義務違反によるご契約の解除等）をわかりやすくご説明しています。

「約款」部分では、ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。

◆保険種類のご案内

お客様のニーズに最も適したプランを選択していただくために、当社の商品を一括して記載した「保険種類のご案内」を作成しています。

この「保険種類のご案内」では、商品の仕組みと特長のほか、デメリット情報（保険金・給付金等をお支払いできない主な場合、告知義務違反による契約の解除など）やクーリング・オフ等についても記載しています。

◆パンフレット

商品の内容についてご理解いただくために、商品の仕組みと特長についてわかりやすく説明しています。

◆解約請求書

解約を請求されるお客様に、あらためてご確認いただくため、解約のデメリットと解約のお手続き前にお客様にご検討いただきたい事項をご案内しています。

資料編

目　次

Ⅰ．保険会社の概況及び組織	**77**
1　沿革	77
2　経営の組織	77
3　店舗網一覧	78
4　資本金の推移	79
5　株式の総数	79
6　株式の状況	79
（1）発行済株式の種類等	79
（2）大株主	79
7　主要株主の状況	79
8　役員の状況	80
9　従業員の在籍・採用状況	81
10　平均給与（内勤職員）	81
11　平均給与（営業職員）	81
Ⅱ．保険会社の主要な業務の内容	**82**
1　主要な業務の内容	82
2　経営方針	82
Ⅲ．直近事業年度における事業の概況	**83**
1　直近事業年度における事業の概況	83
2　契約者懇談会開催の概況	83
3　相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例	83
4　契約者に対する情報提供の実態	83
5　商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	83
6　営業職員・代理店教育・研修の概略	83
7　新規開発商品の状況	84
8　保険商品一覧	85
（1）個人向け商品［主契約］	85
（2）個人向け商品［特約］	90
（3）指定代理請求人特約について	91
（4）企業・団体向け商品	91
9　情報システムに関する状況	92
10　公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	92
Ⅳ．直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	**93**
Ⅴ．財産の状況	**94**
1　貸借対照表	94
2　損益計算書	100
3　キャッシュ・フロー計算書	102
4　株主資本等変動計算書	104
5　債務者区分による債権の状況	106
6　リスク管理債権の状況	107
7　元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	107
8　保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）	108
9　有価証券等の時価情報（会社計）	110
（1）有価証券の時価情報	110
（2）金銭の信託の時価情報	114
（3）デリバティブ取引の時価情報	114
10　経常利益等の明細（基礎利益）	115
11　利源別損益	115
12　会計監査人の監査の状況	116
13　財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	116

14　継続企業の前提に関する注記　116
Ⅵ．業務の状況を示す指標等　117
1　主要な業務の状況を示す指標等　117
（1）決算業績の概況　117
（2）保有契約高及び新契約高　117
（3）年換算保険料　117
（4）保障機能別保有契約高　118
（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高　119
（6）異動状況の推移　120
（7）契約者配当の状況　121
2　保険契約に関する指標等　122
（1）保有契約増加率　122
（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）　122
（3）新契約率（対年度始）　122
（4）解約失効率（対年度始）　122
（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約）　122
（6）死亡率（個人保険主契約）　123
（7）特約発生率（個人保険）　123
（8）事業費率（対収入保険料）　123
（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数　123
（10）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位５社に対する支払再保険料の割合　124
（11）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合　124
（12）未だ収受していない再保険金の額　124
（13）第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合　124
3　経理に関する指標等　125
（1）支払備金明細表　125
（2）責任準備金明細表　125
（3）責任準備金残高の内訳　125
（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）　126
（5）特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数　126
（6）契約者配当準備金明細表　126
（7）引当金明細表　127
（8）特定海外債権引当勘定の状況　127
（9）資本金等明細表　127
（10）保険料明細表　127
（11）保険金明細表　128
（12）年金明細表　128
（13）給付金明細表　128
（14）解約返戻金明細表　128
（15）減価償却費明細表　129
（16）事業費明細表　129
（17）税金明細表　129
（18）リース取引　129
（19）借入金残存期間別残高　129
4　資産運用に関する指標等（一般勘定）　130
（1）資産運用の概況　130
（2）運用利回り　132
（3）主要資産の平均残高　132
（4）資産運用収益明細表　132
（5）資産運用費用明細表　133
（6）利息及び配当金等収入明細表　133
（7）有価証券売却益明細表　133
（8）有価証券売却損明細表　133
（9）有価証券評価損明細表　134
（10）商品有価証券明細表　134
（11）商品有価証券売買高　134
（12）有価証券明細表　134
（13）有価証券の残存期間別残高　135
（14）保有公社債の期末残高利回り　136
（15）業種別株式保有明細表　136
（16）貸付金明細表　137
（17）貸付金残存期間別残高　137
（18）国内企業向け貸付金企業規模別内訳　137
（19）貸付金業種別内訳　137
（20）貸付金使途別内訳　137
（21）貸付金地域別内訳　137
（22）貸付金担保別内訳　137
（23）有形固定資産明細表　138
（24）固定資産等処分益明細表　138
（25）固定資産等処分損明細表　139
（26）賃貸用不動産等減価償却費明細表　139
（27）海外投融資の状況　139
（28）海外投融資利回り　140
（29）公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）　140
（30）各種ローン金利　141
（31）その他の資産明細表　141
5　有価証券等の時価情報（一般勘定）　142
（1）有価証券の時価情報　142
（2）金銭の信託の時価情報　144
（3）デリバティブ取引の時価情報　144
Ⅶ．保険会社の運営　145
1　リスク管理の体制　145
2　法令遵守の体制　145
3　法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性　145
4　金融 ADR 制度への対応に関する記載　145
5　個人データ保護について　145
6　反社会的勢力排除のための基本方針　145
Ⅷ．特別勘定に関する指標等　145
1　特別勘定資産残高の状況　145
2　個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過　145
3　個人変額保険及び個人変額年金保険の状況　145
Ⅸ．保険会社及びその子会社等の状況　145
1　保険会社及びその子会社等の概況　145
2　保険会社及びその子会社等の主要な業務　145
3　保険会社及びその子会社等の財産の状況　145

日本興亜生命の現状

Ⅰ．保険会社の概況及び組織

Ⅰ－１　沿革

年　月　日	主　な　で　き　ご　と
平成８年４月１日	保険業法の改正により、生損保の子会社方式による相互参入が可能となりました。
平成８年８月８日	興亜火災海上保険株式会社ならびに日本火災海上保険株式会社は、それぞれ全額出資により「興亜火災まごころ生命保険株式会社」ならびに「日本火災パートナー生命保険株式会社」を設立
平成８年８月27日	生命保険事業免許を大蔵大臣より取得
平成８年10月１日	営業開始
平成13年４月１日	出資会社が合併したことに伴い、生保二社も同時に合併し「日本興亜生命保険株式会社」となりました。
平成14年３月	当局認可を得て、現行資本金から50億円を減資し、同時期に親会社の日本興亜損害保険株式会社引受による50億円の増資を行うという資本政策を実施

Ⅰ－２　経営の組織

（平成23年4月1日現在）

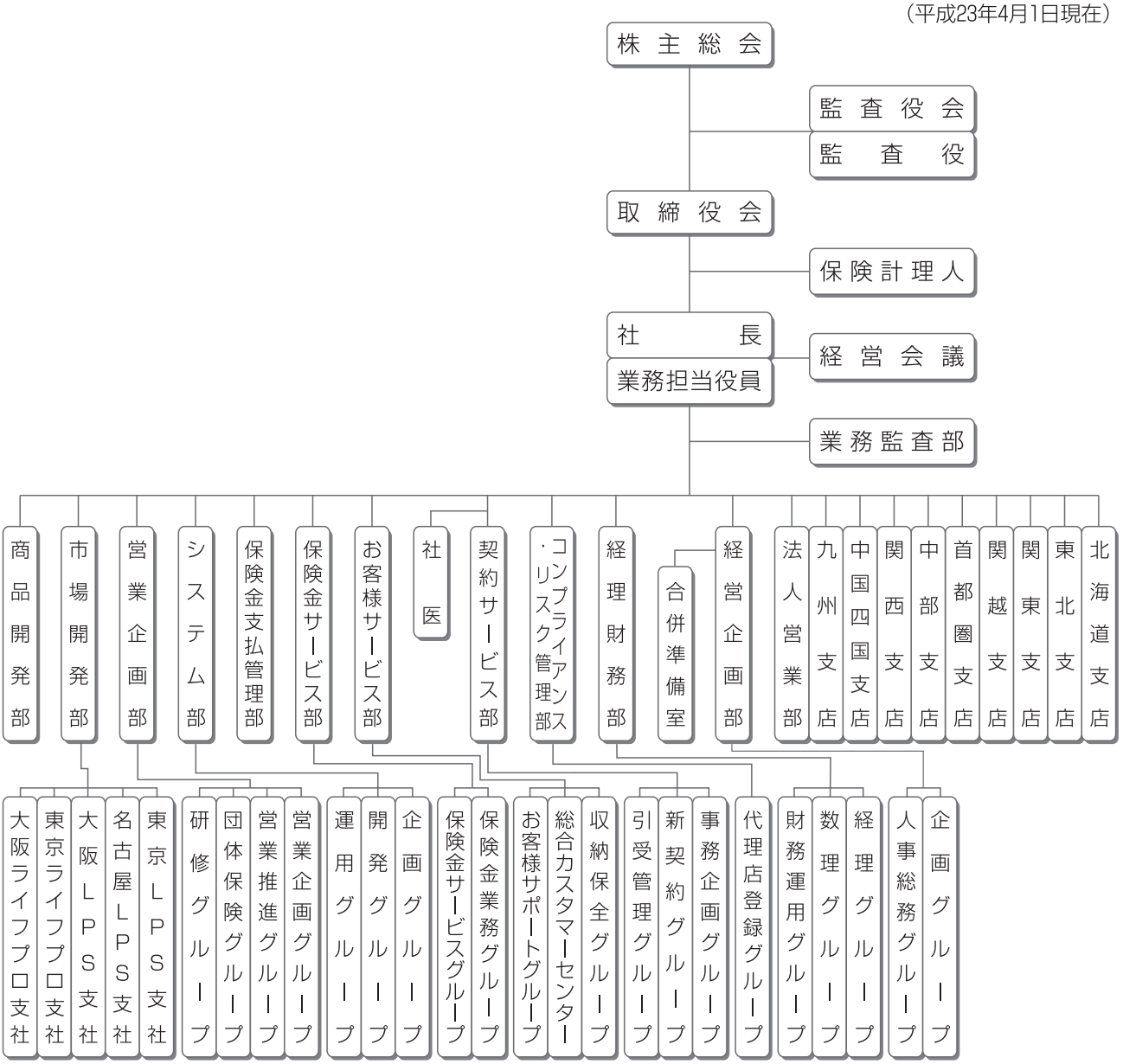

Ⅰ－3　店舗網一覧

（平成23年7月1日現在）

部　支　店	所　在　地	電話番号
北　海　道　支　店	〒060-0042　札幌市中央区大通西5-11-2	011-221-6265
東　北　支　店	〒980-0014　仙台市青葉区本町1-14-21	022-262-3173
関　東　支　店	〒110-0015　東京都台東区東上野3-18-4	03-3839-8876
関　越　支　店	〒330-9509　さいたま市大宮区桜木町2-285-2	048-658-6660
首　都　圏　支　店	〒170-0013　東京都豊島区東池袋1-12-1	03-3984-9988
中　部　支　店	〒460-8636　名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9440
関　西　支　店	〒550-0002　大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8191
中国四国支店	〒730-0011　広島市中区基町13-9	082-228-5361
九　州　支　店	〒810-8666　福岡市博多区中洲中島町2-8	092-272-3521
法　人　営　業　部	〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10	03-3231-3021
市　場　開　発　部		
東京ＬＰＳ支社	〒104-8407　東京都中央区築地3-4-2	03-5565-8052
名古屋ＬＰＳ支社	〒460-8636　名古屋市中区錦1-16-20	052-231-9457
大阪ＬＰＳ支社	〒550-0002　大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-7058
東京ライフプロ支社	〒104-8407　東京都中央区築地3-4-2	03-5565-8049
大阪ライフプロ支社	〒550-0002　大阪市西区江戸堀1-11-4	06-6444-8371
本　社	〒163-8672　東京都新宿区西新宿6-13-1 新宿セントラルパークビル	03-5565-8080
本　店	〒104-8407　東京都中央区築地3-4-2	03-5565-8080

Ⅰ－4　資本金の推移

年　月　日	増(減)資額	増(減)資後資本金	摘　要	備　考
平成8年8月8日		10,000百万円	会社設立	旧 興亜火災まごころ生命保険株式会社
		10,000百万円	会社設立	旧 日本火災パートナー生命保険株式会社
平成13年4月2日	10,000百万円	20,000百万円	合併増資	
平成14年3月5日	5,000百万円	15,000百万円	減　資	
平成14年3月19日	5,000百万円	20,000百万円	第三者割当増資	すべて、日本興亜損害保険株式会社に割当

Ⅰ－5　株式の総数

（平成23年3月31日現在）

発行する株式の総数	1,600千株
発行済株式の総数	500千株
当期末株主数	1名

Ⅰ－6　株式の状況

（1）発行済株式の種類等

（平成23年3月31日現在）

	種　類	発行数	内　容
発行済株式	普　通	500千株	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式

（2）大株主

（平成23年3月31日現在）

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
日本興亜損害保険株式会社	500千株	100%	― 千株	― %

Ⅰ－7　主要株主の状況

（平成23年3月31日現在）

名　称	主たる営業所又は事業所の所在地	資本金又は出資金	主要な事業内容	設立年月日	株式等の総数等に占める所有株式等の割合
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	91,249百万円	損害保険業	昭和19年10月1日	100%

Ⅰー8　役員の状況

（平成23年7月1日現在）

役職名	氏名（生年月日）	略歴
代表取締役社長 首席執行役員	橋本和生（はしもと かずお） （昭和23年6月3日生）	昭和46年4月　興亜火災海上保険株式会社入社 平成20年6月　日本興亜損害保険株式会社代表取締役副社長執行役員 同21年6月　同　取締役（非常勤） 同　年6月　当社代表取締役社長首席執行役員（現職）
代表取締役 副社長執行役員	熊野御堂厚（くまのみどう あつし） （昭和26年12月30日生）	昭和50年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成17年4月　日本興亜損害保険株式会社執行役員営業企画開発部長 同18年4月　そんぽ24損害保険株式会社代表取締役社長首席執行役員 同22年4月　日本興亜損害保険株式会社常務執行役員中部本部長 同23年4月　当社代表取締役副社長執行役員（現職）
専務執行役員	小野田俊介（おのだ しゅんすけ） （昭和28年11月17日生）	昭和52年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成22年4月　日本興亜損害保険株式会社常務執行役員関東本部長 同23年4月　当社専務執行役員（現職）
取締役 常務執行役員	大野隆由（おおの たかよし） （昭和28年9月9日生）	昭和52年4月　興亜火災海上保険株式会社入社 平成15年4月　日本興亜損害保険株式会社投融資部長 同　年9月　当社取締役経営企画部長 同19年6月　同　取締役執行役員経営企画部長 同20年4月　同　取締役執行役員経営企画部長、経理財務部長 同　年6月　同　取締役常務執行役員経理財務部長 同22年4月　同　取締役常務執行役員（現職）
取締役 常務執行役員	谷田幸一（たにだ こういち） （昭和29年8月30日生）	昭和52年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成21年8月　日本興亜損害保険株式会社執行役員 同23年4月　当社取締役常務執行役員コンプライアンス・リスク管理部長（現職）
執行役員	竹澤健（たけざわ けん） （昭和28年7月23日生）	昭和51年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成13年4月　日本興亜損害保険株式会社福島支店副支店長 同14年4月　当社関東支店長 同17年4月　同　首都圏支店長 同20年4月　同　執行役員首都圏支店長 同22年4月　同　執行役員関西支店長（現職）
執行役員	小倉隆幸（おぐら たかゆき） （昭和30年12月28日生）	昭和53年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成21年4月　日本興亜損害保険株式会社理事神戸支店長 同22年4月　当社執行役員首都圏支店長 同23年7月　当社執行役員関東支店長（現職）
執行役員	野村正幸（のむら まさゆき） （昭和30年12月5日生）	昭和54年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成16年6月　日本興亜損害保険株式会社自動車営業第二部長 同21年4月　当社執行役員お客様サービス部長 同22年4月　同　取締役執行役員お客様サービス部長 同23年4月　同　執行役員お客様サービス部長（現職）
執行役員	貴島和紀（きじま かずのり） （昭和31年5月27日生）	昭和54年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成19年4月　日本興亜損害保険株式会社栃木支店長 同23年4月　当社執行役員 同　年7月　当社執行役員東北支店長（現職）
常勤監査役	藤井康秀（ふじい やすひで） （昭和26年12月10日生）	昭和49年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成19年6月　日本興亜損害保険株式会社取締役常務執行役員 同22年4月　NKSJホールディングス株式会社取締役常務執行役員 同23年6月　当社常勤監査役（現職）
監査役	林正純（はやし まさずみ） （昭和27年1月14日生）	昭和49年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成19年4月　日本興亜損害保険株式会社理事経営企画部グループ事業部長 兼　日本興亜クレジットサービス株式会社代表取締役社長 同20年4月　日本興亜クレジットサービス株式会社代表取締役社長（現職） 同21年6月　当社監査役（現職）
監査役	名古屋一郎（なごや いちろう） （昭和36年3月30日生）	昭和59年4月　日本火災海上保険株式会社入社 平成20年4月　日本興亜損害保険株式会社 経営企画部 グループ事業・受託統括部長（現職） 同　年6月　当社監査役（現職）

Ⅰ－9　従業員の在籍・採用状況

区　分		平成21年度末在籍数	平成22年度末在籍数	平成21年度末採用数	平成22年度末採用数	平成22年度末	
						平均年齢	平均勤続年数
内　勤　職　員		526名	600名	59名	96名	41.4歳	4.2年
男女別	（男　　子）	360	393	42	43	46.5	4.4
	（女　　子）	166	207	17	53	31.7	3.9
職種別	（グローバル職系）	367	398	41	41	47.0	4.5
	（エリア職系）	159	202	18	55	29.4	3.8
営　業　職　員		19	29	19	12	44.6	0.6
男女別	（男　　子）	19	29	19	12	44.6	0.6
	（女　　子）	0	0	0	0	—	—

（注）従業員には、出向受入者を含み、他社への出向者・休職者は含みません。

Ⅰ－10　平均給与（内勤職員）

（単位：千円）

区　分	平成22年3月	平成23年3月
内勤職員	494	482

（注）平均給与月額は平成２２年３月中および平成２３年３月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅰ－11　平均給与（営業職員）

（単位：千円）

区　分	平成22年3月	平成23年3月
営業職員	431	460

（注）平均給与月額は平成２２年３月中および平成２３年３月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

Ⅱ. 保険会社の主要な業務の内容

Ⅱー１　主要な業務の内容

p.4　Ⅰー2　日本興亜生命の概要　(2) 主な業務の内容をご参照ください。

Ⅱー２　経営方針

p.4　Ⅰー2　日本興亜生命の概要　(1) 経営方針をご参照ください。

Ⅲ. 直近事業年度における事業の概況

Ⅲー１　直近事業年度における事業の概況

p.14～15　Ⅱー1　平成22年度における事業概況および平成23年度の取組みについてをご参照ください。

Ⅲー２　契約者懇談会開催の概況

現在のところ契約者懇談会は開催していませんが、お客様からのご相談やお申し出にお応えできるように本社に「総合カスタマーセンター」を設置しています。

今後ともお客様から頂いたご意見・ご要望を踏まえて、より一層のサービス充実に努めてまいります。

Ⅲー３　相談・苦情処理態勢、相談（照会、苦情）の件数、及び苦情からの改善事例

p.24～29　Ⅲー１　お客様満足度向上に向けた取組みをご参照ください。

Ⅲー４　契約者に対する情報提供の実態

p.69～70　Ⅴー5　ご契約者に対する情報提供の実態をご参照ください。

Ⅲー５　商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

p.71　Ⅴー6　商品に対する情報およびデメリット情報提供の方法をご参照ください。

Ⅲー６　営業職員・代理店教育・研修の概略

p.67～68　Ⅴー4　代理店教育・研修および支援制度をご参照ください。

Ⅲ－7　新規開発商品の状況

1996年10月に生損保相互参入により各々の旧会社が営業を開始して以来、
・ 万一のときのご遺族の方々の生活資金のご準備
・ 老後の生活資金のご準備
・ お子さまの教育、ご結婚資金のご準備
・ 病気・ケガなどに備える資金のご準備
などのおひとりおひとりの将来の生活設計に役立てていただけるよう、お客様の目的に応じた保険商品を準備し提供してまいりました。

2010年6月には、「加入のしやすさ」、「分かりやすさ」、をさらに向上させることを目的として、お客様や代理店から寄せられた多くの要望にお応えするため、「新収入保障保険」（無解約返戻金型収入保障保険 無配当 ）の商品改定を行いました。その結果、2010年度新規契約件数は対前年比142.8%と大幅に伸展することができました。

「ホッとメディカル」（医療保険（08））をはじめとする医療保障商品について商品改定を行い、2011年10月1日（損保ジャパンひまわり生命との合併日）以後に受けた骨髄幹細胞採取手術を手術給付金の支払対象に追加いたします。

Ⅲ－８　保険商品一覧

（1）個人向け商品［主契約］

◆終身保険（５年ごと利差配当付終身保険）

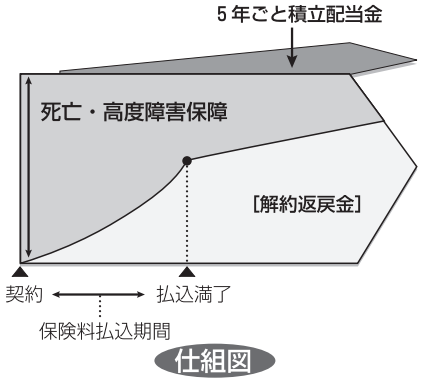

- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。
- 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。

◆なっ得終身（５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）

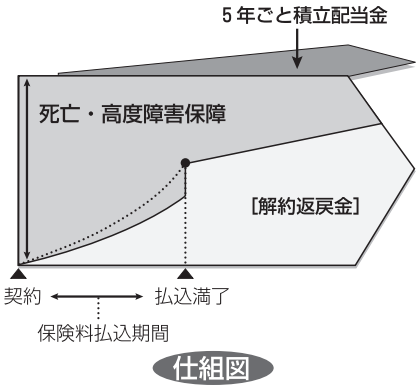

- 一生涯にわたって保障が続きます。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金の70%になっているため、そのぶん保険料は割安です。
- 低解約返戻金期間後の解約返戻金は、終身保険の解約返戻金と同額になるため、長期にわたってご契約を継続する場合は終身保険より有利となります。
- 各種の特約を付加することにより、ライフプランに合った保険設計が可能です。
- 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。
- 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。

◆新収入保障保険（無解約返戻金型収入保障保険 無配当）

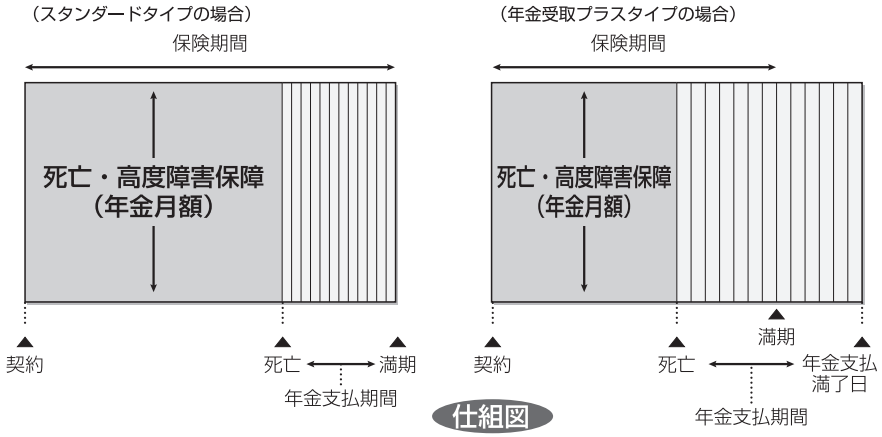

- 万一の際、ご家族に生活保障資金をお支払いします。
- 保険金は年金として毎月お支払いしますので、残されたご家族は保険期間満了（スタンダードタイプ）または年金支払期間満了（年金受取プラスタイプ）までの間、確実な収入が保障されます。
- 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。
- 保険料払込免除特約を付加することにより、所定の３大疾病、所定の要介護状態または所定の身体障害状態に該当したときに、以後の保険料払込みが不要となります。
- 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。

◆ホッとメディカル（医療保険（08） 無配当）

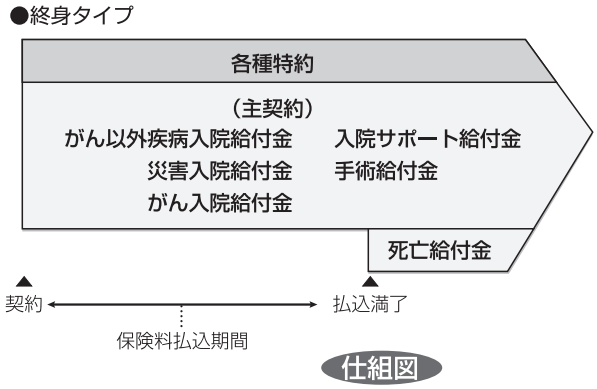

- 病気やケガによる治療を目的として入院されたとき、日帰り入院から保障されます。
- １入院についての支払限度は、型に応じて60日、120日または1,095日のいずれかから選択いただけます。なお、通算の支払限度はいずれの型も1,095日となります。
- 「がん入院給付金」の支払対象となる入院日数については、１入院についての支払限度および通算の支払限度は適用しません。
- 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。
- 終身タイプと定期タイプの２種類から選択いただけます。

その他の個人向け商品（主契約）一覧

販売名称	特長	仕組図
積立型終身保険 （５年ごと 利差配当付 積立型終身保険）	• 保険料払込期間中は死亡保障は低くなりますが、そのぶん割安な保険料で一生涯保障します。 • 保険料払込期間中の保障内容が違うＡ型・Ｂ型より選べます。 Ａ型…契約時より基本保険金額と同額の災害による死亡保障が得られます。 Ｂ型…保険料払込期間中は災害による死亡保障も低くなりますが、Ａ型に比べて保険料が割安です。 • 契約日から所定の期間を経過し、保険料の払込みが完了した場合、キャッシュバリューに応じて、年金移行を選択することができます。 • 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金をお支払いします。	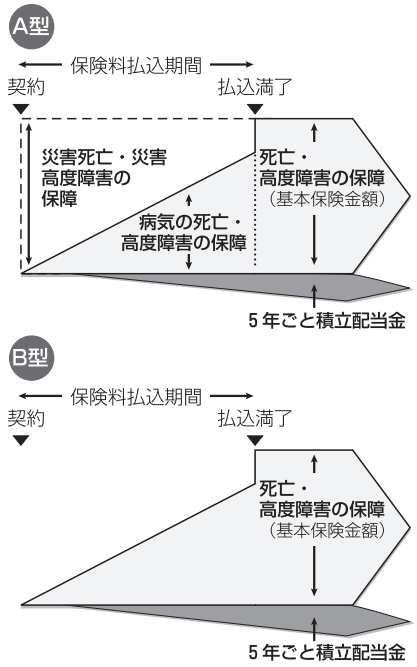
誰でも終身 （健康祝金付 低解約返戻金型 終身保険 （無選択型） 無配当）	• 満50歳～80歳までの方なら、健康状態にかかわらずご契約いただけ、一生涯の保障を確保できます。 • ご契約から５年ごとに基本保険金額の10%の健康祝金を、一生涯にわたってお支払いします。 • 不慮の事故または所定の感染症によって死亡された場合は、基本保険金額の４倍の災害死亡保険金をお支払いします。 • ご契約から２年以内に死亡された場合は、既払込保険料相当額の死亡給付金を、２年経過後に死亡された場合には、経過期間に応じた金額の死亡保険金をお支払いします。	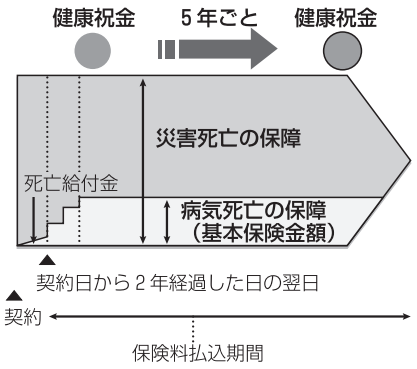
定期保険 無配当	• 無配当で満期保険金のない掛け捨ての保険であるため、割安な保険料で大きな保障が得られます。 • 各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 • 区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安になります。	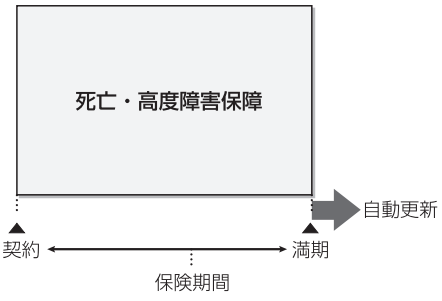

販売名称	特長	仕組図
低解約返戻金型 定期保険［無配当］	・無配当で満期保険金のない掛け捨て型の保険で、さらに低解約返戻金期間中の解約返戻金の水準を「定期保険」の70%に抑え、低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は通常の方法で計算した解約返戻金となりますので、割安な保険料で、一定の期間大きな保障が得られます。（長期にわたってご契約を継続される方は、「定期保険」よりも有利になります。） ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。 ・区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。	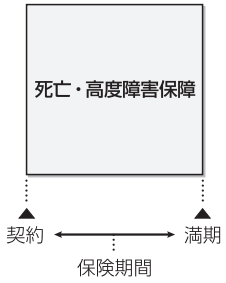
無解約返戻金型 定期保険［無配当］	・無配当で満期保険金のない掛け捨て型の保険で、さらに保険期間を通じて解約返戻金を無くしましたので、長期にわたってご契約を継続される方にとって「定期保険」より割安な保険料で、一定の期間大きな保障が得られます。 ・各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることができます。 ・区分料率適用特約を付加することにより、さらに保険料が割安となります。	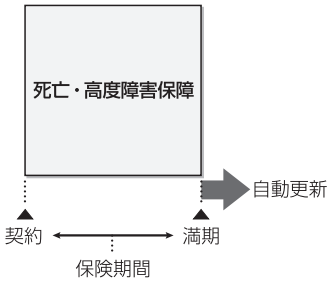
養老保険 （５年ごと 利差配当付 養老保険・ 養老保険［無配当］）	•保障と資金の準備をかねそなえた保険です。 •満期のときも死亡（高度障害）のときも同額の保険金をお支払いします。 •各種の特約を付加することにより、保障をさらに充実させることが可能です。 •当社の養老保険には、責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合に契約者配当金を支払う５年ごと利差配当付と無配当の２種類があります。	（５年ごと利差配当付の場合） ［満期時受取額］ 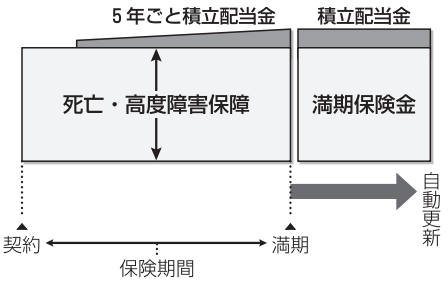

販売名称	特長	仕組図
5年ごと 利差配当付 個人年金保険 （確定年金）	• 老後の生活の安定を確保する保険です。 • 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 • 年金の支払期間は、5年、10年、15年から選択することができます。 • 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 • 年金支払期間中の年金は一括受取りもできます。 • 年金支払期間が10年以上である場合など、一定の条件を満たすご契約の場合、個人年金保険料控除を受けることができます。 （個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です）。	（10年確定年金の場合） 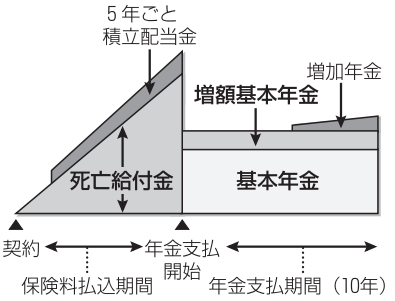
5年ごと 利差配当付 個人年金保険 （終身年金）	• 老後の生活の安定を確保する保険です。 • 年金開始日前の死亡保障をおさえることにより、年金額が多くなるように設計されています。 • 年金支払開始日以後、被保険者が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお支払いします。 • 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、所定の死亡給付金をお支払いします。 • 保証期間中の年金は一括受取りもできます。 • 一定の条件を満たすご契約の場合、個人年金保険料控除を受けることができます。 （個人年金保険料税制適格特約の付加が必要です）。	（10年保証期間付終身年金の場合〈定額型〉） 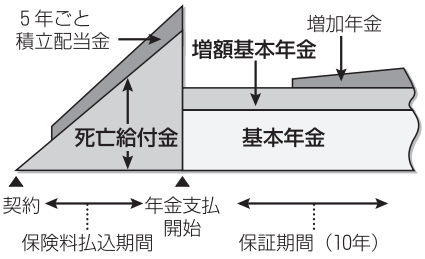
5年ごと 利差配当付 こども保険	• お子さまの教育資金などの準備に適した保険です。 • 被保険者（お子さま）が所定の年齢になられたとき祝金をお支払いします。 • 契約者が死亡、または所定の高度障害状態となった場合、養育年金（基準祝金の50%相当額）を保険期間満了まで毎年お支払いします。この場合、その後の保険料払込は免除されます。 • 被保険者が災害や所定の感染症により死亡した場合は災害死亡保険金、所定の感染症以外の病気で死亡したときは死亡給付金をお支払いします。 • 保険料払込期間終了後（被保険者年齢18歳まで）も、保険期間が満了（22歳）するまでは、養育年金、死亡給付金、災害死亡保険金の保障が継続します。 • 責任準備金等の運用益が予定した運用益をこえた場合、契約者配当金をお支払いします。 • こども医療特約を付加することにより、お子さまのケガや病気での入院や手術に備えることが可能です。	（0歳加入の場合） 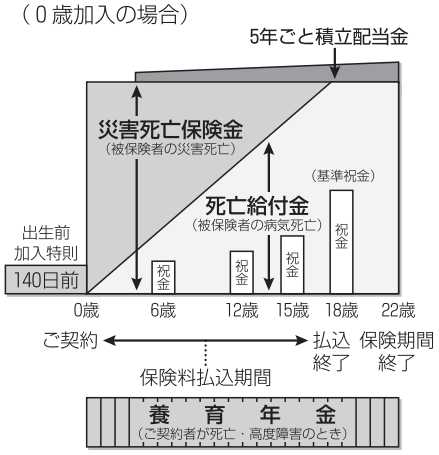
がん保険 無配当	• がんによる入院をされたとき、あるいはがんを原因とする所定の手術をされたときに給付金をお支払いします。 • 1入院についての支払限度はありません。 • 「解約返戻金に関する特則」を付加し、解約返戻金をなくすことで保険料を割安にすることができます。 • 各種特約により、保障をさらに充実させることができます。	●終身タイプ 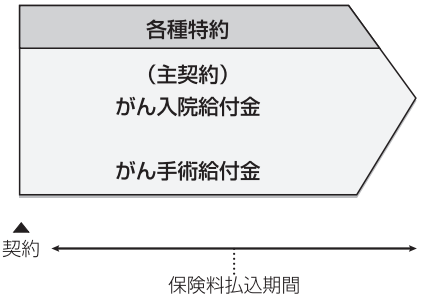

（2） 個人向け商品［特約］

特約名	お支払いする場合	お支払いする保険金
平準定期保険特約	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）
逓減定期保険特約	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金(注1) （特約高度障害保険金(注1)）
特定疾病保障定期保険特約	悪性新生物と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき	特約特定疾病保険金
	被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約死亡保険金 （特約高度障害保険金）
新災害割増特約	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に死亡または所定の高度障害状態になられたとき 所定の感染症で死亡または所定の高度障害状態になられたとき	災害死亡保険金 災害高度障害保険金
新傷害特約	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に死亡されたとき、または所定の感染症で死亡されたとき	災害死亡保険金
	不慮の事故による傷害を原因として、180日以内に所定の身体障害状態になられたとき	障害給付金（災害死亡保険金額の10% ～ 100%）
新災害入院特約	不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院をされたとき	入院給付金（注2･3）
新疾病入院特約	疾病により入院されたとき	入院給付金（注2･3）
	疾病または傷害により所定の手術を受けられたとき	手術給付金（注4）
新災害退院後療養特約	新災害入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	災害療養給付金 （基本災害療養給付金額の10倍）
新疾病退院後療養特約	新疾病入院特約の入院給付金をお支払いする入院日数が20日以上となる入院をされた後、生存して退院されたとき	疾病療養給付金 （基本疾病療養給付金額の10倍）
新成人病保障特約	所定の成人病により入院されたとき	入院給付金（注2･3）
新女性医療特約	所定の特定疾病により入院されたとき	入院給付金（注2･3）
こども医療特約	不慮の事故による傷害の治療を目的として、180日以内に入院を開始し、継続して5日以上入院されたとき	災害入院給付金（注5･6）
	疾病により継続して5日以上入院されたとき	疾病入院給付金（注5･6）
	疾病または傷害により所定の手術を受けられたとき	手術給付金（注4）

（注1） お支払いする保険金は、毎年逓減します。
（注2） 入院給付金は、入院日数が4日未満の場合には、4日分をお支払いします。
（注3） 1入院についての支払限度は、型に応じて120日、360日または1,095日のいずれかとなります。通算限度は1,095日となります。
（注4） 手術の種類により、入院給付金日額の10倍・20倍・40倍のいずれかとなります。
（注5） 入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。（入院開始日以後4日間はお支払いの対象になりません。）
（注6） 1入院についての支払限度は120日、通算限度は730日となります。

特約名	内容
区分料率適用特約	「喫煙状況」または「血圧・体格（BMI※1）」が所定の基準を満たした場合かつ、当社の定める保険契約の引受基準に適合した場合には、割安な保険料率を適用できます。この区分料率適用特約は3区分の料率体系（①非喫煙者優良体料率②非喫煙者標準体料率③喫煙者優良体料率）を持ち、定期保険、低解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型定期保険、無解約返戻金型収入保障保険※2、平準定期保険特約、逓減定期保険特約に付加することができます。 ※1 BMI（ボディ・マス・インデックス） BMIは身長と体重のバランスを判定する指数として広く使われており、つぎの算式で計算されます。 BMI=体重（キログラム）÷｛身長（メートル）｝^{2} ※2 区分料率適用特約を無解約返戻金型収入保障保険に付加する場合は、非喫煙者優良体料率のみのお取扱いとなります。
保険料払込免除特約	以下のいずれかの事由に該当したとき、その後の保険料払込を免除します。 ・悪性新生物と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中により所定の状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の要介護状態に該当したとき ・傷害または疾病により所定の身体障害状態に該当したとき この特約は、無解約返戻金型収入保障保険に付加することができます。
リビング・ニーズ特約	被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、死亡保険金の一部または全部を特定状態保険金（最高3,000万円まで）として被保険者にお支払いします。

[医療保険（08）用の特約]

特　約　名	お支払いする場合	お支払いする保険金
男性生活習慣病特約（M08）	所定の生活習慣病により入院されたとき	がん以外入院給付金
	がんにより入院されたとき	がん入院給付金
女性医療特約（M08）	所定の疾病により入院されたとき	がん以外入院給付金
	がんにより入院されたとき	がん入院給付金
特定疾病診断給付金特約（M08）	悪性新生物と診断されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中となり入院されたとき	特定疾病診断給付金
先進医療特約（M08）	厚生労働大臣の定める先進医療を受けられたとき	先進医療給付金

[がん保険用の特約]

特　約　名	お支払いする場合	お支払いする保険金
終身保険特約（医療保険・がん保険）※	主たる被保険者が死亡されたとき	特約死亡保険金
	主たる被保険者が所定の高度障害状態になられたとき	特約高度障害保険金
がん死亡・高度障害終身保障特約	主たる被保険者ががんにより死亡されたとき	特約がん死亡保険金
	主たる被保険者ががんにより高度障害状態になられたとき	特約がん高度障害保険金
がん退院後療養特約	がんにより継続して20日以上入院後、生存して退院されたとき	がん退院療養給付金 （基本がん退院療養給付金額の10倍）
がん診断給付金特約	責任開始期以後がんと診断確定され入院を開始したとき	がん診断給付金

※ この特約を、医療保険（08）に付加することはできません。

（3）指定代理請求人特約について

指定代理請求人特約は、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、被保険者ご本人に代わって指定代理請求人が保険金等を請求いただける特約です。

（4）企業・団体向け商品

商　品　名	仕　組　と　特　長
総合福祉団体定期保険	・企業や団体等が定める弔慰金規程等に基づく、役職員・ご遺族の方への支給財源の確保ができます。 ・少ないご負担で保障が得られ、保険料は税法上損金計上が可能です。
団体定期保険	・企業や団体等が制度を導入し、所属員（役員・従業員等）の方の保険料負担により、在職・在任中の死亡保障を実現しようとするものです。 ・少ないご負担で大きな保障が得られます。
団体信用生命保険	・各種信用制度を利用する債務者の死亡に対する保障をする保険です。 ・債務額の完済まで債務残高に応じて保険金額が逓減します。
医療保障保険（団体型）	・公的医療保険制度の補完を目的とした保険です。 ・入院費や入院中の治療費を重点的に保障します。

Ⅲ－9　情報システムに関する状況

当社は、生命保険会社として、信頼性が高く、高品質のシステムを効率良く運営することを目標に掲げ、システムの整備と安定したサービスの提供に取り組んでいます。

■2010年度の主な取組み内容

2011年度の損保ジャパンひまわり生命社との合併にむけて、システム統合を進めています。

Ⅲ－10　公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

p.59　Ⅳ－3　社会貢献活動をご参照ください。

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項目		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
経常収益		86,258	92,229	98,417	101,554	116,048
経常利益		1,413	1,275	112	2,115	1,070
基礎利益		1,885	464	△1,302	2,080	664
当期純利益又は当期純損失（△）		31	0	△619	551	△278
資本金の額（発行済株式の総数）		20,000（500千株）	20,000（500千株）	20,000（500千株）	20,000（500千株）	20,000（500千株）
総資産		313,004	355,015	429,022	468,988	528,146
	うち特別勘定資産	—	—	—	—	—
責任準備金残高		277,556	320,332	364,665	407,193	461,954
貸付金残高		8,680	10,676	12,519	13,763	14,882
有価証券残高		251,883	287,895	321,164	378,612	423,688
ソルベンシー・マージン比率		2,783.0%	2,914.3%	2,947.5%	2,750.4%	2,596.3%
従業員数		367名	418名	472名	545名	629名
保有契約高		4,615,453	4,861,617	5,019,460	5,306,925	5,676,989
	個人保険	3,425,590	3,634,793	3,809,387	4,004,461	4,348,942
	個人年金保険	222,513	212,407	204,720	197,176	199,294
	団体保険	967,350	1,014,416	1,005,352	1,105,286	1,128,752
団体年金保険保有契約高		—	—	—	—	—

（注）保有契約高は、個人保険・個人年金保険・団体保険の各保有契約高の合計です。
なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

Ⅴ. 財産の状況

Ⅴ−1　貸借対照表

（単位：百万円）

科目＼年度	平成21年度（平成22年3月31日現在）		平成22年度（平成23年3月31日現在）	
	金額	構成比	金額	構成比
（資産の部）		%		%
現金及び預貯金	14,371	3.1	16,986	3.2
現金	0		1	
預貯金	14,371		16,985	
コールローン	478	0.1	599	0.1
債券貸借取引支払保証金	25,382	5.4	30,370	5.8
金銭の信託	19,916	4.2	19,963	3.8
有価証券	378,612	80.8	423,688	80.2
国債	243,074		285,772	
地方債	52,132		56,588	
社債	75,571		74,149	
株式	6,892		6,188	
外国証券	941		989	
貸付金	13,763	2.9	14,882	2.8
保険約款貸付	13,763		14,882	
有形固定資産	178	0.0	256	0.1
建物	29		21	
その他の有形固定資産	149		235	
無形固定資産	240	0.1	2,579	0.5
その他の無形固定資産	240		2,579	
代理店貸	24	0.0	20	0.0
再保険貸	183	0.0	74	0.0
その他資産	8,911	1.9	10,730	2.0
未収金	6,719		7,997	
前払費用	153		246	
未収収益	1,589		1,522	
預託金	227		678	
仮払金	222		285	
繰延税金資産	6,931	1.5	8,001	1.5
貸倒引当金	△ 7	△ 0.0	△ 6	△ 0.0
資産の部合計	468,988	100.0	528,146	100.0

（単位：百万円）

科目＼年度	平成21年度（平成22年3月31日現在）		平成22年度（平成23年3月31日現在）	
	金額	構成比	金額	構成比
（負債の部）		%		%
保険契約準備金	411,682	87.8	466,833	88.4
支払備金	2,998		3,420	
責任準備金	407,193		461,954	
契約者配当準備金	1,491		1,457	
代理店借	804	0.2	998	0.2
再保険借	113	0.0	126	0.0
その他負債	30,000	6.4	33,739	6.4
債券貸借取引受入担保金	25,861		30,970	
未払法人税等	2,628		12	
未払金	56		972	
未払費用	1,182		1,385	
預り金	21		25	
仮受金	249		371	
役員賞与引当金	15	0.0	—	—
退職給付引当金	300	0.1	384	0.1
特別法上の準備金	542	0.1	631	0.1
価格変動準備金	542		631	
負債の部合計	443,459	94.6	502,712	95.2
（純資産の部）				
資本金	20,000	4.3	20,000	3.8
利益剰余金	1,564	0.3	1,285	0.2
利益準備金	4		4	
その他利益剰余金	1,560		1,281	
繰越利益剰余金	1,560		1,281	
株主資本合計	21,564	4.6	21,285	4.0
その他有価証券評価差額金	3,964	0.8	4,147	0.8
評価・換算差額等合計	3,964	0.8	4,147	0.8
純資産の部合計	25,528	5.4	25,433	4.8
負債及び純資産の部合計	468,988	100.0	528,146	100.0

貸借対照表の注記事項

平成21年度 （平成22年3月31日現在）	平成22年度 （平成23年3月31日現在）
1．有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価方法は次のとおりであります。 （1） 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。 （2） 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は8,834百万円、時価は8,883百万円であります。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下の通りであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払終身保険の責任準備金」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。 （3） その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、3月末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。 （4） その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。 2．有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 （1） 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 （2） 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 3．貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り計上しております。 すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4．役員賞与引当金は、役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 5．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 6．価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 7．リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 8．消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 9．責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 10．責任準備金積立方式は、従来保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式または平準純保険料式によっておりましたが、標準責任準備金の積立を達成したことに伴い、当年度より上記の方式に変更しております。この変更によ	1．有価証券（金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価方法は次のとおりであります。 （1） 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。 （2） 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。 なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は16,887百万円、時価は17,045百万円であります。 また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下の通りであります。 資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一時払終身保険の責任準備金」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。 （3） その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、3月末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。 （4） その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法に基づく原価法によっております。 2．有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。 （1） 平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。 （2） 平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。 3．貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り計上しております。 すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。 4．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。 5．価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。 6．リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7．消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、事業費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上のうえ5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。 8．責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号） ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式 また、責任準備金に含まれる危険準備金については、平成23年3月11日に発生した東日本大震災にかかる保険金等の支払のために積み立てる支払備金を計上した結果、保険業法施行規則第69条第7項の規定に基づき、当年度末において575百万円の取崩しを行っております。

平成21年度（平成22年3月31日現在）

り、従来の5年チルメル式または平準純保険料式ならびに継続的に行ってきた積増し額に基づく責任準備金の計上に比べ、責任準備金の増減はなく損益に与える影響はありません。

11. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は生命保険事業を行っており、負債である保険契約の特性を踏まえ、安定的な収益を確保することを基本方針として、長期の円建て公社債を中心に資産の運用を行っております。

（2） 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

当社が保有する金融資産は、主として長期の円建て公社債を中心とした有価証券であり、資産運用に関連して生じるキャッシュ・フローの不確実性または時価の変動性によってもたらされる資産運用リスクに晒されております。同リスクは、市場リスク、信用リスク、市場流動性リスクの3つに区分しており、資産の健全性を維持し、安定的な収益が確保できるよう、リスクを能動的かつ適切にコントロールすることを基本方針としております。また、資産のみならず負債である保険契約についても市場リスクや流動性リスクがあることから、当社は、資産・負債の総合管理（ALM）を行っております。

当社は、自己責任原則に基づき、経営を取り巻く各種リスクの特性を担当部門において的確に把握し、業務遂行することを基本としております。会社全体のリスクの把握や一元管理を行う観点からリスク管理委員会、ならびに資産・負債の総合管理の観点からALM部会を設置しております。また、取締役会および経営会議において、リスク管理に関するチェックを定期的に行っております。

12. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	14,371	14,371	－
(2)コールローン	478	478	－
(3)債券貸借取引支払保証金	25,382	25,382	－
(4)金銭の信託	19,916	19,916	－
(5)有価証券			
①満期保有目的の債券	280,858	279,726	△1,132
②責任準備金対応債券	8,834	8,883	48
③その他有価証券	88,919	88,919	－
(6)貸付金	13,763	13,763	－
資産計	452,525	451,442	△1,083
(1)その他負債			
①債券貸借取引受入担保金	25,861	25,861	－
負債計	25,861	25,861	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（1） 現金及び預貯金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2） コールローン

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3） 債券貸借取引支払保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4） 金銭の信託

当社の金銭の信託は預貯金、コールローン、並びに債券により構成されております。これらの時価について、預貯金およびコールローンは当該帳簿価額、債券は公表されている基準価格によっております。

また、当社は運用目的の金銭の信託並びに満期保有目的の金銭の信託は保有しておらず、運用目的、満期保有目的

平成22年度（平成23年3月31日現在）

9．当期より、「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日　企業会計基準第18号）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（平成20年3月31日　企業会計基準適用指針第21号）を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。

10. 金融商品の状況に関する事項

（1） 金融商品に対する取組方針

当社は生命保険事業を行っており、負債である保険契約の特性を踏まえ、安定的な収益を確保することを基本方針として、長期の円建て公社債を中心に資産の運用を行っております。

（2） 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

当社が保有する金融資産は、主として長期の円建て公社債を中心とした有価証券であり、資産運用に関連して生じるキャッシュ・フローの不確実性または時価の変動性によってもたらされる資産運用リスクに晒されております。同リスクは、市場リスク、信用リスク、市場流動性リスクの3つに区分しており、資産の健全性を維持し、安定的な収益が確保できるよう、リスクを能動的かつ適切にコントロールすることを基本方針としております。また、資産のみならず負債である保険契約についても市場リスクや流動性リスクがあることから、当社は、資産・負債の総合管理（ALM）を行っております。

当社は、自己責任原則に基づき、経営を取り巻く各種リスクの特性を担当部門において的確に把握し、業務遂行することを基本としております。会社全体のリスクの把握や一元管理を行う観点からリスク管理委員会、ならびに資産・負債の総合管理の観点からALM部会を設置しております。また、取締役会および経営会議において、リスク管理に関するチェックを定期的に行っております。

11. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	16,986	16,986	－
(2)コールローン	599	599	－
(3)債券貸借取引支払保証金	30,370	30,370	－
(4)金銭の信託	19,963	19,963	－
(5)有価証券			
①満期保有目的の債券	300,252	304,047	3,795
②責任準備金対応債券	16,887	17,045	158
③その他有価証券	106,548	106,548	－
(6)貸付金	14,882	14,882	－
資産計	506,489	510,443	3,953
(1)その他負債			
①債券貸借取引受入担保金	30,970	30,970	－
負債計	30,970	30,970	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

（1） 現金及び預貯金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2） コールローン

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3） 債券貸借取引支払保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4） 金銭の信託

当社の金銭の信託は預貯金、コールローン、並びに債券により構成されております。これらの時価について、預貯金およびコールローンは当該帳簿価額、債券は公表されている基準価格によっております。

また、当社は運用目的の金銭の信託並びに満期保有目的の金銭の信託は保有しておらず、運用目的、満期保有目的

平成21年度（平成22年3月31日現在）

以外の金銭の信託のみ保有しております。なお、取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
金銭の信託	20,000	19,916	△83

(5) 有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によって、債券は公表されている基準価格、または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下の通りであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	170,933	175,523	4,589
	外国証券	—	—	—
	小計	170,933	175,523	4,589
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	109,924	104,202	△5,721
	外国証券	—	—	—
	小計	109,924	104,202	△5,721
合　計		280,858	279,726	△1,132

② 責任準備金対応債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	4,532	4,604	72
	外国証券	—	—	—
	小計	4,532	4,604	72
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	4,302	4,279	△23
	外国証券	—	—	—
	小計	4,302	4,279	△23
合　計		8,834	8,883	48

③ その他有価証券の当年度中の売却額は6,536百万円であり、売却益の合計額は152百万円であります。また、その他有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	68,243	70,686	2,443
	株式	2,885	6,892	4,006
	外国証券	—	—	—
	小計	71,129	77,579	6,450
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	10,493	10,399	△93
	株式	—	—	—
	外国証券	1,000	941	△58
	小計	11,493	11,340	△152
合　計		82,622	88,919	6,297

(6) 貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) その他負債

① 債券貸借取引受入担保金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

平成22年度（平成23年3月31日現在）

以外の金銭の信託のみ保有しております。なお、取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
金銭の信託	20,000	19,963	△36

(5) 有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によって、債券は公表されている基準価格、または取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下の通りであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	202,429	210,564	8,135
	外国証券	—	—	—
	小計	202,429	210,564	8,135
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	97,823	93,482	△4,340
	外国証券	—	—	—
	小計	97,823	93,482	△4,340
合　計		300,252	304,047	3,795

② 責任準備金対応債券における種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当年度中に売却した責任準備金対応債券はありません。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	10,397	10,653	256
	外国証券	—	—	—
	小計	10,397	10,653	256
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	6,489	6,392	△97
	外国証券	—	—	—
	小計	6,489	6,392	△97
合　計		16,887	17,045	158

③ その他有価証券の当年度中の売却額は2,150百万円であり、売却益の合計額は151百万円であります。また、その他有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	82,047	85,452	3,405
	株式	2,885	6,188	3,302
	外国証券	—	—	—
	小計	84,932	91,640	6,707
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	14,079	13,918	△160
	株式	—	—	—
	外国証券	1,000	989	△10
	小計	15,079	14,907	△171
合　計		100,011	106,548	6,536

(6) 貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) その他負債

① 債券貸借取引受入担保金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

平成21年度（平成22年3月31日現在）

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	14,371	—	—	—
コールローン	478	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	25,382	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	—	284,800
責任準備金対応債券	—	—	—	8,800
その他有価証券のうち				
満期があるもの	1,600	8,924	31,200	36,500
貸付金	13,763	—	—	—
合計	55,595	8,924	31,200	330,100

13．消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は28,966百万円であります。

14．現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当年度末に当該処分をせずに所有しているものの時価は25,314百万円であります。

15．有形固定資産の減価償却累計額は446百万円であります。

16．関係会社に対する金銭債権の総額は4百万円、金銭債務の総額は100百万円であります。

17．貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として営業用車両があります。

18．契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	1,415百万円
当年度契約者配当金支払額	1,047百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	1,122百万円
当年度末現在高	1,491百万円

19．保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は97百万円であります。

20．1株当たりの純資産額は、51,057円48銭であります。
　算定上の基礎である「普通株式に係る当年度末の純資産額」は25,528百万円、当年度末の普通株式の発行済株式数は500千株であります。

21．保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は817百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

22．繰延税金資産の総額は9,181百万円、繰延税金負債の総額は2,249百万円であります。
　なお、評価性引当額として0百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。
　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金6,524百万円、無形固定資産1,970百万円であります。
　繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。
　当年度における法定実効税率は36.20%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は39.01%であります。
　その差異の主な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目2.76%、住民税均等割等2.45%、評価性引当額△1.50%であります。

23．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次の通りであります。

1年内	188百万円
1年超	188百万円
合計	376百万円

24．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成22年度（平成23年3月31日現在）

（注2）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預貯金	16,985	—	—	—
コールローン	599	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	30,370	—	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	2,000	301,800
責任準備金対応債券	—	—	1,500	14,800
その他有価証券のうち				
満期があるもの	1,537	14,987	46,400	32,500
貸付金	14,882	—	—	—
合計	64,375	14,987	49,900	349,100

12．消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は34,246百万円であります。

13．現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当年度末に当該処分をせずに所有しているものの時価は30,221百万円であります。

14．有形固定資産の減価償却累計額は554百万円であります。

15．関係会社に対する金銭債権の総額は2百万円、金銭債務の総額は111百万円であります。

16．貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している重要な有形固定資産として営業用車両があります。

17．契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。

前年度末現在高	1,491百万円
当年度契約者配当金支払額	1,130百万円
利息による増加等	1百万円
契約者配当準備金繰入額	1,095百万円
当年度末現在高	1,457百万円

18．保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）の金額は100百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下、「出再責任準備金」という。）の金額は104百万円であります。

19．1株当たりの純資産額は、50,867円21銭であります。
　算定上の基礎である「普通株式に係る当年度末の純資産額」は25,433百万円、当年度末の普通株式の発行済株式数は500千株であります。

20．保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は895百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

21．繰延税金資産の総額は10,354百万円、繰延税金負債の総額は2,352百万円であります。
　なお、評価性引当額として0百万円を繰延税金資産の総額から控除しております。
　繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金7,796百万円、無形固定資産1,777百万円であります。
　繰延税金負債は、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額であります。
　当年度における法定実効税率は36.19%であり、税効果会計適用後の法人税等の負担率は23.90%であります。
　その差異の主な内訳は、交際費等の永久に損金に算入されない項目6.18%、住民税均等割等5.38%であります。

22．オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次の通りであります。

1年内	558百万円
1年超	277百万円
合計	836百万円

23．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ－2　損益計算書

（単位：百万円）

科目＼年度	平成21年度 平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで		平成22年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	
	金額	百分比	金額	百分比
		%		%
経常収益	101,554	100.0	116,048	100.0
保険料等収入	91,507		105,646	
保険料	91,188		104,966	
再保険収入	318		680	
資産運用収益	8,916		9,497	
利息及び配当金等収入	8,070		8,960	
預貯金利息	0		0	
有価証券利息･配当金	7,631		8,486	
貸付金利息	390		429	
その他利息配当金	47		44	
金銭の信託運用益	691		385	
有価証券売却益	152		151	
その他運用収益	3		—	
その他経常収益	1,130		903	
年金特約取扱受入金	500		212	
保険金据置受入金	630		690	
その他の経常収益	0		0	
経常費用	99,439	97.9	114,977	99.1
保険金等支払金	37,483		39,094	
保険金	8,535		9,840	
年金	530		609	
給付金	3,589		4,069	
解約返戻金	24,080		23,774	
その他返戻金	181		166	
再保険料	565		633	
責任準備金等繰入額	42,994		55,184	
支払備金繰入額	466		422	
責任準備金繰入額	42,527		54,760	
契約者配当金積立利息繰入額	1		1	
資産運用費用	64		40	
支払利息	55		35	
貸倒引当金繰入額	5		—	
その他運用費用	4		4	
事業費	17,863		19,577	
その他経常費用	1,032		1,081	
保険金据置支払金	524		509	
税金	333		383	
減価償却費	95		103	
退職給付引当金繰入額	77		80	
その他の経常費用	1		4	
経常利益	2,115	2.1	1,070	0.9
特別利益	—	—	0	0.0
貸倒引当金戻入額	—		0	
特別損失	89	0.1	340	0.3
固定資産等処分損	8		0	
価格変動準備金繰入額	80		89	
その他特別損失	—		250	
契約者配当準備金繰入額	1,122	1.1	1,095	0.9
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	903	0.9	△ 365	△ 0.3
法人税及び住民税	3,397	3.3	1,085	0.9
法人税等調整額	△ 3,044	△ 3.0	△ 1,172	△ 1.0
法人税等合計	352	0.3	△ 87	△ 0.1
当期純利益又は当期純損失（△）	551	0.6	△ 278	△ 0.2

損益計算書の注記事項

平成21年度 （平成21年4月１日から 平成22年3月31日まで）	平成22年度 （平成22年4月１日から 平成23年3月31日まで）
１．関係会社との取引による収益の総額は16百万円、費用の総額は931百万円であります。 ２．有価証券売却益の内訳は、国債73百万円、地方債33百万円、社債44百万円であります。 ３．支払備金繰入額の計算上、保険業法施行規則第73条第３項において準用する同規則第71条第１項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下、「出再支払備金」という。）として足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は8百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は4百万円であります。 ４．１株当たりの当期純利益は1,102円49銭であります。算定上の基礎である当期純利益および普通株式に係る当期純利益は551百万円、普通株式の期中平均株式数は500千株であります。 ５．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。	１．関係会社との取引による収益の総額は14百万円、費用の総額は951百万円であります。 ２．有価証券売却益は、社債151百万円であります。 ３．支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は100百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は6百万円であります。 ４．その他特別損失は、損保ジャパンひまわり生命保険株式会社との合併に向けた準備費用250百万円であります。 ５．１株当たりの当期純損失は556円27銭であります。算定上の基礎である当期純損失および普通株式に係る当期純損失は278百万円、普通株式の期中平均株式数は500千株であります。 ６．金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ−3　キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科　　目	平成21年度 （平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）	平成22年度 （平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益（△は損失）	903	△ 365
減価償却費	95	103
支払備金の増減額（△は減少）	466	422
責任準備金の増減額（△は減少）	42,527	54,760
契約者配当準備金積立利息繰入額	1	1
契約者配当準備金繰入額	1,122	1,095
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4	△ 0
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	6	△ 15
退職給付引当金の増減額（△は減少）	77	83
その他引当金の増減額（△は減少）	41	12
価格変動準備金の増減額（△は減少）	80	89
利息及び配当金等収入	△ 8,070	△ 8,960
有価証券関係損益（△は益）	△ 846	△ 537
支払利息	55	35
有形固定資産関係損益（△は益）	8	0
代理店貸の増減額（△は増加）	△ 2	4
再保険貸の増減額（△は増加）	41	108
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 339	△ 1,885
代理店借の増減額（△は減少）	90	193
再保険借の増減額（△は減少）	0	13
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	6	1,233
その他	1	—
小　　計	36,273	46,394
利息及び配当金等の受取額	8,506	9,387
利息の支払額	△ 55	△ 35
契約者配当金の支払額	△ 1,047	△ 1,130
法人税等の支払額	△ 1,801	△ 3,701
営業活動によるキャッシュ・フロー	41,874	50,914
投資活動によるキャッシュ・フロー		
金銭の信託の減少による収入	17,243	147
有価証券の取得による支出	△ 63,721	△ 48,557
有価証券の売却・償還による収入	8,481	3,750
貸付けによる支出	△ 9,192	△ 9,524
貸付金の回収による収入	7,948	8,406
債券貸借取引支払保証金・受入担保金の純増減額	△ 564	121
資産運用活動計	△ 39,804	△ 45,657
（営業活動及び資産運用活動計）	（2,070）	（5,257）
有形固定資産の取得による支出	△ 128	△ 205
有形固定資産の売却による収入	—	1
その他	△ 238	△ 2,317
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,171	△ 48,178
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,703	2,735
現金及び現金同等物期首残高	13,146	14,849
現金及び現金同等物期末残高	14,849	17,585

キャッシュ・フロー計算書の注記事項

平成21年度 （平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで）	平成22年度 （平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで）
1．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成22年3月31日現在） 現金及び預貯金　14,371百万円 コールローン　478百万円 現金及び現金同等物　14,849百万円 2．重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。 3．投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。	1．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年3月31日現在） 現金及び預貯金　16,986百万円 コールローン　599百万円 現金及び現金同等物　17,585百万円 2．重要な非資金取引の内容 該当事項はありません。 3．投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

Ⅴ－４　株主資本等変動計算書

平成22年度（平成22年4月１日から 平成23年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額
株主資本	
資本金	
前期末残高	20,000
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	20,000
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	4
当期変動額	
当期変動額合計	―
当期末残高	4
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,560
当期変動額	
当期純利益	△ 278
当期変動額合計	△ 278
当期末残高	1,281
利益剰余金合計	
前期末残高	1,564
当期変動額	
当期純利益	△ 278
当期変動額合計	△ 278
当期末残高	1,285
株主資本合計	
前期末残高	21,564
当期変動額	
当期純利益	△ 278
当期変動額合計	△ 278
当期末残高	21,285
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	3,964
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	183
当期変動額合計	183
当期末残高	4,147
評価・換算差額等合計	
前期末残高	3,964
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	183
当期変動額合計	183
当期末残高	4,147
純資産合計	
前期末残高	25,528
当期変動額	
当期純利益	△ 278
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	183
当期変動額合計	△ 95
当期末残高	25,433

株主資本等変動計算書の注記事項

平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31まで）

1. 発行済株式の種類および総数は次のとおりであります。

（単位：千株）

株式の種類	前年度末株式数	増加数	減少数	当年度末株式数
普通株式	500	―	―	500
合　計	500	―	―	500

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅴ－5　債務者区分による債権の状況

（単位：百万円）

区分		平成21年度末	平成22年度末
	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	―	―
	危険債権	―	―
	要管理債権	―	―
小計（対合計比）		―	―
正常債権		42,907	49,325
合計		42,907	49,325

（注）1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3カ月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3カ月以上延滞貸付金とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸付金（注1及び2に掲げる債権を除く。）、条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（注1及び2に掲げる債権並びに3カ月以上延滞貸付金を除く。）です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

Ⅴ－6　リスク管理債権の状況

該当ありません。

Ⅴ－7　元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

Ⅴ－8　保険金等の支払能力の充実の状況（ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項　　目	平成21年度末	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	60,078	61,719
資本金等	21,564	21,285
価格変動準備金	542	631
危険準備金	4,859	4,752
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	5,592	5,849
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	—	—
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	25,993	27,847
負債性資本調達手段等	—	—
控除項目	—	—
その他	1,527	1,352
リスクの合計額$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$（B）	4,368	4,754
保険リスク相当額　R_1	2,930	3,134
第三分野保険の保険リスク相当額　R_8	970	1,113
予定利率リスク相当額　R_2	164	173
資産運用リスク相当額　R_3	1,538	1,674
経営管理リスク相当額　R_4	112	121
最低保証リスク相当額　R_7	—	—
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{（A）}{（1／2）\times（B）}\times100$	2,750.4%	2,596.3%

（注）上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（全期チルメル式責任準備金相当額超過額は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。

〈参考〉実質資産負債差額

（単位：百万円）

項　　目	平成21年度末	平成22年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額　（1）	467,905	532,099
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額　（2）	409,712	467,051
実質資産負債差額A　（1）－（2）＝（3）	58,192	65,048
満期保有目的の債券・責任準備金対応債券の含み損益　（4）	△ 1,083	3,953
実質資産負債差額B　（3）－（4）	59,275	61,095

（注）1.「実質資産負債差額A」は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条および平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号の規定に基づき算出しています。
2.「実質資産負債差額B」は、「実質資産負債差額A」から満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の時価評価額と帳簿価額の差額を控除したもので、上記「区分等を定める命令」第3条第3項に該当する場合の早期是正措置適用の際に使用される実質資産負債差額として参考表示しています。（保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ－2－2－6）

参考：保険金等の支払能力の充実の状況
（新基準によるソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円）

項目	平成22年度末
ソルベンシー・マージン総額　（A）	60,073
資本金等	21,285
価格変動準備金	631
危険準備金	4,752
一般貸倒引当金	―
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	5,849
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	―
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	27,847
負債性資本調達手段等	―
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 1,099
持込資本金等	―
控除項目	―
その他	805
リスクの合計額$\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$（B）	5,756
保険リスク相当額 R_1	3,134
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	1,113
予定利率リスク相当額 R_2	624
資産運用リスク相当額 R_3	3,021
経営管理リスク相当額 R_4	157
最低保証リスク相当額 R_7	―
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times100$	2,087.3%

（注）平成22年内閣府令第23号、平成22年金融庁告示第48号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。当該変更は平成23年度末から適用されます。上記は、仮に当該変更を平成22年度末に適用したと仮定した場合の数値です。

Ⅴ－9　有価証券等の時価情報（会社計）

（1）有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区分			平成21年度末				
			帳簿価額	時価	差損益		
						差益	差損
	満期保有目的の債券		280,858	279,726	△ 1,132	4,589	5,721
	責任準備金対応債券		8,834	8,883	48	72	23
	子会社・関連会社株式		—	—	—	—	—
	その他有価証券		102,622	108,836	6,214	6,457	243
		公社債	78,736	81,086	2,349	2,443	93
		株式	2,885	6,892	4,006	4,006	—
		外国証券	1,000	941	△ 58	—	58
		公社債	1,000	941	△ 58	—	58
		株式等	—	—	—	—	—
		その他の証券	—	—	—	—	—
		買入金銭債権	—	—	—	—	—
		譲渡性預金	—	—	—	—	—
		その他	20,000	19,916	△ 83	7	90
	合計		392,315	397,446	5,131	11,118	5,987
	公社債		368,429	369,695	1,266	7,104	5,838
	株式		2,885	6,892	4,006	4,006	—
	外国証券		1,000	941	△ 58	—	58
		公社債	1,000	941	△ 58	—	58
		株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券		—	—	—	—	—
	買入金銭債権		—	—	—	—	—
	譲渡性預金		—	—	—	—	—
	その他		20,000	19,916	△ 83	7	90

（注）1．本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2．金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、20,000百万円、△83百万円です。

（単位：百万円）

区分			平成22年度末				
			帳簿価額	時価	差損益		
						差益	差損
	満期保有目的の債券		300,252	304,047	3,795	8,135	4,340
	責任準備金対応債券		16,887	17,045	158	256	97
	子会社・関連会社株式		—	—	—	—	—
	その他有価証券		120,011	126,511	6,499	6,740	240
		公社債	96,126	99,370	3,244	3,405	160
		株式	2,885	6,188	3,302	3,302	—
		外国証券	1,000	989	△ 10	—	10
		公社債	1,000	989	△ 10	—	10
		株式等	—	—	—	—	—
		その他の証券	—	—	—	—	—
		買入金銭債権	—	—	—	—	—
		譲渡性預金	—	—	—	—	—
		その他	20,000	19,963	△ 36	32	69
	合計		437,151	447,604	10,453	15,132	4,679
	公社債		413,265	420,463	7,197	11,797	4,599
	株式		2,885	6,188	3,302	3,302	—
	外国証券		1,000	989	△ 10	—	10
		公社債	1,000	989	△ 10	—	10
		株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券		—	—	—	—	—
	買入金銭債権		—	—	—	—	—
	譲渡性預金		—	—	—	—	—
	その他		20,000	19,963	△ 36	32	69

（注） 1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、20,000百万円、△36百万円です。

○ 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

区分		平成21年度末			平成22年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの		170,933	175,523	4,589	202,429	210,564	8,135
	公社債	170,933	175,523	4,589	202,429	210,564	8,135
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの		109,924	104,202	△ 5,721	97,823	93,482	△ 4,340
	公社債	109,924	104,202	△ 5,721	97,823	93,482	△ 4,340
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

○ 責任準備金対応債券

（単位：百万円）

区分		平成21年度末			平成22年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの		4,532	4,604	72	10,397	10,653	256
	公社債	4,532	4,604	72	10,397	10,653	256
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの		4,302	4,279	△ 23	6,489	6,392	△ 97
	公社債	4,302	4,279	△ 23	6,489	6,392	△ 97
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—

○ その他有価証券

（単位：百万円）

区分		平成21年度末			平成22年度末		
		帳簿価額	貸借対照表計上額	差額	帳簿価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えるもの		72,582	79,040	6,457	90,031	96,772	6,740
	公社債	68,243	70,686	2,443	82,047	85,452	3,405
	株式	2,885	6,892	4,006	2,885	6,188	3,302
	外国証券	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	1,453	1,461	7	5,099	5,131	32
貸借対照表計上額が帳簿価額を超えないもの		30,039	29,796	△ 243	29,979	29,739	△ 240
	公社債	10,493	10,399	△ 93	14,079	13,918	△ 160
	株式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	1,000	941	△ 58	1,000	989	△ 10
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
	譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
	その他	18,546	18,455	△ 90	14,900	14,831	△ 69

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は保有していません。

（2） 金銭の信託の時価情報

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度末					平成22年度末				
	貸借対照表計上額	時　価	差　損　益			貸借対照表計上額	時　価	差　損　益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	19,916	19,916	—	—	—	19,963	19,963	—	—	—

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度末					平成22年度末				
	帳簿価額	時　価	差　損　益			帳簿価額	時　価	差　損　益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の金銭の信託	20,000	19,916	△ 83	7	90	20,000	19,963	△ 36	32	69

（3） デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

Ⅴ－10 経常利益等の明細（基礎利益）

（単位：百万円）

		平成21年度	平成22年度
基礎利益	A	2,080	664
キャピタル収益		395	310
金銭の信託運用益		243	159
売買目的有価証券運用益		—	—
有価証券売却益		152	151
金融派生商品収益		—	—
為替差益		—	—
その他キャピタル収益		—	—
キャピタル費用		—	11
金銭の信託運用損		—	11
売買目的有価証券運用損		—	—
有価証券売却損		—	—
有価証券評価損		—	—
金融派生商品費用		—	—
為替差損		—	—
その他キャピタル費用		—	—
キャピタル損益	B	395	299
キャピタル損益含み基礎利益	A＋B	2,476	963
臨時収益		—	106
再保険収入		—	—
危険準備金戻入額		—	106
その他臨時収益		—	—
臨時費用		360	—
再保険料		—	—
危険準備金繰入額		354	—
個別貸倒引当金繰入額		5	—
特定海外債権引当勘定繰入額		—	—
貸付金償却		—	—
その他臨時費用		—	—
臨時損益	C	△ 360	106
経常利益	A＋B＋C	2,115	1,070

（注）金銭の信託運用損益については、キャピタル損益である金銭の信託売却損益を除き、インカム収益に該当する金額であるため、当該金額については基礎利益に含めて記載しています。

Ⅴ－11 利源別損益

〈参考〉

（単位：百万円）

	平成21年度	平成22年度
費差損益	△ 3,726	△ 3,888
危険差損益	9,608	9,528
利差損益	1,731	1,744
三利源合計	7,613	7,385

（注）1．費差損益は、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差から生じる損益です。
2．危険差損益は、予定死亡率等に基づく保険金・給付金等支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差から生じる損益です。
3．利差損益は、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益との差から生じる損益です。
4．三利源合計と基礎利益との相違は、主として三利源計算の基礎となる責任準備金と貸借対照表に計上している責任準備金との差によるものです。

Ⅴ−12. 会計監査人の監査の状況

計算書類等（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書）については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受け、適法意見を得ております。

Ⅴ−13. 財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表につきましては、取締役社長である橋本和生が適正に作成されたこと、および財務諸表の作成に係る内部監査が有効であることを平成23年5月27日付で以下のとおり確認しています。

財務諸表等の作成にあたり、業務分担及び責任部門が明確化されており、各責任部門において適切な業務体制が構築されております。

業務の実施部門から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行の適切性・有効性を検証しており、監査結果については経営者に対し適切に報告されております。

重要な経営情報については、取締役会及び経営会議において適切に付議・報告されております。

以上を前提に、財務諸表等の作成過程において、以下の方法でその適正性を確認しております。

1.財務諸表等の原稿を作成した各部長は、その作成過程を点検した上で適正であることを確認するとともに、適正であると判断した根拠を示した適正性に関する内部確認書を提出しております。

2.財務諸表等の記載内容の適正性については、内部監査部門の監査を受け、重要な指摘事項がない旨の監査報告書の提出を受けております。

3.監査対象となる会計に関する部分については、会計監査人の監査を受け、記載内容に関し重要な指摘事項がないことを確認しております。

4.第1項及至第3項に係る書類を経営会議に提出した上で協議し、取締役会において財務諸表等が適正に作成されたこと及び財務諸表等の作成に係る内部監査が有効であることの確認決議をしております。

5.第1項及び第2項に係る書類を監査役に提出し、監査を受けております。

※本確認書は、2005年（平成17年）10月7日付金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」に基づくものであります。

Ⅴ−14. 継続企業の前提に関する注記

該当ありません。

Ⅵ. 業務の状況を示す指標等

Ⅵ－1　主要な業務の状況を示す指標等

（1）決算業績の概況

損益の状況につきましては、経常収益は保険料等収入1,056億円（対前年度比141億円増）、資産運用収益94億円（同5億円増）、その他経常収益9億円（同2億円減）となった結果、1,160億円（同144億円増）となりました。

一方、経常費用は保険金等支払金390億円（同16億円増）、責任準備金等繰入額551億円（同121億円増）、資産運用費用0.4億円（同0.2億円減）、事業費195億円（同17億円増）、その他経常費用10億円（同0.4億円増）となった結果、1,149億円（同155億円増）となりました。

この結果、経常利益は1,070百万円（同1,045百万円減）となり、特別利益0百万円、特別損失340百万円（同251百万円増）、契約者配当準備金繰入額1,095百万円（同26百万円減）を加減算し、税引前当期純損失365百万円となりました。

さらに法人税及び住民税1,085百万円（同2,311百万円減）、法人税等調整額△1,172百万円を加減算した結果、当期純損失は278百万円となりました。

（2）保有契約高及び新契約高

保有契約高

（単位：千件、百万円）

区　分	平成21年度末				平成22年度末			
	件数	前年度末比	金額	前年度末比	件数	前年度末比	金額	前年度末比
個人保険	555	111.1%	4,004,461	105.1%	626	112.8%	4,348,942	108.6%
個人年金保険	53	96.3	197,176	96.3	54	100.5	199,294	101.1
団体保険	—	—	1,105,286	109.9	—	—	1,128,752	102.1

（注）個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

（単位：千件、百万円）

区　分	平成21年度						平成22年度					
	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加	件数	前年度比	金額	前年度比	新契約	転換による純増加
個人保険	97	115.5%	641,732	107.9%	641,732	—	113	117.0%	811,820	126.5%	811,820	—
個人年金保険	1	85.9	5,194	76.9	5,194	—	2	234.9	12,273	236.3	12,273	—
団体保険	—	—	31,321	110.6	31,321	—	—	—	12,630	40.3	12,630	—

（注）新契約の個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資です。

（3）年換算保険料

保有契約

（単位：百万円）

区　分	平成21年度末		平成22年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	57,758	105.3%	62,874	108.9%
個人年金保険	11,966	96.5	12,079	100.9
合計	69,725	103.6	74,954	107.5
うち医療保障・生前給付保障等	13,610	111.6	14,776	108.6

新契約

（単位：百万円）

区　分	平成21年度		平成22年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	8,961	106.4%	10,809	120.6%
個人年金保険	306	78.4	695	226.9
合計	9,268	105.1	11,504	124.1
うち医療保障・生前給付保障等	2,509	102.3	2,338	93.2

（注）1．年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額）です。
2．「医療保障・生前給付保障等」欄には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病診断給付等）等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

（4） 保障機能別保有契約高

（単位：百万円）

区分			保有契約高	
			平成21年度末	平成22年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	3,984,349	4,328,832
		個人年金保険	—	—
		団体保険	1,105,233	1,128,690
		その他共計	5,089,583	5,457,523
	災害死亡	個人保険	(429,028)	(427,850)
		個人年金保険	(185)	(175)
		団体保険	(23,252)	(22,549)
		その他共計	(452,466)	(450,575)
	その他の条件付死亡	個人保険	(5,324)	(6,157)
		個人年金保険	(—)	(—)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(5,324)	(6,157)
生存保障	満期・生存給付	個人保険	20,111	20,110
		個人年金保険	194,049	195,972
		団体保険	—	—
		その他共計	214,161	216,082
	年金	個人保険	(—)	(—)
		個人年金保険	(30,318)	(30,422)
		団体保険	(6)	(7)
		その他共計	(30,325)	(30,429)
	その他	個人保険	—	—
		個人年金保険	3,127	3,322
		団体保険	53	61
		その他共計	3,180	3,384
入院保障	災害入院	個人保険	(1,160)	(1,211)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(45)	(44)
		その他共計	(1,217)	(1,268)
	疾病入院	個人保険	(1,197)	(1,248)
		個人年金保険	(2)	(1)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(1,209)	(1,260)
	その他の条件付入院	個人保険	(3,397)	(4,038)
		個人年金保険	(1)	(1)
		団体保険	(—)	(—)
		その他共計	(3,399)	(4,039)

（注）1. 括弧内数値は主契約の付随保障部分および特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。
2. 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。
3. 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。
4. 生存保障のその他欄の金額は個人年金保険（年金支払開始後）、団体保険（年金特約年金支払開始後）の責任準備金を表します。
5. 入院保障欄の金額は入院給付日額を表します。
6. 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

（単位：件）

区分		保有件数	
		平成21年度末	平成22年度末
障害保障	個人保険	(37,726)	(38,264)
	個人年金保険	(30)	(28)
	団体保険	(29,947)	(27,715)
	その他共計	(67,703)	(66,007)
手術保障	個人保険	(307,973)	(339,774)
	個人年金保険	(427)	(402)
	団体保険	(—)	(—)
	その他共計	(308,400)	(340,176)

（5）個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

（単位：百万円）

区分		保有契約高	
		平成21年度末	平成22年度末
死亡保険	終身保険	800,202	901,479
	定期付終身保険	—	—
	定期保険	2,783,498	3,062,530
	その他共計	3,951,402	4,295,202
生死混合保険	養老保険	29,917	30,893
	こども保険	20,111	20,110
	定期付養老保険	—	—
	生存給付金付定期保険	919	890
	その他共計	53,059	53,740
年金保険	個人年金保険	197,176	199,294
災害・疾病関係特約	災害割増特約	217,547	217,844
	傷害特約	163,041	163,428
	災害入院特約	623	603
	疾病入院特約	660	640
	成人病保障特約	192	205
	その他の条件付入院特約	180	195

（注） 1. 個人年金保険の金額は年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。
2. 入院特約の金額は入院給付日額を表します。
3. 成人病保障特約には成人病入院特約、男性生活習慣病特約（M０８）を含んでいます。

（6） 異動状況の推移

① 個人保険

（単位：件、百万円）

区分	平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	500,176	3,809,387	555,773	4,004,461
新契約	97,128	641,732	113,625	811,820
更新	1,770	10,861	1,819	11,099
復活	3,927	32,088	4,590	31,020
保険金額の増加	—	—	—	—
転換による増加	—	—	—	—
その他の異動による増加	—	5,718	—	6,099
死亡	1,170	5,466	1,298	6,857
満期	3,160	16,535	2,903	16,121
保険金額の減少	—	16,085	—	13,681
転換による減少	—	—	—	—
解約	32,125	312,994	32,863	329,039
失効	10,541	82,818	11,519	85,291
その他の異動による減少	232	61,425	253	64,567
年末現在	555,773	4,004,461	626,971	4,348,942
（増加率）	(11.1%)	(5.1%)	(12.8%)	(8.6%)
純増加	55,597	195,074	71,198	344,481
（増加率）	(21.6%)	(11.7%)	(28.1%)	(76.6%)

（注） 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主要保障部分の合計です。

② 個人年金保険

（単位：件、百万円）

区分	平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	56,010	204,720	53,911	197,176
新契約	1,210	5,194	2,842	12,273
復活	4	28	3	15
金額の増加	—	—	—	—
転換による増加	—	—	—	—
その他の異動による増加	236	1,753	201	1,731
死亡	110	386	115	636
支払満了	75	523	78	996
金額の減少	—	913	—	308
転換による減少	—	—	—	—
解約	3,132	11,320	2,387	8,700
失効	49	239	34	122
その他の異動による減少	183	1,137	155	1,140
年末現在	53,911	197,176	54,188	199,294
（増加率）	(△ 3.7%)	(△ 3.7%)	(0.5%)	(1.1%)
純増加	△ 2,099	△ 7,543	277	2,117
（増加率）	(—)	(—)	(—)	(—)

（注） 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金の合計です。

③ 団体保険

（単位：件、百万円）

区分	平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額
年始現在	6,784,337	1,005,352	6,549,315	1,105,286
新契約	79,264	31,321	40,359	12,630
更新	6,713,849	1,100,074	6,536,096	1,154,388
復活	11	110	287	717
中途加入	318,140	118,729	340,689	132,453
保険金額の増加	—	18,726	—	5,627
その他の異動による増加	158	185	6,772	2,459
死亡	17,665	1,700	17,395	1,712
満期	6,754,669	1,021,646	6,576,204	1,122,674
脱退	571,329	102,997	549,905	113,348
保険金額の減少	—	36,254	—	37,554
解約	1,538	4,871	1,670	5,844
失効	88	576	509	1,557
その他の異動による減少	1,155	1,167	1,737	2,119
年末現在	6,549,315	1,105,286	6,326,098	1,128,752
（増加率）	（△ 3.5%）	（9.9%）	（△ 3.4%）	（2.1%）
純増加	△ 235,022	99,934	△ 223,217	23,465
（増加率）	（—）	（—）	（—）	（△ 76.5%）

（注）1．金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2．件数は、被保険者数を表します。

（7）契約者配当の状況

① 5年ごと利差配当付　個人保険および個人年金保険

配当基準利回りは次のとおりです。

		平成21年度	平成22年度
個人保険	下記以外	1.65%	1.65%
	一時払終身保険（注）	1.45%	1.35%
個人年金保険		1.65%	1.65%

（注）平成17年12月1日以降の契約

責任準備金等の運用益が予定した運用益を上回る運用成果となった場合に、契約者配当準備金を積み立て、下回った場合には契約者配当準備金を取り崩します。平成22年度は、上記の配当基準利回り、および、予定利率に基づき契約者配当準備金を算出しました。

なお、この契約者配当準備金は契約者配当金として確定したものではなく、今後の運用実績等によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

② 団体保険

団体の規模、保険金支払実績等に応じて算出した契約者配当準備金を積み立てました。

Ⅵ－2　保険契約に関する指標等

（1）保有契約増加率

区　　分	平成21年度	平成22年度
個　人　保　険	5.1%	8.6%
個人年金保険	△ 4.1	1.0
団　体　保　険	9.9	2.1

（注）個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

（2）新契約平均保険金及び保有契約平均保険金（個人保険）

（単位：千円）

区　　分	平成21年度	平成22年度
新契約平均保険金	6,607	7,144
保有契約平均保険金	7,205	6,936

（3）新契約率（対年度始）

区　　分	平成21年度	平成22年度
個　人　保　険	16.8%	20.3%
個人年金保険	2.6	6.3
団　体　保　険	3.1	1.1

（注）個人年金保険の分母（年度始の契約高）は年金支払開始前契約です。

（4）解約失効率（対年度始）

区　　分	平成21年度	平成22年度
個　人　保　険	10.0%	9.9%
個人年金保険	6.1	4.7
団　体　保　険	2.3	3.5

（注）1．解約失効率は、契約高の減額・増額および契約復活高により解約・失効高を修正して算出した率を表します。
2．個人年金保険は年金支払開始前契約について算出しています。

（5）個人保険新契約平均保険料（月払契約）

（単位：円）

平成21年度	平成22年度
8,769	9,638

（6）死亡率（個人保険主契約）

件数率		金額率	
平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
2.22‰	2.19‰	1.40‰	1.64‰

（7）特約発生率（個人保険）

区分		平成21年度	平成22年度
災害死亡保障契約	件数 金額	0.19‰ 0.13‰	0.07‰ 0.03‰
障害保障契約	件数 金額	0.16 0.04	0.24 0.03
災害入院保障契約	件数 金額	4.32 112.14	3.53 90.19
疾病入院保障契約	件数 金額	33.70 572.35	33.92 595.42
成人病入院保障契約	件数 金額	8.92 210.57	8.55 187.52
疾病・傷害手術保障契約	件数	28.04	27.05
成人病手術保障契約	件数	9.61	11.03

（8）事業費率（対収入保険料）

平成21年度	平成22年度
19.6%	18.7%

（9）保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成21年度	平成22年度
4社	4社

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位５社に対する支払再保険料の割合

平成21年度	平成22年度
100%	100%

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

格付区分	平成21年度	平成22年度
AAA	—	—
AA＋	28.7%	26.0%
AA	—	—
AA−	32.8%	34.2%
A＋	38.5%	39.8%
A	—	—
A−	—	—
計	100.0%	100.0%

(注) 格付はS&P社によるものに基づいております。

(12) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成21年度	平成22年度
—	100

上記は支払備金のみ。再保険金の未精算は平成２２年度４０百万円、平成２１年度はなし。

(13) 第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合

	平成21年度	平成22年度
第三分野発生率	34.0%	38.1%
医療（疾病）	30.8%	34.7%
がん	50.6%	54.9%
介護	—	—
その他	25.2%	23.1%

(注) 上表の割合は「①発生保険金額÷②経過保険料」で算出しています。
①発生保険金額は、「保険金、給付金等の支払額＋支払備金の繰入額（既発生未報告分に係る支払備金を除く）＋保険金、給付金等の支払いに係る事業費等」の算出により集計したものです。
②経過保険料は、貯蓄保険料を除いて該当する事業年度の経過期間に対応する責任に相当する金額を集計したものです。

Ⅵ－3　経理に関する指標等

（1）支払備金明細表

（単位：百万円）

区分		平成21年度末	平成22年度末
保険金	死亡保険金	1,462	1,840
	災害保険金	5	80
	高度障害保険金	14	5
	満期保険金	—	2
	その他	—	—
	小計	1,482	1,928
年金		—	0
給付金		454	509
解約返戻金		1,055	954
保険金据置支払金		1	0
その他共計		2,998	3,420

（2）責任準備金明細表

（単位：百万円）

区分		平成21年度末	平成22年度末
責任準備金（除危険準備金）	個人保険	332,727	379,449
	個人年金保険	69,456	77,592
	団体保険	147	156
	その他	2	2
	小計	402,334	457,201
危険準備金		4,859	4,752
合計		407,193	461,954

（注）上表の数値はすべて一般勘定のものです。

（3）責任準備金残高の内訳

（単位：百万円）

区分	保険料積立金	未経過保険料	危険準備金	合計
平成21年度末	388,037	14,296	4,859	407,193
平成22年度末	440,647	16,553	4,752	461,954

（4）個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高（契約年度別）

① 責任準備金の積立方式、積立率

区　　分		平成21年度末	平成22年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	平準純保険料式	平準純保険料式
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率（危険準備金を除く）		100.0%	100.0%

（注）1．積立方式および積立率は、個人保険と個人年金保険を対象としています。なお、団体保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上表には含んでいません。
2．積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成８年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、および未経過保険料に対する積立率を記載しています。

② 責任準備金残高（契約年度別）

契約年度	責任準備金残高	予定利率
平成8年度～平成12年度	120,315 百万円	2.00%～3.10%
平成13年度～平成17年度	199,925	1.50%
平成18年度	30,561	1.50%
平成19年度	29,505	1.50%
平成20年度	26,877	1.50%
平成21年度	23,636	1.50%
平成22年度	26,220	1.50%

（注）1．「責任準備金残高」は、個人保険および個人年金保険の責任準備金（特別勘定の責任準備金および危険準備金を除く）を記載しています。
2．「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

（5）特別勘定を設けた最低保証のある保険契約に係る一般勘定における責任準備金、算出方法、計算の基礎となる係数

該当ありません。

（6）契約者配当準備金明細表

（単位：百万円）

区　　分		個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険	合　計
平成21年度	前年度末現在	129	10	1,263	12	1,415
	利息による増加	0	0	—	—	1
	配当金支払による減少	6	0	1,028	11	1,047
	当年度繰入額	11	0	1,097	13	1,122
	当年度末現在	135	9	1,332	14	1,491
		(67)	(9)	(—)	(—)	(76)
平成22年度	前年度末現在	135	9	1,332	14	1,491
	利息による増加	1	0	—	—	1
	配当金支払による減少	6	0	1,110	13	1,130
	当年度繰入額	6	0	1,074	15	1,095
	当年度末現在	136	9	1,296	16	1,457
		(85)	(9)	(—)	(—)	(94)

（注）（ ）内はうち積立配当金額です。

(7) 引当金明細表

(単位：百万円)

区分		前期末残高	当期末残高	当期増減(△)額	計上の理由及び算定方法
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	貸借対照表の注記に記載したとおりであります。
	個別貸倒引当金	7	6	△ 0	
	特定海外債権引当勘定	—	—	—	
	計	7	6	△ 0	
役員賞与引当金		15	—	△15	役員の賞与の支給見込額のうち、期末において発生したと認められる額を計上しております。
価格変動準備金		542	631	89	貸借対照表の注記に記載したとおりであります。

(8) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(9) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区分			前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	摘要
資本金			20,000	—	—	20,000	
	うち既発行株式	普通株式	(500,000株) 20,000	(　— 株) —	(　— 株) —	(500,000株) 20,000	
		計	20,000	—	—	20,000	
資本剰余金		資本準備金	—	—	—	—	
		その他資本剰余金	—	—	—	—	
		計	—	—	—	—	

(10) 保険料明細表

(単位：百万円)

区分	平成21年度	平成22年度
個人保険	75,493	89,389
(うち一時払)	(5,339)	(12,682)
(うち年払)	(15,761)	(18,227)
(うち半年払)	(282)	(327)
(うち月払)	(54,109)	(58,151)
個人年金保険	11,837	11,621
(うち一時払)	(—)	(—)
(うち年払)	(871)	(936)
(うち半年払)	(33)	(31)
(うち月払)	(10,932)	(10,653)
団体保険	3,824	3,918
その他共計	91,188	104,966

(11) 保険金明細表

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度合計	平成22年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡保険金	6,367	7,988	6,056	3	1,928	0
災害保険金	102	43	41	—	1	—
高度障害保険金	469	416	282	—	134	—
満期保険金	1,534	1,285	1,285	—	—	—
そ　の　他	60	105	98	—	7	—
合　　計	8,535	9,840	7,764	3	2,071	0

(12) 年金明細表

（単位：百万円）

平成21年度合計	平成22年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
530	609	180	421	7	—

(13) 給付金明細表

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度合計	平成22年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
死亡給付金	197	199	—	199	—	—
入院給付金	1,171	1,362	1,356	0	3	2
手術給付金	865	1,018	1,017	0	—	—
障害給付金	5	6	4	—	1	—
生存給付金	933	888	888	—	—	—
そ　の　他	415	593	593	0	—	0
合　　計	3,589	4,069	3,861	200	5	2

(14) 解約返戻金明細表

（単位：百万円）

平成21年度合計	平成22年度合計	個人保険	個人年金保険	団体保険	その他の保険
24,080	23,774	20,837	2,937	—	—

⑮ 減価償却費明細表

（単位：百万円）

区分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有形固定資産	811	125	554	256	68.4%
建物	40	11	19	21	47.3
その他の有形固定資産	770	114	535	235	69.5
無形固定資産	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
合計	811	125	554	256	68.4

⑯ 事業費明細表

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度
営業活動費	6,419	7,657
営業管理費	93	113
一般管理費	11,350	11,806
合計	17,863	19,577

（注）一般管理費に含まれる、保険業法第265条の33の規定に基づく当社の負担金は以下のとおりです。
・保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金
平成21年度81百万円、平成22年度89百万円

⑰ 税金明細表

（単位：百万円）

区分	平成21年度	平成22年度
国税	155	179
消費税	3	4
地方法人特別税	122	141
印紙税	29	33
登録免許税	—	—
その他の国税	—	—
地方税	177	204
地方消費税	0	1
法人住民税	—	—
法人事業税	161	186
固定資産税	2	1
不動産取得税	—	—
事業所税	12	13
その他の地方税	0	0
合計	333	383

⑱ リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース契約1件あたりの金額が300万円未満のため、記載を省略しています。

⑲ 借入金残存期間別残高

該当ありません。

Ⅵ－4　資産運用に関する指標等（一般勘定）

（1）資産運用の概況

①　平成22年度の資産の運用概況

イ．運用環境

平成22年度のわが国経済は、新興国・資源国経済の成長を背景とした輸出の増加や政策効果に支えられた個人消費の比較的堅調な動きにより、上半期は改善傾向を辿りました。第3四半期には海外経済の減速や自動車等の駆け込み需要や猛暑効果の反動による消費の落ち込みから、停滞感が強まりましたが、その後再び海外経済の成長率が高まるなかで輸出が増加基調に戻りつつあることから、年度末にかけて景気は改善に向かうものと期待されました。しかし、3月に発生した東日本大震災の影響により、特に生産面を中心に大きな制約が生じたことから、当面経済活動の落ち込みは避けられないものとなりました。

このような経済情勢の下、日経平均株価は4月に11,400円台の高値を付けた後、欧州財政危機の再燃や米国経済の回復鈍化を背景に円高が進行し、8月下旬には9,000円を割り込みました。その後は日銀の包括的な金融緩和政策等により持ち直しに転じ、2月には10,800円台に上昇しました。年度末にかけて東日本大震災に伴い円が急騰するなか、一時8,200円台に下落しましたが、G7の為替協調介入もあり年度末は9,755円となりました。

長期金利（10年国債利回り）は4月の1.4%台を高値に、米国の追加金融緩和への期待等から金利低下基調となり、9月上旬には国債増発が懸念され1.2%台に上昇する局面もありましたが、10月上旬には0.9%を割り込みました。その後は米国の量的金融緩和に伴う景気見通しの改善や株式相場の上昇等もあり長期金利は反転し、2月には1.3%台に上昇し年度末には1.26%となりました。

ロ．当社の運用方針

当社は、ALM（資産・負債の総合管理）の観点から、負債である保険契約の特性を踏まえ、安定的な収益を確保することを基本方針として、長期の円建ての公社債を中心に資産の運用を行なっています。

ハ．運用実績の概況

平成22年度末の総資産は528,146百万円、運用資産は506,511百万円となりました。増加資産につきましては、国債を中心に配分しました。

なお、資産運用収支は9,457百万円となりました。

② ポートフォリオの推移

イ．資産の構成

（単位：百万円、%）

区　分	平成21年度末		平成22年度末	
	金　額	占　率	金　額	占　率
現預金・コールローン	14,849	3.2	17,585	3.3
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	25,382	5.4	30,370	5.8
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	19,916	4.2	19,963	3.8
有価証券	378,612	80.8	423,688	80.2
公社債	370,779	79.1	416,510	78.8
株式	6,892	1.5	6,188	1.2
外国証券	941	0.2	989	0.2
公社債	941	0.2	989	0.2
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	13,763	2.9	14,882	2.8
保険約款貸付	13,763	2.9	14,882	2.8
一般貸付	—	—	—	—
不動産	29	0.0	21	0.0
繰延税金資産	6,931	1.5	8,001	1.5
その他	9,509	2.0	13,640	2.6
貸倒引当金	△ 7	△ 0.0	△ 6	△ 0.0
合計	468,988	100.0	528,146	100.0
うち外貨建資産	—	—	—	—

ロ．資産の増減

（単位：百万円）

区　分	平成21年度	平成22年度
現預金・コールローン	1,703	2,735
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	△ 6,745	4,987
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	△ 16,379	46
有価証券	57,447	45,075
公社債	55,394	45,731
株式	2,050	△ 704
外国証券	2	48
公社債	2	48
株式等	—	—
その他の証券	—	—
貸付金	1,243	1,118
保険約款貸付	1,243	1,118
一般貸付	—	—
不動産	17	△ 7
繰延税金資産	2,048	1,069
その他	634	4,130
貸倒引当金	△ 4	0
合計	39,966	59,158
うち外貨建資産	—	—

（2）運用利回り

区　分	平成21年度	平成22年度
現預金・コールローン	0.00 %	0.00 %
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	0.15	0.12
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	2.61	1.93
有価証券	2.23	2.19
うち公社債	2.22	2.18
うち株式	3.43	4.20
うち外国証券	2.80	2.45
貸付金	3.00	3.00
うち一般貸付	—	—
不動産	—	—
一般勘定計	2.06	1.96

（注）利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りです。

（3）主要資産の平均残高

（単位：百万円）

区　分	平成21年度	平成22年度
現預金・コールローン	11,940	15,516
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	18,763	23,633
買入金銭債権	—	—
商品有価証券	—	—
金銭の信託	26,494	20,000
有価証券	348,789	393,791
うち公社債	344,904	389,905
うち株式	2,885	2,885
うち外国証券	1,000	1,000
貸付金	13,006	14,313
うち一般貸付	—	—
不動産	26	31
一般勘定計	429,460	481,724
うち海外投融資	1,000	1,000

（4）資産運用収益明細表

（単位：百万円）

区　分	平成21年度	平成22年度
利息及び配当金等収入	8,070	8,960
商品有価証券運用益	—	—
金銭の信託運用益	691	385
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	152	151
有価証券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
為替差益	—	—
その他運用収益	3	—
合計	8,916	9,497

（5）資産運用費用明細表

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度	平成22年度
支　払　利　息	55	35
商品有価証券運用損	—	—
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	—	—
有価証券評価損	—	—
有価証券償還損	—	—
金融派生商品費用	—	—
為　替　差　損	—	—
貸倒引当金繰入額	5	—
貸付金償却	—	—
賃貸用不動産等減価償却費	—	—
その他運用費用	4	4
合　　計	64	40

（6）利息及び配当金等収入明細表

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度	平成22年度
預　貯　金　利　息	0	0
有価証券利息・配当金	7,631	8,486
公　社　債　利　息	7,507	8,341
株　式　配　当　金	99	121
外国証券利息配当金	24	24
貸　付　金　利　息	390	429
不　動　産　賃　貸　料	—	—
そ　の　他　共　計	8,070	8,960

（7）有価証券売却益明細表

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度	平成22年度
国　債　等　債　券	152	151
株　　式　　等	—	—
外　国　証　券	—	—
そ　の　他　共　計	152	151

（8）有価証券売却損明細表

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度	平成22年度
国　債　等　債　券	—	—
株　　式　　等	—	—
外　国　証　券	—	—
そ　の　他　共　計	—	—

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

（単位：百万円、%）

区分	平成21年度末		平成22年度末	
	金額	占率	金額	占率
国債	243,074	64.2	285,772	67.4
地方債	52,132	13.8	56,588	13.4
社債	75,571	20.0	74,149	17.5
うち公社・公団債	63,483	16.8	62,151	14.7
株式	6,892	1.8	6,188	1.5
外国証券	941	0.2	989	0.2
公社債	941	0.2	989	0.2
株式等	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合計	378,612	100.0	423,688	100.0

(13) 有価証券の残存期間別残高

（単位：百万円）

区分	平成21年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	1,616	3,037	6,198	15,246	18,296	334,217	378,612
国債	708	513	5,586	12,817	7,429	216,020	243,074
地方債	—	952	612	529	3,572	46,465	52,132
社債	908	1,103	—	1,899	7,294	64,366	75,571
株式						6,892	6,892
外国証券	—	467	—	—	—	473	941
公社債	—	467	—	—	—	473	941
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

（単位：百万円）

区分	平成22年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超（期間の定めのないものを含む）	合計
有価証券	1,537	2,838	12,904	19,886	32,756	353,763	423,688
国債	—	1,231	12,064	16,224	23,494	232,759	285,772
地方債	641	912	—	532	3,637	50,864	56,588
社債	401	694	840	3,130	5,624	63,457	74,149
株式						6,188	6,188
外国証券	494	—	—	—	—	495	989
公社債	494	—	—	—	—	495	989
株式等	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—	—
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—

(14) 保有公社債の期末残高利回り

区　　分	平成21年度	平成22年度
公　　社　　債	2.18％	2.09％
外　国　公　社　債	2.45	2.45

(15) 業種別株式保有明細表

（単位：百万円、％）

区　　分		平成21年度末		平成22年度末	
		金　額	占　率	金　額	占　率
水産・農林業		—	—	—	—
鉱業		—	—	—	—
建設業		—	—	—	—
製造業	食料品	—	—	—	—
	繊維製品	—	—	—	—
	パルプ・紙	—	—	—	—
	化学	—	—	—	—
	医薬品	—	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	—	—	—	—
	機械	—	—	—	—
	電気機器	31	0.5	33	0.6
	輸送用機器	4,806	69.7	4,636	74.9
	精密機器	2,055	29.8	1,518	24.5
	その他製品	—	—	—	—
電気・ガス業		—	—	—	—
運輸・情報通信業	陸運業	—	—	—	—
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	—	—	—	—
	情報・通信業	—	—	—	—
商業	卸売業	—	—	—	—
	小売業	—	—	—	—
金融・保険業	銀行業	—	—	—	—
	証券、商品先物取引業	—	—	—	—
	保険業	—	—	—	—
	その他金融業	—	—	—	—
不動産業		—	—	—	—
サービス業		—	—	—	—
合計		6,892	100.0	6,188	100.0

（注）業種区分は証券コード協議会の業種別分類項目に準拠しています。

⑯ 貸付金明細表

（単位：百万円）

区分		平成21年度末	平成22年度末
保険約款貸付		13,763	14,882
	契約者貸付	11,858	12,942
	保険料振替貸付	1,905	1,939
一般貸付		—	—
（うち非居住者貸付）		（　—　）	（　—　）
	企業貸付	—	—
	（うち国内企業向け）	（　—　）	（　—　）
	国・国際機関・政府関係機関貸付	—	—
	公共団体・公企業貸付	—	—
	住宅ローン	—	—
	消費者ローン	—	—
	その他	—	—
合計		13,763	14,882

⑰ 貸付金残存期間別残高

該当ありません。

⑱ 国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

⑲ 貸付金業種別内訳

該当ありません。

⑳ 貸付金使途別内訳

該当ありません。

㉑ 貸付金地域別内訳

該当ありません。

㉒ 貸付金担保別内訳

該当ありません。

㉓ 有形固定資産明細表

① 有形固定資産の明細

（単位：百万円）

	区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
平成21年度	土地	—	—	—	—	—	—	— %
	建物	11	29	6	5	29	7	21.5
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	145	98	1	93	149	438	74.6
	合計	156	128	8	98	178	446	71.5

（単位：百万円）

	区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	償却累計額	償却累計率
平成22年度	土地	—	—	—	—	—	—	— %
	建物	29	3	—	11	21	19	47.3
	建設仮勘定	—	—	—	—	—	—	—
	その他の有形固定資産	149	202	2	114	235	535	69.5
	合計	178	205	2	125	256	554	68.4

② 不動産残高及び賃貸用ビル保有数

（単位：百万円、棟）

区分		平成21年度末	平成22年度末
不動産残高		29	21
	営業用	29	21
	賃貸用	—	—
賃貸用ビル保有数		—	—

㉔ 固定資産等処分益明細表

（単位：百万円）

区分		平成21年度	平成22年度
有形固定資産		—	—
	土地	—	—
	建物	—	—
	その他	—	—
無形固定資産		—	—
その他		—	—
合計		—	—

⑵5 固定資産等処分損明細表

（単位：百万円）

区分		平成21年度	平成22年度
有形固定資産		8	0
	土地	—	—
	建物	6	—
	その他	1	0
無形固定資産		—	—
その他		—	—
合計		8	0

⑵6 賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

⑵7 海外投融資の状況

① 資産別明細

イ．外貨建資産

該当ありません。

ロ．円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

ハ．円貨建資産

（単位：百万円、％）

区分	平成21年度末		平成22年度末	
	金額	占率	金額	占率
非居住者貸付	—	—	—	—
公社債(円建外債)・その他	941	100.0	989	100.0
小計	941	100.0	989	100.0

ニ．合計

（単位：百万円、％）

区分	平成21年度末		平成22年度末	
	金額	占率	金額	占率
海外投融資	941	100.0	989	100.0

② 地域別構成

（単位：百万円、%）

区分	平成21年度末								平成22年度末							
	外国証券						非居住者貸付		外国証券						非居住者貸付	
			公社債		株式等						公社債		株式等			
	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率	金額	占率
北米	941	100.0	941	100.0	—	—	—	—	989	100.0	989	100.0	—	—	—	—
ヨーロッパ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
オセアニア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アジア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中南米	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アフリカ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際機関	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	941	100.0	941	100.0	—	—	—	—	989	100.0	989	100.0	—	—	—	—

③ 外貨建資産の通貨別構成

該当ありません。

⑵8 海外投融資利回り

平成21年度	平成22年度
2.80%	2.45%

⑵9 公共関係投融資の概況（新規引受額、貸出額）

該当ありません。

⑶0 各種ローン金利

該当ありません。

⑶1 その他の資産明細表

該当ありません。

Ⅵ－5　有価証券等の時価情報（一般勘定）

（1）有価証券の時価情報

① 売買目的有価証券の評価損益

該当ありません。

② 有価証券の時価情報（売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの）

（単位：百万円）

区分			平成21年度末				
			帳簿価額	時価	差損益		
						差益	差損
	満期保有目的の債券		280,858	279,726	△ 1,132	4,589	5,721
	責任準備金対応債券		8,834	8,883	48	72	23
	子会社・関連会社株式		—	—	—	—	—
	その他有価証券		102,622	108,836	6,214	6,457	243
		公社債	78,736	81,086	2,349	2,443	93
		株式	2,885	6,892	4,006	4,006	—
		外国証券	1,000	941	△ 58	—	58
		公社債	1,000	941	△ 58	—	58
		株式等	—	—	—	—	—
		その他の証券	—	—	—	—	—
		買入金銭債権	—	—	—	—	—
		譲渡性預金	—	—	—	—	—
		その他	20,000	19,916	△ 83	7	90
	合計		392,315	397,446	5,131	11,118	5,987
	公社債		368,429	369,695	1,266	7,104	5,838
	株式		2,885	6,892	4,006	4,006	—
	外国証券		1,000	941	△ 58	—	58
		公社債	1,000	941	△ 58	—	58
		株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券		—	—	—	—	—
	買入金銭債権		—	—	—	—	—
	譲渡性預金		—	—	—	—	—
	その他		20,000	19,916	△ 83	7	90

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、20,000百万円、△83百万円です。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は保有していません。

（単位：百万円）

区分			平成22年度末				
			帳簿価額	時価	差損益		
						差益	差損
	満期保有目的の債券		300,252	304,047	3,795	8,135	4,340
	責任準備金対応債券		16,887	17,045	158	256	97
	子会社・関連会社株式		—	—	—	—	—
	その他有価証券		120,011	126,511	6,499	6,740	240
		公社債	96,126	99,370	3,244	3,405	160
		株式	2,885	6,188	3,302	3,302	—
		外国証券	1,000	989	△ 10	—	10
		公社債	1,000	989	△ 10	—	10
		株式等	—	—	—	—	—
		その他の証券	—	—	—	—	—
		買入金銭債権	—	—	—	—	—
		譲渡性預金	—	—	—	—	—
		その他	20,000	19,963	△ 36	32	69
	合計		437,151	447,604	10,453	15,132	4,679
	公社債		413,265	420,463	7,197	11,797	4,599
	株式		2,885	6,188	3,302	3,302	—
	外国証券		1,000	989	△ 10	—	10
		公社債	1,000	989	△ 10	—	10
		株式等	—	—	—	—	—
	その他の証券		—	—	—	—	—
	買入金銭債権		—	—	—	—	—
	譲渡性預金		—	—	—	—	—
	その他		20,000	19,963	△ 36	32	69

（注）1. 本表には、金融商品取引法上の有価証券として取り扱うことが適当と認められるもの等を含んでいます。
2. 金銭の信託のうち売買目的有価証券以外のものを含み、その帳簿価額、差損益は、それぞれ、20,000百万円、△36百万円です。

・時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は保有していません。

（2）金銭の信託の時価情報

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度末					平成22年度末				
	貸借対照表計上額	時　価	差　損　益			貸借対照表計上額	時　価	差　損　益		
				差益	差損				差益	差損
金銭の信託	19,916	19,916	—	—	—	19,963	19,963	—	—	—

①　運用目的の金銭の信託

該当ありません。

②　満期保有目的・責任準備金対応・その他の金銭の信託

（単位：百万円）

区　　分	平成21年度末					平成22年度末				
	帳簿価額	時　価	差　損　益			帳簿価額	時　価	差　損　益		
				差益	差損				差益	差損
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
責任準備金対応の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の金銭の信託	20,000	19,916	△ 83	7	90	20,000	19,963	△ 36	32	69

（3）デリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

Ⅶ. 保険会社の運営

Ⅶー 1　リスク管理の体制

p.45～47　Ⅲ－ 9　リスク管理態勢をご参照ください。

Ⅶー 2　法令遵守の体制

p.48～50　Ⅲ－10　コンプライアンス（法令等遵守）態勢をご参照ください。

Ⅶー 3　法第百二十一条第一項第一号の確認（第三分野保険に係るものに限る。）の合理性及び妥当性

p.50　　Ⅲ－11　第三分野保険における責任準備金の確認をご参照ください。

Ⅶー 4　金融ADR制度への対応に関する記載

p.29　　Ⅲ－2　公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介をご参照ください。

Ⅶー 5　個人データ保護について

p.51～53　Ⅲ－12　お客様情報の保護をご参照ください。

Ⅶー 6　反社会的勢力排除のための基本方針

p.42　　Ⅲ－ 6　反社会的勢力排除に向けた取組みをご参照ください。

Ⅷ. 特別勘定に関する指標等

Ⅷー 1　特別勘定資産残高の状況

該当ありません。

Ⅷー 2　個人変額保険及び個人変額年金保険特別勘定資産の運用の経過

該当ありません。

Ⅷー 3　個人変額保険及び個人変額年金保険の状況

該当ありません。

Ⅸ. 保険会社及びその子会社等の状況

Ⅸー 1　保険会社及びその子会社等の概況

該当ありません。

Ⅸー 2　保険会社及びその子会社等の主要な業務

該当ありません。

Ⅸー 3　保険会社及びその子会社等の財産の状況

該当ありません。

MEMO

日本興亜生命の現状2011

2011年7月

日本興亜生命保険株式会社
経営企画部　企画グループ

〒163-8672　東京都新宿区西新宿六丁目13番1号
新宿セントラルパークビル
TEL　03（5565）8080（代表）
FAX　03（5565）8365

NIPPONKOA
L I F E

日本興亜生命保険株式会社
東京都中央区築地3-4-2　〒104-8407　Tel.03-5565-8080
URL.http://www.nipponkoa.co.jp/life/

(99MFA811-S00) 803003 2011.7 19,000(41001)